

令和2年第1回市議会(定例会)

付議案件綴及び同説明資料綴

(その2)

堺市



## 目 次

頁

議案第 11 号	堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 .....	3
議案第 12 号	堺市事務分掌条例の一部を改正する条例 .....	5
議案第 13 号	堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例 .....	7
議案第 14 号	堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の 一部を改正する条例 .....	9
議案第 15 号	堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 .....	11
議案第 16 号	堺市市税条例の一部を改正する条例 .....	13
議案第 17 号	堺市印鑑条例の一部を改正する条例 .....	17
議案第 18 号	堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 .....	19
議案第 19 号	堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を 改正する条例 .....	21
議案第 20 号	堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 .....	23
議案第 21 号	堺市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例 .....	25
議案第 22 号	堺市手数料条例の一部を改正する条例 .....	29
議案第 23 号	堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を 改正する条例 .....	31
議案第 24 号	堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部を改正する条例 .....	33
議案第 25 号	堺市イノベーション投資促進条例 .....	35
議案第 26 号	堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部を 改正する条例 .....	43
議案第 27 号	堺市公園条例の一部を改正する条例 .....	47
議案第 28 号	堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を 改正する条例 .....	49
議案第 29 号	堺市公共下水道整備基金条例を廃止する条例 .....	51
議案第 30 号	堺市区教育・健全育成会議条例を廃止する条例 .....	53
議案第 31 号	堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を 改正する条例 .....	55

議案第 32 号	工事請負契約の締結について [(仮称) 堺市総合防災センター建設工事] .....	59
議案第 33 号	工事請負契約の締結について [(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う電気設備工事] .....	63
議案第 34 号	工事請負契約の締結について [(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う空気調和設備工事] ..	67
議案第 35 号	財産の減額貸付けについて .....	71
議案第 36 号	財産の減額貸付けについて .....	75
議案第 37 号	財産の減額貸付けについて .....	79
議案第 38 号	財産の減額貸付けについて .....	83
議案第 39 号	権利の放棄について .....	87
議案第 40 号	訴えの提起について .....	89
議案第 41 号	児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について .....	93
議案第 42 号	堺市と和泉市との間における学齢児童及び学齢生徒の教育事務の 委託に関する規約の変更に関する協議について .....	97
議案第 43 号	包括外部監査契約の締結について .....	101
議案第 44 号	本市において住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域に おける住居表示の方法について .....	103
議案第 45 号	市道路線の認定及び廃止について .....	105
議案第 46 号	地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期計画の認可について ..	121
報告第 1 号	堺市国民保護計画の変更の報告について .....	137
報告第 2 号	地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について ..	209
報告第 3 号	児童福祉法第57条の2第2項に基づく返還金及び加算金の 督促処分に係る審査請求の却下裁決の報告について .....	225

# 令和2年第1回市議会（定例会）に次の案件を提出する。

令和2年2月18日

堺市長 永 藤 英 機

- |          |  |
|----------|--|
| 議案第 11 号 | 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例                |
| 議案第 12 号 | 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例                         |
| 議案第 13 号 | 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例          |
| 議案第 14 号 | 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例    |
| 議案第 15 号 | 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 議案第 16 号 | 堺市市税条例の一部を改正する条例                           |
| 議案第 17 号 | 堺市印鑑条例の一部を改正する条例                           |
| 議案第 18 号 | 堺市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例                 |
| 議案第 19 号 | 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例            |
| 議案第 20 号 | 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例                      |
| 議案第 21 号 | 堺市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例                |
| 議案第 22 号 | 堺市手数料条例の一部を改正する条例                          |
| 議案第 23 号 | 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例             |
| 議案第 24 号 | 堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 議案第 25 号 | 堺市イノベーション投資促進条例                            |
| 議案第 26 号 | 堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例          |
| 議案第 27 号 | 堺市公園条例の一部を改正する条例                           |
| 議案第 28 号 | 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例          |
| 議案第 29 号 | 堺市公共下水道整備基金条例を廃止する条例                       |

- 議案第 30 号 堺市市区教育・健全育成会議条例を廃止する条例
- 議案第 31 号 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 32 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 33 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 34 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 35 号 財産の減額貸付けについて
- 議案第 36 号 財産の減額貸付けについて
- 議案第 37 号 財産の減額貸付けについて
- 議案第 38 号 財産の減額貸付けについて
- 議案第 39 号 権利の放棄について
- 議案第 40 号 訴えの提起について
- 議案第 41 号 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する協議について
- 議案第 42 号 堺市と和泉市との間における学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の変更に関する協議について
- 議案第 43 号 包括外部監査契約の締結について
- 議案第 44 号 本市において住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について
- 議案第 45 号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第 46 号 地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期計画の認可について
- 報告第 1 号 堺市国民保護計画の変更の報告について
- 報告第 2 号 地方自治法第180条の規定による市長専決処分の報告について
- 報告第 3 号 児童福祉法第57条の2第2項に基づく返還金及び加算金の督促処分に係る審査請求の却下裁決の報告について

## 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部を改正する条例

堺市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条」を「第16条」に、「(第16条)」を「(第17条・第18条)」に改める。

第4条第2項中「実父母を後にする」を「父母の実父母を後にする」に改める。

第13条第1項中「貸付け限度額」を「貸付限度額」に改める。

第16条第3項を次のように改める。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章中第17条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(堺市災害弔慰金等支給審査委員会)

第17条 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、堺市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員5人以内で組織する。
- 3 委員は、医師、弁護士その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市災害弔慰金の支給等に関する条例 の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）  
及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）の一部改正  
に伴う所要の改正等を行うものであること。
- (2) 法の一部改正により、市町村において災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する  
事項を調査審議する合議制の機関の設置が努力義務とされたことを踏まえ、堺市災害弔  
慰金等支給審査委員会を設置することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市事務分掌条例の一部を改正する条例

堺市事務分掌条例（昭和47年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条市長公室の分掌事務を定める部分第5号を削り、同条危機管理室の分掌事務を定める部分の次に次のように加える。

### ICTイノベーション推進室

#### (1) ICTの活用に関する事項

第1条総務局の分掌事務を定める部分第3号中「危機管理室」の次に「、ICTイノベーション推進室」を加え、同条建設局の分掌事務を定める部分中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

#### (2) 泉北ニュータウン地域の再生に関する事項

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市事務分掌条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 市長公室において分掌する泉北ニュータウン地域の再生について、関連工事が進展することに伴い、当該工事をより一層推進していくため、建設局に分掌させることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) I C Tを活用した取組を推進していくため、I C Tの活用に関する事務を分掌する市長の直轄組織として、I C Tイノベーション推進室を新設することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第36号）の一部を  
次のように改正する。

別表開票管理者 開票立会人の項の次に次のように加える。

戦略アドバイザー	ア 日額 55,000円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額 イ 月額 440,000円を超えない範囲内において、任命権者が市長の承認を得て定める額
----------	---

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

市長が特に重要と判断する政策課題について、高度かつ専門的な知識及び経験に基づき、課題解決方策に係る調査研究、企画立案及び提言等を行う「戦略アドバイザー」の職を設けることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

## 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部を改正する条例

堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が  
市長と協議して定める額

第22条中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市議会議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額について所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市プロポーザル方式等による設計業務受託者選定委員会の項附属機関の欄中「堺市プロポーザル方式等による設計業務受託者選定委員会」を「堺市プロポーザル方式等による設計業務等受託者選定委員会」に改め、同項担任事務の欄中「委託業務」の次に「(同時に建設工事を請け負わせる場合については、建設工事の請負及び当該建設工事に関連する設計の委託業務とする。)」を加え、同表さかいNPO協働大賞選考委員会の項を削る。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日において、現にさかいNPO協働大賞選考委員会の委員である者の任期は、この条例による改正前の別表の規定にかかわらず、同日までとする。

## 堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 建設工事の請負とこれに関連する設計の委託とを同時に発注する場合について、公募型プロポーザル方式又は公募型設計競技方式により受託者を選定し、随意契約を締結できるようにすることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) さかいNPO協働大賞の受賞候補者の選考についての審議及び審査が完了したため、当該審議等に関する事務を行うさかいNPO協働大賞選考委員会を廃止することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市市税条例の一部を改正する条例

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（法人の市民税の課税免除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、法人の市民税を課さない。ただし、収益事業を行う場合は、この限りでない。

(1) 公益社団法人及び公益財団法人

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体

(3) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

(4) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第2項の管理組合法人及び同法第66条の団地管理組合法人

第17条の2第1項ただし書中「（平成10年法律第7号）」を削る。

第29条第2項を削り、同条第3項中「第1項第7号」を「前項第7号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、同条第5項中「又は第2項」を削り、「これらの規定」を「同項」に改め、同項を同条第4項とする。

第30条第1項中「前条第1項、第2項又は第5項」を「前条第1項又は第4項」に改め、同項第2号中「又は法第312条第3項第4号に規定する期間及び納期限」を削り、同条第2項中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

附則第17条の次に次の1条を加える。

（個人の市民税の減免の特例）

第17条の2 令和2年度分の個人の市民税に係る第29条第1項の規定の適用については、同項第2号中「年（以下この項において「賦課期日の属する年」という。）中の合計所得金額」とあるのは、「年中の所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日において適用されていた法の規定の例に

より算定された合計所得金額（以下この項において「賦課期日の属する年中の合計所得金額」という。）とする。

## 附 則

### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

### （法人の市民税に関する経過措置）

- 2 この条例による改正後の堺市市税条例第9条及び第29条の規定は、令和元年度以後の年度分の法人の市民税について適用し、平成30年度分までの法人の市民税については、なお従前の例による。

## 堺市市税条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

平成30年度税制改正において個人所得課税に関する見直しが行われたことに伴い、令和2年度分の個人の市民税の減免について特例措置を講ずるとともに、公益社団法人等(収益事業を行わない場合に限る。)に対する法人の市民税の減免について課税免除に改めることとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行すること。



## 堺市印鑑条例の一部を改正する条例

堺市印鑑条例（昭和62年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者

第10条第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 印鑑登録者が成年被後見人となったとき。

第11条の次に次の1条を加える。

(成年被後見人に係る手続)

第11条の2 成年被後見人が次に掲げる申請等の手続を行う場合においては、その者に係る成年後見人が同行し、かつ、当該成年被後見人自らが直接当該申請等の手続を行わなければならない。

- (1) 第3条本文の規定による印鑑の登録申請
- (2) 第4条第2項の規定による回答書の提出
- (3) 第9条第1項の規定による印鑑の登録廃止の届出

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市印鑑条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）の施行に伴い、及び印鑑登録事務処理要領（昭和 49 年 2 月 1 日自治振第 10 号自治省行政局振興課長通知）の一部改正に鑑み、意思能力を有する成年被後見人について、印鑑の登録申請、印鑑の登録廃止の届出等の手続を行うことができるよう改定を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであること。

## 堺市特定非営利活動促進法施行条例の 一部を改正する条例

堺市特定非営利活動促進法施行条例（平成24年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第18条中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 堺市特定非営利活動促進法施行条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）による特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行するものであること。

## 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する 条例の一部を改正する条例

堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例（平成5年条例第5号）の一部を次のように改定する。

別表中

動物の死体	収集、運搬及び処分	1回	1,900円 ただし、処分のみの場合には、無料とする。
-------	-----------	----	--------------------------------

動物の死体	収集及び運搬	1回	1,900円
	処分	1体	5,000円 ただし、動物専用炉を用いない処分の場合には、無料とする。

改める。

### 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

## 堺市廃棄物の減量化及び適正処理に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

多様な市民感情により一層配慮するため、本市における動物の死体の処分の方法等に関する見直しを行い、愛玩を目的として飼養されていた動物について、動物専用炉における焼却による処分を行うことができるようになるとともに、当該処分に係る手数料を規定することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年6月1日から施行するものであること。

## 堺市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

堺市食品衛生法施行条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、食品衛生法施行規則」を「及び食品衛生法施行規則」に、「厚生省令第23号」を「厚生省令第23号。以下「省令」という。」に改め、「及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「省令」という。）」を削る。

第2条を削る。

第3条中「別表第3」を「別表」に改め、同条を第2条とし、第4条及び第5条を1条ずつ繰り上げる。

別表第1及び別表第2を削る。

別表第3中「第3条関係」を「第2条関係」に改め、同表第1項第31号中「めん類製造業許可申請手数料」を「麵類製造業許可申請手数料」に改め、同表を別表とする。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第5条に規定する公衆衛生上必要な措置に関する基準については、この条例による改正前の第2条、別表第1及び別表第2の規定は、同法附則第5条に規定する期間において、なおその効力を有する。

## 堺市食品衛生法施行条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）の一部改正に伴い、厚生労働省令で定めることとされた営業の施設の公衆衛生上必要な措置について、本条例の規定を削除することとし、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年6月1日から施行するものであること。

## 堺市動物の愛護及び管理に関する条例の 一部を改正する条例

堺市動物の愛護及び管理に関する条例（平成17年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第2条」を「第3条」に改める。

第10条第1項各号列記以外の部分中「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」を「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下この項において「令和元年改正法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号。以下この項において「令和元年改正法経過措置政令」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」に、「次に」を「次の各号に」に改め、同項第3号中「第26条第1項」の次に「（令和元年改正法経過措置政令第3条第3項において読み替えて適用される場合を含む。）」を加え、同項中第8号を第10号とし、同項第7号中「許可証」の次に「（令和元年改正前旧法第26条第1項の規定に基づく許可に係るものを含む。）」を加え、同号を同項第9号とし、同項中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

(6) 令和元年改正前旧法第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更許可申請手数料 変更許可を受けようとする特定動物の種類の数が1である場合にあっては16,000円、2以上である場合にあっては16,000円に1を超える種類の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額

第10条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 令和元年改正法附則第4条第1項の規定によりなお効力を有することとされる令和元年改正法第1条の規定による改正前の法（第6号及び第9号において「令和元年改正前旧法」という。）第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可申請手数料 許可を受けようとする特定動物の種類の数が1である場合にあっては20,000円、2以上である場合にあっては20,000円に1を超える種類の数に10,000円を乗じて得た額を加算した額

第11条中「第34条第1項」を「第37条の3第1項」に、「動物愛護担当職員」を「動物愛護管理担当職員」に改める。

附則に次の1項を加える。

(令和2年3月2日から同年5月31日までの特例措置)

5 令和2年3月2日から同年5月31日までの間において、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）第3条第1項又は第4項の規定に基づく許可等に係る事務に関し、次の各号に掲げる手数料として当該各号に定める金額を申請者から徴収する。

- (1) 許可申請手数料 許可を受けようとする動物の種類の数が1である場合にあっては  
20,000円、2以上である場合にあっては20,000円に1を超える種類の数に  
10,000円を乗じて得た額を加算した額
- (2) 変更許可申請手数料 変更許可を受けようとする動物の種類の数が1である場合に  
あっては16,000円、2以上である場合にあっては16,000円に1を超える種類  
の数に8,000円を乗じて得た額を加算した額
- (3) 許可証の再交付手数料 1件 1,700円

#### 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、  
同年3月2日から施行する。

## 堺市動物の愛護及び管理に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行令（昭和50年政令第107号）の一部改正並びに動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第152号）の制定を踏まえ、法に基づく事務に関する手数料の規定についての見直しを行うこととし、所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年6月1日から施行することであること。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同年3月2日から施行することであること。



## 堺市手数料条例の一部を改正する条例

堺市手数料条例（平成 12 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「(昭和 62 年条例第 20 号)」を削る。

第 26 条第 1 号中「第 4 条第 3 項」を「第 4 条第 2 項」に改め、同条第 2 号中「第 4 条第 4 項」を「第 4 条第 3 項」に改め、同条第 3 号中「第 35 条」を「第 35 条第 1 項」に改め、同条第 4 号中「第 36 条」を「第 36 条第 1 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市手数料条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部を改正する条例

堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和 60 年条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 規則で定めるところにより、その営業所に置く浄化槽管理士に研修を受講させること。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 堺市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

浄化槽法（昭和58年法律第43号）の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

## 堺市幼保連携型認定こども園の設備 及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例

堺市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項の表備考1中「第12条の4第8項」を「第12条の5第8項」に改める。

第10条第3項ただし書中「第2号から第8号まで」を「次の全て」に改める。

附則第4項中「5年間」を「10年間」に、「又は児童福祉法」を「又は児童福祉法」と、「かつ、登録」とあるのは「又は登録」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定（「5年間」を「10年間」に改める部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市幼保連携型認定こども園の設備 及び運営に関する基準を定める条例 の一部改正について

### 1 改正の趣旨

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）の一部改正に伴う所要の改正等を行うものであること。

### 2 施行期日

公布の日から施行すること。ただし、附則第4項の改正規定（「5年間」を「10年間」に改める部分に限る。）は、令和2年4月1日から施行すること。

## 堺市イノベーション投資促進条例

堺市ものづくり投資促進条例（平成27年条例第17号）の全部を改正する。

### （目的）

第1条 この条例は、本市の区域内（以下「市内」という。）における工業に適した土地及び次条第3号イに規定する都市拠点に、産業に創造や革新をもたらす企業投資を誘導することにより、本市における雇用機会及び事業機会の拡大並びに産業の空洞化の防止を図り、もって、本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業者 中小企業者以外の者（会社に限る。）であつて事業を営むものをいう。
- (3) 企業立地 次に掲げる行為をいう。
  - ア 別表第1に定める区域（以下「工業適地」という。）内において、企業（個人事業者を含み、営利を目的とするものに限る。以下同じ。）が、固定資産（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第1号に規定する固定資産をいう。以下同じ。）である家屋（住家及び店舗を除く。以下同じ。）を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は同条第4号に規定する償却資産を取得して、特定事業所等の新設、拡張又は移転を行うこと。
  - イ 別表第2に定める区域（以下「都市拠点」という。）内において、企業が、固定資産である家屋を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、若しくはその建替えを行い、又は法第341条第4号に規定する償却資産を取得して、特定事業所等の新設、拡張又は移転を行うこと。
- (4) 建替え 自己の用に供している建物の全部又は一部を除却して、新たに建物を建築し、又はその一部を建て替え、特定事業所等の拡張又は機能の向上を図ることをいう。

(5) 特定事業所等 企業がその企業立地の主たる目的である事業の用に供するために設置する家屋（法第701条の31第1項第5号に規定する事業所等に該当するものに限る。）のうち、次に掲げる区分に応じ、当該区分に定めるものをいう。

ア 工業適地内に設置する場合 建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の工業専用地域内において建築することができない建物以外の建物（研究所及び高度物流施設並びに別表第3に定める事業の用に供する工場及び事務所に限るものとし、これらの附帯施設を含む。）

イ 都市拠点内に設置する場合 都市拠点内において建築することができない建物以外の建物（事務所及び研究所に限るものとし、これらの附帯施設を含む。）

(6) 投下固定資産額 企業が特定事業所等の新築、増築及び建替え並びに特定事業所等において実施する事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額をいう。

(7) 本社・企業の事業、業務等を統括する施設であって、本店として登記がなされているものをいう。

(8) 研究所 次に掲げる研究、開発又は製造に該当する行為を行う施設をいう。

ア 製品及びその製造に必要な技術の高度化又は次世代の製品の製品化のために行う研究、開発及びその試作品の製造

イ 新商品又はサービスの開発、ソフトウェアの開発その他デジタル技術を用いた開発

(9) 高度物流施設 高度な荷さばき、保管、流通加工等の機能を有する物流施設をいう。

(10) 成長産業 市場規模の拡大が見込まれる産業であって、規則で定めるものをいう。

（企業立地計画の認定等）

第3条 次の各号のいずれかに該当する企業で、第8条に規定する市税の不均一課税に係る措置（以下「不均一課税措置」という。）を受けようとするものは、規則で定めるところにより、企業立地に係る計画書（以下「企業立地計画」という。）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 第2条第3号アに規定する企業立地を行おうとする企業で、その投下固定資産額が中小企業者にあっては100,000,000円以上、大企業者にあっては1,000,000,000円以上であるもの

(2) 第2条第3号イに規定する企業立地を行おうとする企業で、その投下固定資産額が1,000,000,000円以上（本社又は研究所を新設し、拡張し、又は本市の区域外（以下「市外」という。）から市内に移転する場合にあっては、100,000,000円以上）であるもの

2 企業立地計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 認定を受けようとする企業の概要
- (2) 企業立地に係る固定資産の概要、価額及び権利関係に関する事項
- (3) 企業立地に係る資金計画、事業計画、雇用計画及び環境計画
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定による企業立地計画の提出があった場合は、次に掲げる事項について審査し、適當と認めるときは、当該企業立地計画を認定するものとする。

- (1) 企業立地計画が本市の地域経済の発展に資するものであること。
- (2) 企業立地計画が環境保全等に配慮したものであること。
- (3) 企業立地計画が企業の資力、信用及び経営能力の面から適切であること。
- (4) 成長産業に係る企業立地計画の場合については、その事業内容が成長産業に該当することが認められるものであること。
- (5) 法人（法第294条第8項の規定により法人とみなされるものを含む。）の場合にあっては暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）が同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）又は堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」という。）に、個人の場合にあっては暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

4 前項の規定により企業立地計画の認定を受けた企業（以下「認定企業」という。）は、規則で定める期間内に、当該認定を受けた企業立地計画（以下「認定計画」という。）に従い、認定計画に記載された事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。  
(認定計画の変更)

第4条 認定企業は、認定計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の承認を受けなければならない。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

(承継)

第5条 合併、営業譲渡、持ち株会社化、相続その他の理由により、認定企業の事業を承継した企業は、規則で定めるところにより、市長の承認を得て、被承継者の認定に係る権利義務を承継することができる。

(認定事業の届出)

第6条 認定企業は、認定事業を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(不均一課税に関する申請)

第7条 認定企業は、次条第1項又は第2項の規定により不均一課税措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、申請書に市長が必要と認める書類を添付して、市長に申請しなければならない。当該申請書等の記載事項に変更が生じ、又はこれらの規定の適用を受ける理由がなくなった場合も、また同様とする。

(市税の不均一課税)

第8条 認定企業が、認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った家屋及び取得した償却資産で、規則で定めるもの（増築した家屋にあっては、当該増築部分に限る。以下「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、認定事業を開始した日の属する年の翌年の1月1日（当該認定事業を開始した日が1月1日である場合は、その日）を賦課期日とする年度から起算して5年度分に限り、堺市市税条例（昭和41年条例第3号。以下「市税条例」という。）の規定により課すべき固定資産税又は都市計画税の額に第3項に規定する割合を乗じて得た額とする。

2 認定企業が認定計画に基づいて新築し、増築し、又は建替えを行った特定事業所等に対して課する事業所税（市税条例第88条第1項に規定する資産割に限る。以下同じ。）の額は、認定事業を開始した日以後最初に開始する事業年度から、当該認定事業を開始した日から5年を経過する日以後最初に終了する事業年度まで（個人事業者にあっては、同項の規定の適用を受けることとなった年から起算して5年を経過する年まで）に限り、市税条例の規定により課すべき事業所税の額に次項に規定する割合を乗じて得た額とする。ただし、増築し、又は建替えを行った特定事業所等については、これらの行為により増加することとなった面積分に限る。

3 前2項の割合は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項各号のいずれかに該当する企業（同項第2号に該当する企業にあっては、都心地域において企業立地を行う場合に限る。）が、次のいずれかに該当する場合 3分の1

ア 本社所在地が市外である企業につき、新たに市内に成長産業に関する事業の用に供する特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行った上で、市外から市内にその本社を移転する場合

イ 成長産業に関する特定事業所等である研究所を取得し、新築し、増築し、若しくは

賃借し、又はその建替えを行う場合

- (2) 第3条第1項第2号に該当する企業が、都市拠点（別表第2に定める中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域に限る。）内に投資を促進する成長産業として規則で定める事業の用に供する特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行う場合 4分の1

- (3) 前2号以外の場合 2分の1

4 第2項の規定の適用を受ける特定事業所等であるか否かの判定は、市税条例第88条第1項の課税標準の算定期間の末日の現況により行うものとする。

（認定企業の遵守事項）

第9条 認定企業は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) この条例の趣旨を尊重するとともに、認定事業を本市において10年以上継続するよう努めること。
- (2) 認定事業に係る従業者を雇用しようとするときは、市内居住者を雇用するよう努めるとともに、認定事業の実施に当たっては、地域の企業等及び研究機関との連携に努めること。
- (3) 関係法令を遵守するほか、固定資産税その他の公租公課を滞納しないこと。

（認定の取消し等）

第10条 市長は、認定企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、規則で定めるところにより、認定計画に係る認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により不均一課税措置を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、関係法令の違反、納税義務の懈怠その他著しく社会的信用を失墜させる行為をしたとき。
- (3) 認定事業の長期にわたる休止若しくは廃止又は認定計画に従った企業立地の実施がなされていないとき。
- (4) 暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者であり、又は企業の役員が暴力団員若しくは暴力団密接関係者であると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長において認定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定計画を取り消した企業に対し、不均一課税措置を受けた市税等の額と当該不均一課税措置を受けなかった場合におけるその額との差額に相当する額を本市に納入させることができる。

(報告及び立入検査)

第11条 市長は、適正な不均一課税措置を確保するため必要があると認めるときは、認定企業に対し、規則で定めるところにより、必要な報告を求め、又は当該職員をしてその事務所、事業所等に立ち入りらせ、帳簿、書類等を検査させることができる。

(企業立地に係る奨励策)

第12条 市長は、第1条に規定する目的を達成するため、不均一課税措置のほか、産業集積の高度化、環境との調和、産業用地の維持及び創出並びに企業等における有益な情報の提供に関する施策その他企業立地を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(固定資産税又は都市計画税に係る適用区分)

2 この条例による改正後の堺市イノベーション投資促進条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年4月1日以後に取得され、新築され、増築され、又は建替えが行われる対象固定資産に対して課する令和3年度以後の年度分の固定資産税又は都市計画税について適用する。

(事業所税に係る適用区分)

3 新条例の規定は、令和2年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和2年分以後の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。

(旧条例に係る経過措置)

4 前2項の規定にかかわらず、令和2年3月31日までに改正前の堺市ものづくり投資促進条例第3条第1項に規定する企業立地計画に係る認定の申請を行った企業等については、なお従前の例による。

(新条例の失効)

5 新条例は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

(新条例の失効に伴う経過措置)

6 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以前に認定を受けた企業立地計画に基づき

特定事業所等を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又はその建替えを行った認定企業については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

市内のうち、次に掲げる区域	
(1)	都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第11項に規定する準工業地域、同条第12項に規定する工業地域又は同条第13項に規定する工業専用地域に該当する区域
(2)	都市計画法第7条第3項に規定する市街化調整区域のうち、同法第12条の5第1項に規定する地区計画が定められている区域（製造業その他の工業の用に供するために定められた区域に限る。）

別表第2（第2条関係）

名称	区域
都心地域	堺東駅及び堺駅の周辺区域のうち、規則で定める区域
中百舌鳥地域	中百舌鳥駅の周辺区域のうち、規則で定める区域
泉ヶ丘地域	泉ヶ丘駅の周辺区域のうち、規則で定める区域

別表第3（第2条関係）

統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）第4項分類表の大分類E－製造業及びG－情報通信業に該当する事業その他規則で定める事業（同分類表において細分類以下に分類されるものに限る。）
--

## 堺市ものづくり投資促進条例の全部改正について

### 1 改正の趣旨

本市の産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、成長産業分野への投資、都市拠点（都心地域、中百舌鳥地域及び泉ヶ丘地域をいう。）への投資など、本市における雇用機会及び事業機会の拡大につながる企業の経済活動を誘導することに重点を置いた市税の不均一課税措置を講ずることとし、所要の改正を行うため、本条例の全部改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例 の一部を改正する条例

(堺市営住宅条例の一部改正)

第1条 堀市営住宅条例（平成9年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「第6号に」を「第3号、第5号及び第6号に」に、「同居者」を「者に係る第1号に規定する特定同居親族等」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 特定同居親族等（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）その他親族以外の者で規則で定めるものをいう。以下同じ。）があること。

第6条第1項第2号中「親族」を「特定同居親族等」に改める。

第9条第1項第1号を次のように改める。

(1) 請書を提出すること。

第9条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

第10条中「同居の親族」を「同居者」に改める。

第12条に次の1項を加える。

3 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者その他の法施行規則第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項ただし書に規定する収入の申告をすること及び法第34条の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該入居者に係る公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、令第2条で定めるところにより、法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条に規定する方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

第13条に次の1項を加える。

3 前条第3項の規定は、改良住宅等の使用料の決定について準用する。この場合において、同項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「家賃限度額（近傍同種の住宅の家賃が家賃限度額を超えないときは、近傍同種の住宅の家賃）」と読み替えるものとする。

第14条第2項中「第8条」を「第7条」に改め、同条第3項中「申告」の次に「又は法第34条の規定による書類の閲覧の請求その他の法施行規則第9条に規定する方法により把握した入居者の収入に係る情報」を加える。

第16条中第4項を第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項ただし書の場合において、入居者は、市長に対し、保証金をもって未納の使用料及び損害賠償金の弁済に充てることを請求することができない。

第23条第1項中「又は第13条第1項」を「及び第3項並びに第13条第1項及び第3項」に改め、同項第1号中「第8条第2項に定める」を「第8条第2項又は第3項に規定する」に改める。

第26条第1項中「及び」の次に「第3項並びに」を加える。

第30条中「、第23条第1項又は」を「及び第3項、第23条第1項並びに」に改める。

第31条中「、第13条第1項、第23条第1項又は」を「及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに」に改める。

第39条第1号ア中「現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を「特定同居親族等」に改める。

第40条第1項中「、第13条第1項、第23条第1項及び」を「及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに」に改める。

第41条第1項及び第45条中「、第13条第1項、第23条第1項又は」を「及び第3項、第13条第1項及び第3項、第23条第1項並びに」に改める。

（堺市特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正）

第2条 堀市特定優良賃貸住宅管理条例（平成5年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「同居者」を「者に係る第1号に規定する特定同居親族等」に改め、同項第1号本文を次のように改める。

特定同居親族等（現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）その他親族以外

の者で規則で定めるものをいう。以下同じ。) があること。

第10条第1項第1号を次のように改める。

(1) 請書を提出すること。

第19条第3項中「おいて」を「おいて、入居者は、市長に対し、保証金をもって未納の使用料、共益費及び賠償金の弁済に充てることを請求することができず、かつ」に改める。

第27条中「親族」の次に「及び親族以外の同居者等」を加える。

第29条第1項中「その同居者」を「同居の親族及び親族以外の同居者等」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1. この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(施行前の準備行為)

2. この条例の施行日以後の市営住宅又は特定優良賃貸住宅の使用に係る入居の承認に関し必要な手続その他の行為については、この条例の施行前においても、この条例による改正後の堺市営住宅条例又は堺市特定優良賃貸住宅管理条例の規定の例により行うことができる。

## 堺市営住宅条例及び堺市特定優良賃貸住宅管理条例 の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 堺市パートナーシップ宣誓制度の趣旨に該当する性的マイノリティへの支援を図るため、市営住宅等の入居者資格について見直しを行うこと。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）の一部改正を踏まえ、入居の手続等について見直しを行うこと。
- (3) 認知症である入居者等について、収入申告に係る負担軽減を図ること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市公園条例の一部を改正する条例

堺市公園条例（昭和35年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第14条の2中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げる、同条第2項中「ごとに委員8人」を「に係る公園ごとに委員10人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、委員会は、公募対象公園施設に係る公園並びにその公園施設及び有料施設その他の公の施設の管理を行わせる指定管理者（第25条に規定するものをいう。）の候補者の選定（公募対象公園施設に係る公募との調整を要すると市長が特に認めるものに限る。）について、市長の諮問を受けて審議し、及び審査することができる。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市公園条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) パークマネジメントにおける民間活力の導入にあたり、公園の設置目的を効果的に達成し、更なる公園の活性化を図るため、堺市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会において、指定管理者の候補者も同時に選定することができるよう、所要の改正を行うものであること。
- (2) 規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行するものであること。

## 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例

堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第33号）の一部を  
次のように改正する。

第6条中「第243条の2第8項」を「第243条の2の2第8項」に改める。

第7条（見出しを含む。）中「負担附き」を「負担付き」に改める。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 堺市水道事業及び下水道事業の設置等に関する 条例の一部改正について

### 1 改正の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴う所要の改正を行うものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

## 堺市公共下水道整備基金条例を廃止する条例

堺市公共下水道整備基金条例（昭和 60 年条例第 5 号）は、廃止する。

### 附 則

この条例は、令和 2 年 3 月 31 日から施行する。

## 堺市公共下水道整備基金条例の廃止について

### 1 廃止の理由

本市の公共下水道の維持管理その他の整備事業の資金に充てる財源の確保を目的として、本条例により設置している堺市公共下水道整備基金については、令和元年度末の決算において累積欠損金の解消が見込まれ、今後は、資金の積立てが必要となった場合は、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第24条第1項の規定により、決算により生じた利益の積立てにより対応することから、当該基金を廃止することとし、本条例を廃止するものであること。

### 2 施行期日

この条例は、令和2年3月31日から施行するものであること。

## 堺市区教育・健全育成会議条例を廃止する条例

堺市区教育・健全育成会議条例（平成26年条例第50号）は、廃止する。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において、現にこの条例による廃止前の堺市区教育・健全育成会議条例（以下「旧条例」という。）第1条に規定する区教育・健全育成会議の委員である者の任期は、旧条例第3条の規定にかかわらず、同日までとする。

## 堺市区教育・健全育成会議条例の廃止について

### 1 廃止の理由

本条例に基づき、子どもの教育及び健全育成の充実を図るための調査審議及び意見の具申を行う附属機関として、各区に区教育・健全育成会議を設置し、各区ではこの意見等を踏まえ事業等が実施され、家庭、地域、学校及び行政の連携が図られてきたが、各区における審議、事業等の内容等が類似し、設置の必要性が見出し難くなつており、これまでに示された提言を踏まえた取組に注力すべき段階にあることから、区教育・健全育成会議を廃止することとし、本条例を廃止するものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

## 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の 一部を改正する条例

堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例（平成28年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(常勤の者及び法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。以下同じ。)」を削る。

125	314,400	125	314,400
126		126	314,600
127		127	314,800
128		128	315,000
129		129	315,200
130		130	315,400
131		131	315,600
132		132	315,800
133		133	316,000
134		134	316,200
135		135	316,400
136		136	316,600
137		137	316,800
138		138	317,000
139		139	317,200
140		140	317,400
別表第2中	141	を	141
	142		317,600 に改める。
	143		317,800
	144		318,000
	145		318,200
	146		318,400
	147		318,600
			318,800

148		148	319,000
149		149	319,200
150		150	319,400
151		151	319,600
152		152	319,800
153		153	320,000
154		154	320,200
155		155	320,400
156		156	320,600
157		157	320,800

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の一部改正)

- 2 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和元年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第15条中堺市職員及び組織の活性化に関する条例（平成24年条例第30号）第26条第5項の改正規定を削る。

## 堺市立学校職員の給与及び旅費に関する条例の 一部改正について

### 1 改正の趣旨

- (1) 地方公務員法の一部改正により、臨時的任用の適正の確保を図ることとされたことを踏まえるとともに、高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員との均衡を図るため、小中学校等教育職給料表の 1 級の最高号給を引き上げることとし、所要の改正を行うものであること。
- (2) 規定の整備を行うものであること。

### 2 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、附則第 2 項の規定は、公布の日から施行するものであること。



## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 (仮称) 堺市総合防災センター建設工事
- 2 工事概要  
防災センター建設工事  
管理棟・防災啓発施設 鉄筋コンクリート+鉄骨造地上 2階建  
延べ面積 1,682.36m<sup>2</sup>  
水難救助訓練施設 鉄筋コンクリート造地上 3階建  
延べ面積 584.80m<sup>2</sup>  
消防訓練棟 鉄筋コンクリート造地下 2階地上 5階建  
延べ面積 1,721.65m<sup>2</sup>  
備蓄倉庫・消防隊常駐施設 鉄骨造地上 2階建 延べ面積 2,882.42m<sup>2</sup>  
救助訓練棟 鉄骨造地上 6階建 延べ面積 911.70m<sup>2</sup>  
屋外附帯  
昇降機設備工事
- 3 契約の相手方  
大阪市北区天満 1丁目 3番 21号  
松村組・日本土木建設建設工事共同企業体  
代表構成員 株式会社松村組大阪本店  
取締役専務執行役員本店長 西村 正治  
他の構成員 日本土木建設株式会社  
代表取締役 熊取谷 和巳
- 4 契約金額  
2,263,800,000円  
うち取引に係る消費税額等 205,800,000円
- 5 仮契約の日 令和2年1月29日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 一般競争入札

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和3年9月30日まで

3 入札執行日時 令和2年1月7日 午後2時00分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

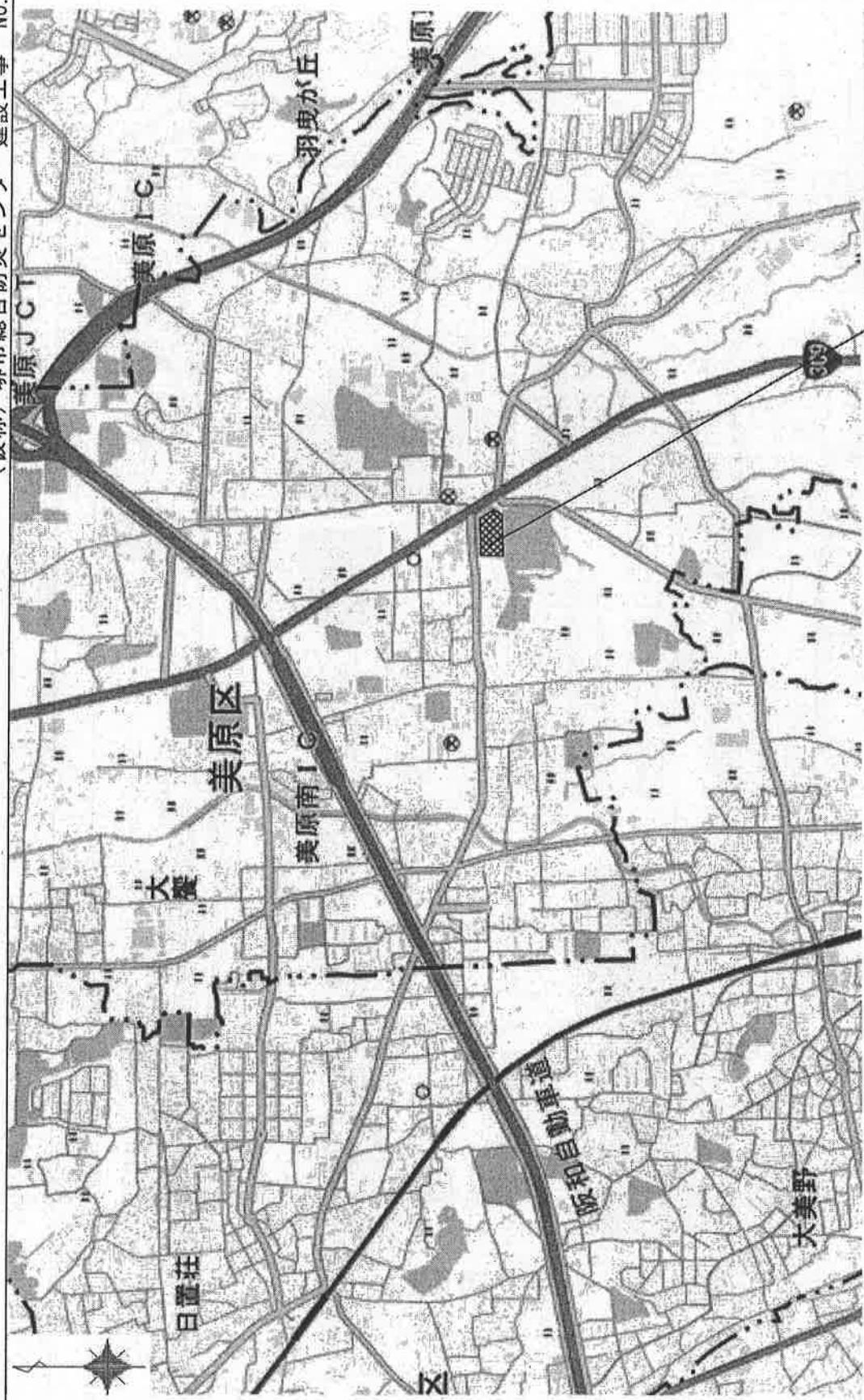
(単位 円)

参 加 者	経 過	第 1 回	備 考
松村組・日本土木建設工事共同企業体		2,058,000,000	落札
三井住友利晃建設工事共同企業体		辞退	
ナカノフドーリ建築工事共同企業体		辞退	
村本・哲建建設工事共同企業体		辞退	
鴻池組・鴻池ビルテクノ建設工事共同企業体		辞退	
大末・丸末建設工事共同企業体		辞退	
淺沼組・堺土建建設工事共同企業体		辞退	

(備考) 予定価格 2,151,894,000 円、調査基準価格 1,998,450,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

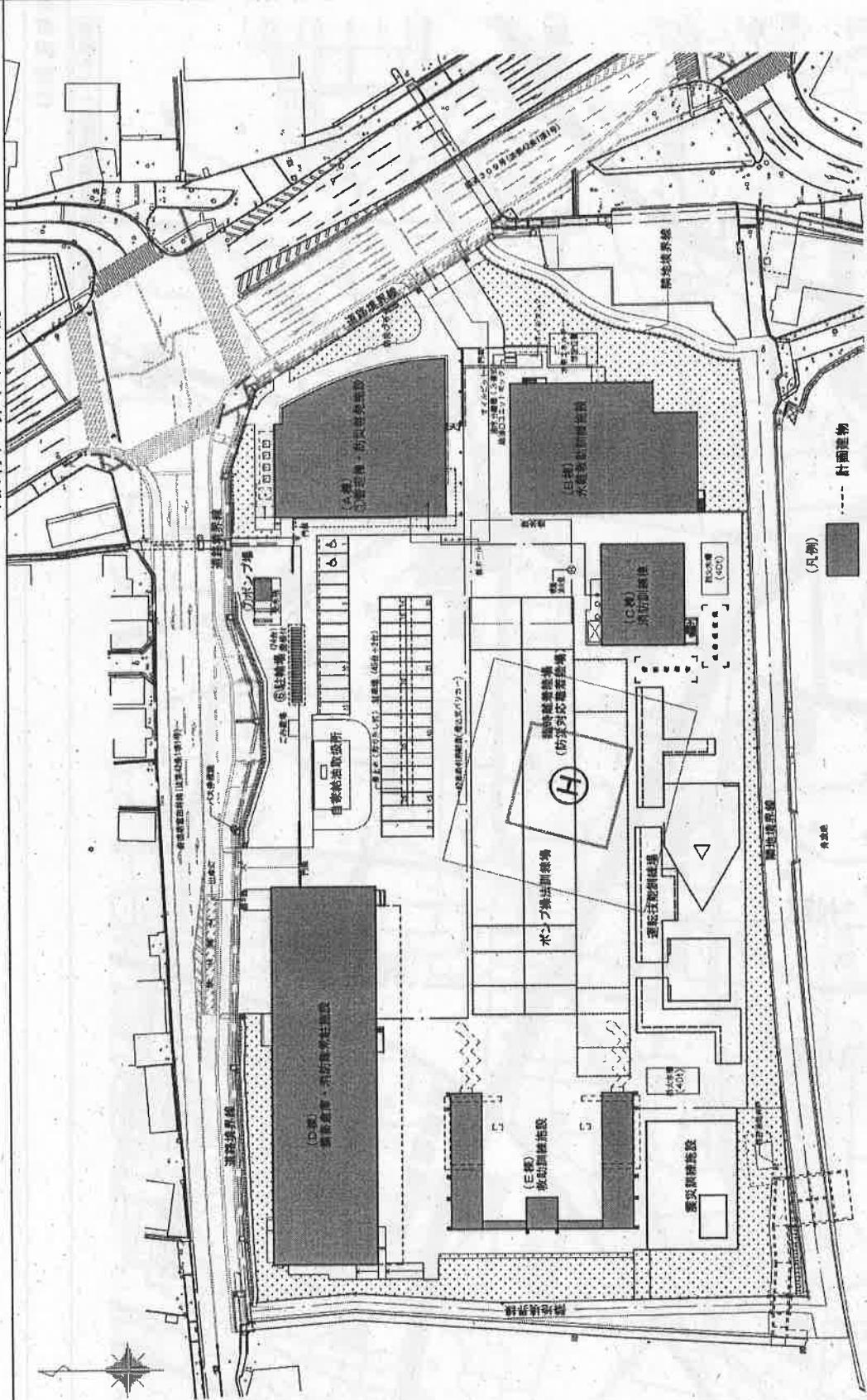
(仮称) 堺市総合防災センター建設工事 No.1



工事場所：堺市美原区阿弥129番地

付近見取図

(仮称) 堺市総合防災センター建設工事 No.2



配置図

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的 (仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う電気設備工事

2 工事概要 電灯設備、動力設備、雷保護設備、受変電設備  
発電設備、構内情報通信網設備、構内交換設備  
情報表示設備、映像・音響設備、拡声設備  
誘導支援設備、テレビ共同受信設備、監視カメラ設備  
駐車場管制設備、防犯・入退室管理設備、火災報知設備  
中央監視制御設備、構内配電線路、構内通信線路

3 契約の相手方 大阪市北区大淀中 4 丁目 1-16

藤井電機・Raing 建設工事共同企業体

代表構成員 藤井電機株式会社 大阪本社

取締役副社長 安達 正樹

他の構成員 株式会社 Raing

代表取締役 白井 健太郎

4 契約金額 419,100,000 円

うち取引に係る消費税額等 38,100,000 円

5 仮契約の日 令和 2 年 1 月 29 日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札

(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和 3 年 9 月 30 日まで

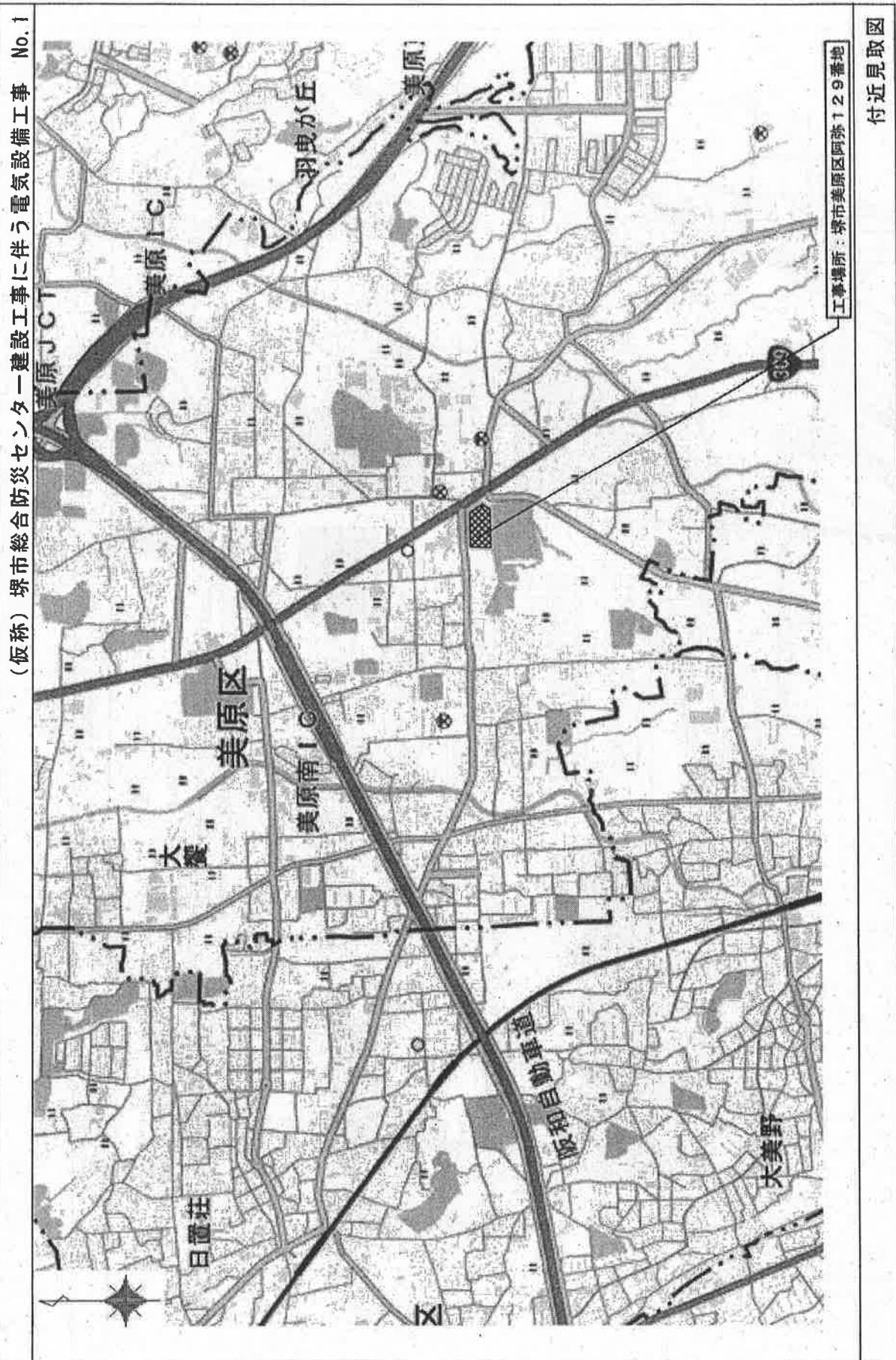
3 入札執行日時 令和 2 年 1 月 8 日 午前 10 時 00 分

4 入札参加者及び経過 下記のとおり

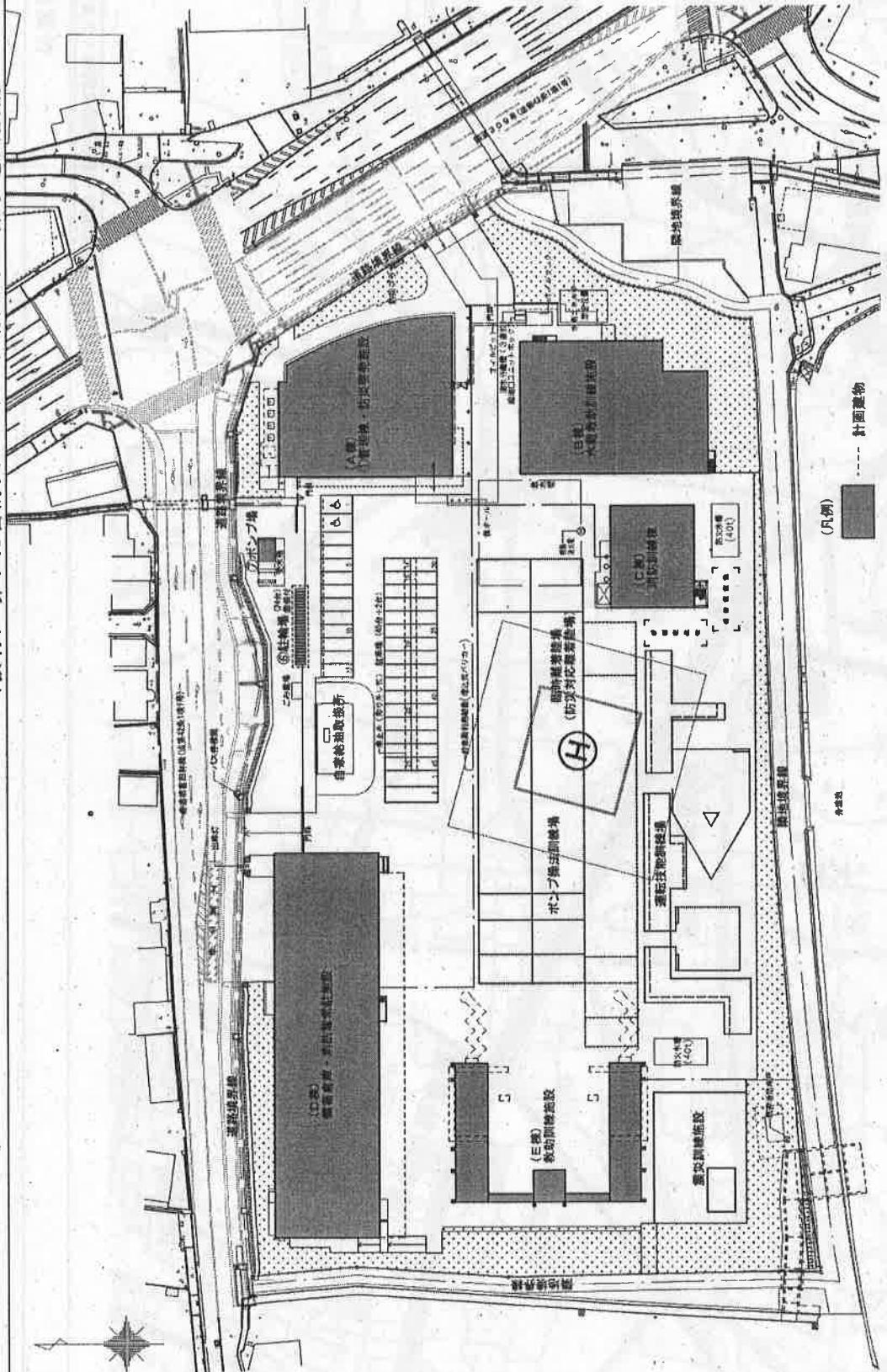
経過 参 加 者	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
藤井電機・Raing 建設工事共同企業体	107.5	381,000,000	28.215	落札
大三・小池田 建設工事共同企業体	105.5	387,000,000	27.260	
東陽・真鍋 建設工事共同企業体	109.8	404,531,000	27.142	
日本ファシリオ・富田電機 建設工事共同企業体	105.5	414,000,000	25.483	
四電工・サンエレック 建設工事共同企業体	108	315,000,000	34.285	低入札価格調査の結果、落札者としない
三栄・西尾 建設工事共同企業体	106.7	315,000,000	33.873	低入札価格調査の結果、落札者としない
大栄・鶴田 建設工事共同企業体	107.5	325,500,000	33.026	低入札価格調査の結果、落札者としない
西部電気建設・テックサービス 建設工事共同企業体		辞退		

(備考) 予定価格 411,417,000 円、調査基準価格 379,261,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。



(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う電気設備工事 No. 2



配置图

## 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。、

1 契約の目的 (仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う空気調和設備工事

2 工事概要 空気調和設備、換気設備、自動制御設備

3 契約の相手方 堺市南区梅 371 番地 泉陽ビル 3F

永安設備・サニコン建設工事共同企業体

代表構成員 永安設備工業株式会社

代表取締役 永安 啓介

他の構成員 株式会社サニコン

代表取締役 中塚 雅教

4 契約金額 313,888,300 円

うち取引に係る消費税額等 28,535,300 円

5 仮契約の日 令和2年1月29日

## 工事請負契約の締結について

1 契約の締結方法 総合評価一般競争入札

(地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 第 2 項による)

2 工事期間 議会の議決を経た翌日から  
令和 3 年 9 月 30 日まで

3 入札執行日時 令和 2 年 1 月 8 日 午前 10 時 30 分

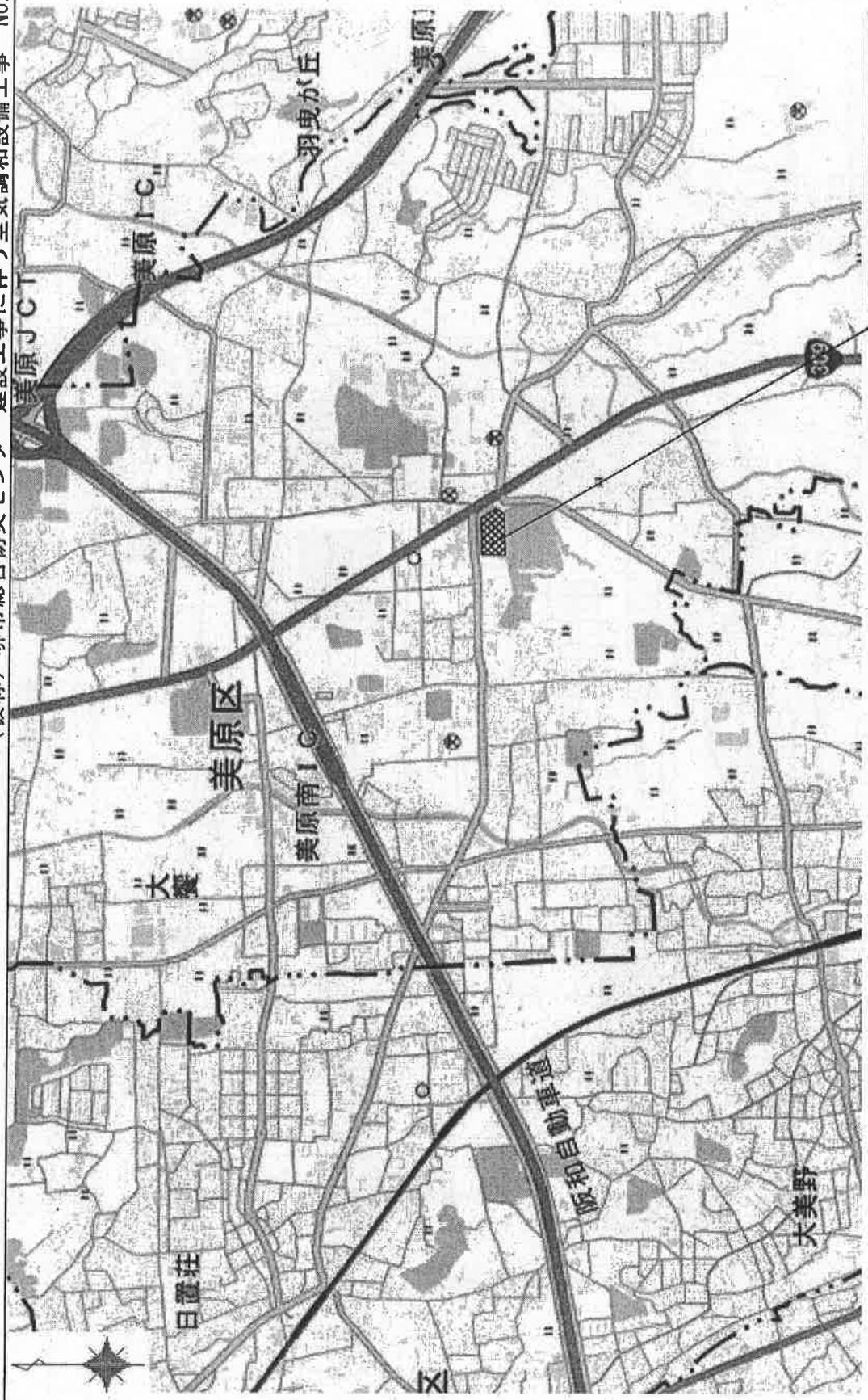
4 入札参加者及び経過 下記のとおり

経過 参 加 者	技術 評価点	第 1 回入札金額 (単位 円)	評価値	備 考
永安設備・サニコン 建設工事共同企業体	105.1	285,353,000	36.831	落札
柳生・阪和 建設工事共同企業体	104	295,500,000	35.194	
精研・泉陽冷熱 建設工事共同企業体	107.5	308,000,000	34.902	
新菱・共栄 建設工事共同企業体	105	315,000,000	33.333	
櫻井・杉本 建設工事共同企業体	105.5	326,000,000	32.361	
浦安・美和 建設工事共同企業体		辞退		

(備考) 予定価格 297,834,000 円、調査基準価格 274,220,000 円

上記金額は入札書記載金額であり、当該金額の 10% に相当する額（消費税額等）を加算した金額が契約金額になる。

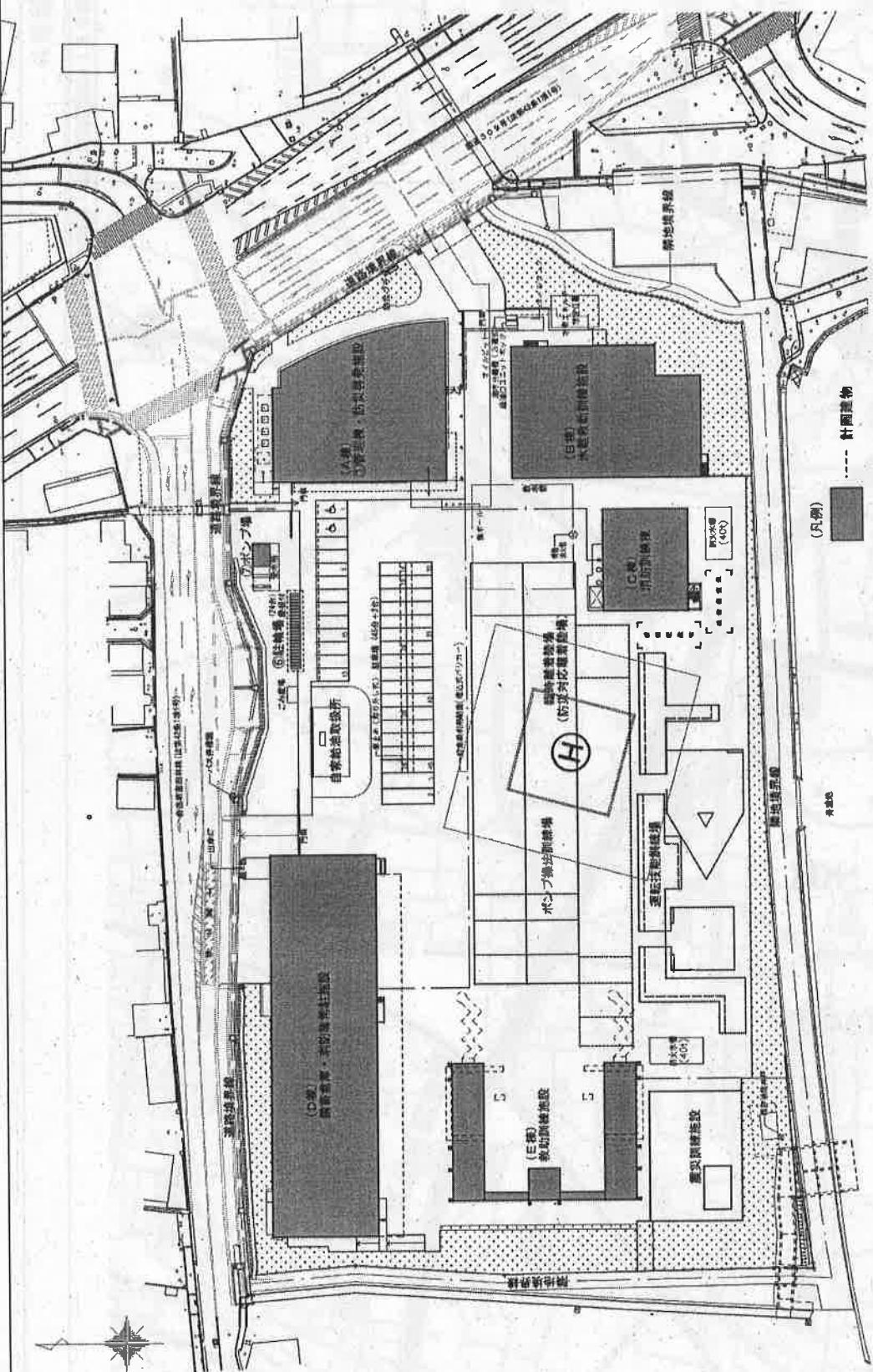
(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う空気調和設備工事 No.1



工事場所：堺市美原区阿弥129番地

圖取見近付

(仮称) 堺市総合防災センター建設工事に伴う空気調和設備工事 No.2



配置图

## 財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

### 1 物件の表示

土地

所 在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
堺市南区竹城台4丁1番1のうち	宅 地	1,435.76

### 2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

### 3 貸付けの相手方

堺市南区竹城台4丁1番6号

竹城台近隣センター駐車場管理組合

組合長 西川 豊和

### 4 貸付料

減額前 年額 2,707,496 円

減額後 年額 1,690,776 円

### 5 貸付期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 財産の減額貸付けについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、竹城台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

### 1 減額貸付けを行う理由

本地区近隣センター駐車場は、地元商店会等で構成される竹城台近隣センター駐車場管理組合（以下「組合」という。）が、財団法人大阪府泉北センター及び一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）との協定に基づき、平成 5 年 4 月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が財団から当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

### 2 減額の内容

貸付けをする財産のうち、近隣センター利用者が無料で駐車できる部分について貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図





## 財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

### 1 物件の表示

土地

所 在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
堺市南区三原台3丁1番2のうち	宅 地	1,435.56

### 2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

### 3 貸付けの相手方

堺市南区三原台3丁1番7号

三原台近隣センター駐車場管理組合

組合長 中島 秀和

### 4 貸付料

減額前 年額 3,002,497 円

減額後 年額 1,217,809 円

### 5 貸付期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 財産の減額貸付けについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、三原台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

### 1 減額貸付けを行う理由

本地区近隣センター駐車場は、地元商店会等で構成される三原台近隣センター駐車場管理組合（以下「組合」という。）が、財団法人大阪府泉北センター及び一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）との協定に基づき、平成 9 年 6 月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が財団から当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

### 2 減額の内容

貸付けをする財産について、近隣センター利用者が無料で駐車できる部分の貸付料を免除する。

### 減額貸付物件 位置図





## 財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

### 1 物件の表示

#### 土地

所 在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
堺市南区茶山台3丁22番1のうち	宅 地	237.51
堺市南区茶山台3丁22番14のうち	宅 地	1,192.41

### 2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

### 3 貸付けの相手方

堺市南区茶山台3丁22番6号

茶山台近隣センター駐車場管理組合

組合長 河知 克彦

### 4 貸付料

減額前 年額 2,983,465 円

減額後 年額 1,463,393 円

### 5 貸付期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 財産の減額貸付けについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、茶山台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

### 1 減額貸付けを行う理由

本地区近隣センター駐車場は、地元商店会等で構成される茶山台近隣センター駐車場管理組合（以下「組合」という。）が、財団法人大阪府泉北センター及び一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）との協定に基づき、平成 8 年 4 月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が財団から当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

### 2 減額の内容

貸付けをする財産について、近隣センター利用者が無料で駐車できる部分の貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図





## 財産の減額貸付けについて

次の財産について貸付料を減額して貸し付ける。

### 1 物件の表示

土地

所在 地	地 目	地 積 (m <sup>2</sup> )
堺市南区赤坂台2丁5番28のうち	雑種地	1,488.40

### 2 貸付けの目的

近隣センター駐車場

### 3 貸付けの相手方

堺市南区赤坂台2丁5番37号

赤坂台近隣センター駐車場管理組合

組合長 中山 英治

### 4 貸付料

減額前 年額 2,299,576 円

減額後 年額 1,448,158 円

### 5 貸付期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで

## 財産の減額貸付けについて

地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、赤坂台近隣センター駐車場用地を、貸付料を減額して貸し付けることについて議会の議決を求めるものである。

### 1 減額貸付けを行う理由

本地区近隣センター駐車場は、地元商店会等で構成される赤坂台近隣センター駐車場管理組合（以下「組合」という。）が、財団法人大阪府泉北センター及び一般財団法人大阪府タウン管理財団（以下「財団」という。）との協定に基づき、平成 3 年 4 月から自主的な管理を行ってきた。

今般、本市が財団から当該駐車場用地について無償譲渡を受けるに当たり、これまでの経過を踏まえ、組合が営利を目的とすることなく近隣センター利用者に広く利用される駐車場を、引き続き適切に運営管理することについて、その公益性に鑑み貸付料を減額して貸し付けるもの。

### 2 減額の内容

貸付けをする財産について、近隣センター利用者が無料で駐車できる部分の貸付料を免除する。

減額貸付物件 位置図





## 権利の放棄について

次のとおり権利を放棄する。

### 1 権利の内容

堺市国民健康保険の被保険者が被保険者資格喪失後に堺市国民健康保険被保険者証を保険医療機関等に提示し、受診したことにより発生した被保険者であった者に対する保険給付相当の費用の返還請求権のうち、受診日が平成 27 年 3 月 27 日から平成 29 年 7 月 31 日までのもの（平成 31 年 3 月以前に本市が大阪府国民健康保険団体連合会から診療報酬の請求を受けた分に限る。）

（件数） 2,757 件

（金額） 46,264,648 円

## 権利の放棄について

健康保険の被保険者資格喪失後に、被保険者であった者が当該健康保険の被保険者証を提示して医療機関等を受診した場合、当該健康保険者は被保険者であった者に対して保険給付相当の費用を請求する。

この場合、被保険者であった者は受診時に加入していた健康保険の保険者に対して療養費の請求を行うことができる（療養費請求権は、受診日の翌日から 2 年を経過すると時効により消滅する。）。

しかし、堺市国民健康保険において、資格喪失後受診による保険給付相当の費用の返還請求がなされていないことが判明し、その一部において被保険者であった者の療養費の請求権が既に時効により消滅していた。

療養費の請求権が時効により消滅した者に対して、堺市が保険給付相当の費用の返還を求めた場合、被保険者であった者は療養費の請求ができず、医療費全額を自己負担するという、国民皆保険制度と矛盾する結果を招くことになる。また、この結果は、療養費請求権の時効消滅後に堺市が請求することが一因であり、その責をすべて被保険者であった者に負わすのは不条理であることから、被保険者であった者の療養費請求権が消滅時効により行使できなくなつた部分に限り、保険給付相当費用の返還請求の権利を放棄するものである。

## 訴えの提起について

次のとおり訴えを提起する。

1 事件名 損害賠償請求事件

2 当事者 原 告 堺市

- 被 告 (1) 川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号  
富士通株式会社  
代表取締役 時田 隆仁
- (2) 川崎市高津区末長三丁目 3 番 17 号  
株式会社富士通ゼネラル  
代表取締役 斎藤 悅郎
- (3) 東京都港区芝五丁目 7 番 1 号  
日本電気株式会社  
代表取締役 新野 隆
- (4) 東京都港区虎ノ門一丁目 7 番 12 号  
沖電気工業株式会社  
代表取締役 鎌上 信也
- (5) 東京都三鷹市牟礼六丁目 21 番 11 号  
日本無線株式会社  
代表取締役 荒 健次
- (6) 東京都港区西新橋二丁目 15 番 12 号  
株式会社日立国際電気  
代表取締役 佐久間 嘉一郎

### 3 請求の趣旨

- (1) 上記 6 者に対し、連帶して金 343,458,000 円の損害賠償金の支払を求める。
- (2) 富士通株式会社に対し、金 81,885,000 円に対する平成 25 年 4 月 25 日から、金 251,808,000 円に対する平成 28 年 10 月 25 日から、金 9,765,000 円に対する平成 26 年 4 月 21 日から支払済みまで、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額の遅延損害金の支払を求める。
- (3) 富士通株式会社以外の 5 者に対し、金 81,885,000 円に対する平成 25 年 4 月 25 日から、金 251,808,000 円に対する平成 28 年 10 月 25 日から、金 9,765,000 円に対する平成 26 年 4 月 21 日から支払済みまで、年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める。
- (4) 訴訟費用は、被告らの負担とすることを求める。  
との判決及び仮執行の宣言を求める。

### 4 訴訟提起先

大阪地方裁判所

### 5 訴訟方法等

控訴、上告、和解その他本件の処理に関する事項は、市長に一任する。

## 訴えの提起について

本市が、平成 24 年 5 月から平成 25 年 7 月までに実施した消防救急デジタル無線設備の物品購入に関する 3 件の入札について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）により禁止されている不当な取引制限によって生じた損害の適正な賠償を受けるため、契約相手方である富士通株式会社並びに公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、日本無線株式会社並びに株式会社日立国際電気（排除措置命令のみ）の計 6 者に対して、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 719 条（共同不法行為者の責任）に基づく損害賠償請求として、本件契約金額 1,717,290,000 円の 20 パーセントに相当する金 343,458,000 円及びこれに対する遅延損害金を、令和 2 年 1 月 20 日までに支払うよう上記 6 者に内容証明郵便により請求を行ったが、これに応じなかった。

そのため、富士通株式会社に対し、損害賠償金及びこれに対する政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の率で計算した額の利息を加算した額の遅延損害金の支払を求める訴えを、富士通株式会社以外の 5 者に対し、損害賠償金及びこれに対する年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める訴えを提起するものである。



## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

児童自立支援施設に関する事務の委託について、平成 31 年 3 月 14 日議決を経て定めた児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約を改正する次の規約案をもって大阪府と協議する。

### [根拠]

地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 規約の一部を改正する規約案

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成32年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

## 児童自立支援施設に関する事務の委託に関する 協議について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により本市が委託した児童自立支援施設に関する事務を変更するために、同条第 2 項の規定による大阪府との協議について、同条第 3 項の規定において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

児童自立支援施設に関する事務の委託に関する規約第 5 条第 1 項において、委託期間は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までとするとしたが、大阪府において児童自立支援施設に関する事務の委託の継続について検討する当面 1 年間、委託期間を変更するものである。



## 堺市と和泉市との間における学齢児童及び 学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の 変更に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 2 項の規定により、堺市と和泉市との間における学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の変更について和泉市と協議する。

### [根 拠]

学校教育法第 40 条第 1 項及び第 49 条の規定に基づき事務の委託をすることについて、  
地方自治法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規  
定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

## 堺市と和泉市との間における学齢児童及び 学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の 一部を変更する規約

堺市と和泉市との間における学齢児童及び学齢生徒の教育事務の委託に関する規約（昭和50年4月1日大阪府知事届出）の一部を次のように変更する。

第1条中「第31条第1項」を「第40条第1項」に、「第40条」を「第49条」に、「同市上代町1,132番地及びその周辺」を「次に掲げる区域内に居住する全部又は一部」に改め、同条に次の2号を加える。

- (1) 和泉市上代町1129番地から1138番地まで及びその周辺地域（別図1）
- (2) 和泉市室堂町824番地の55（別図2）

第3条の見出し中「及び納付」を「の負担及び支弁の方法」に改め、同条第1項中「が負担するものとする」を「の負担とする」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項に規定する経費は、当該年度の学校基本調査による5月1日現在の委託事務に係る児童及び生徒の数並びに前年度地方財政状況調査（決算統計）を基礎として、次の計算式により算出した額とし、当該年度末までに堺市に納入するものとする。ただし、算出した額が負数となる場合は、0とする。

$$[(\text{小学校費} \cdot \text{中学校費の一般財源等} + \text{学校給食費の一般財源等}) - (\text{小学校費} \cdot \text{中学校費の投資的経費充当一般財源等} + \text{学校給食費の投資的経費充当一般財源等} + \text{教職員人件費})] \\ \div \text{総児童数} \cdot \text{生徒数} - \text{児童数} \cdot \text{生徒数の単位費用}] \times \text{委託児童数} \cdot \text{生徒数}$$

第3条に次の2項を加える。

3 前項に規定する教職員人件費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号。以下「法」という。）第11条の規定により算定する基準財政需要額への教職員数による加算額とする。

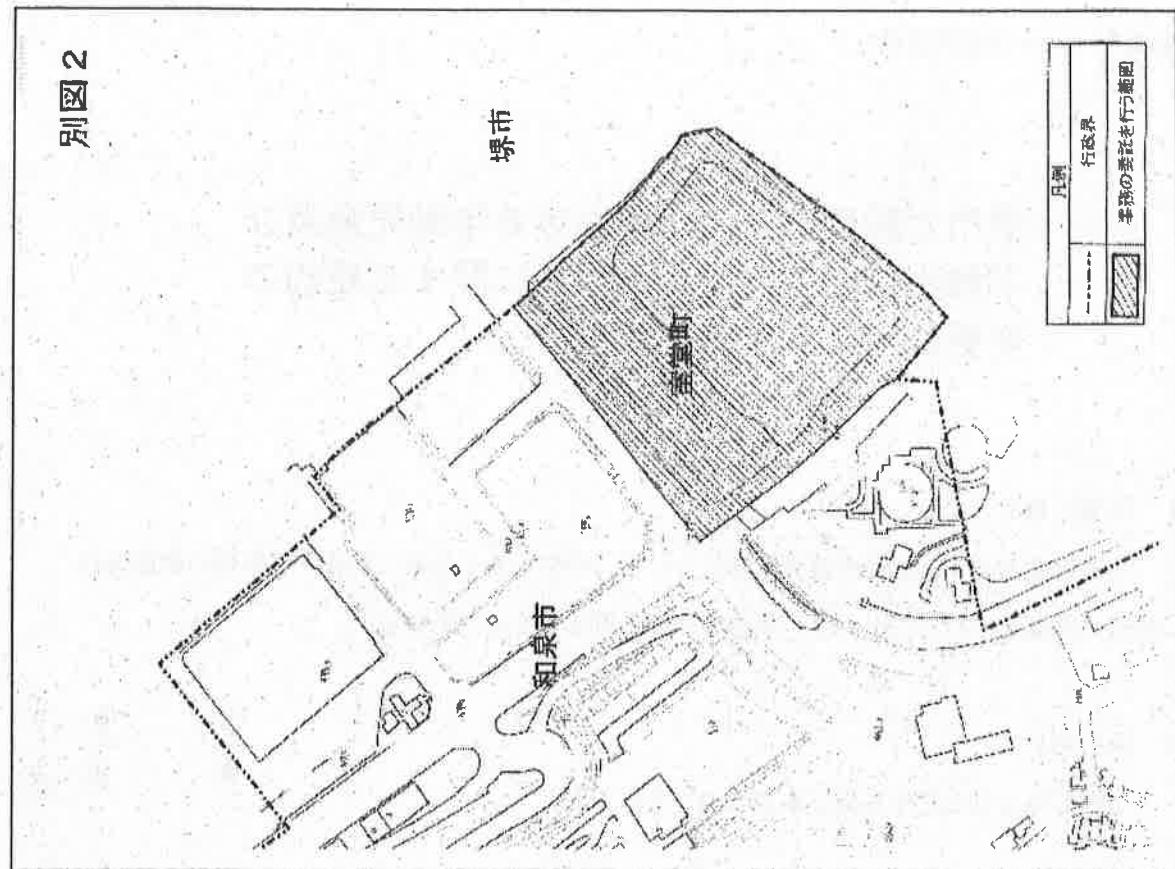
4 第2項に規定する単位費用は、法第2条第6号に規定するものとする。

第5条に見出しとして「(その他)」を付する。

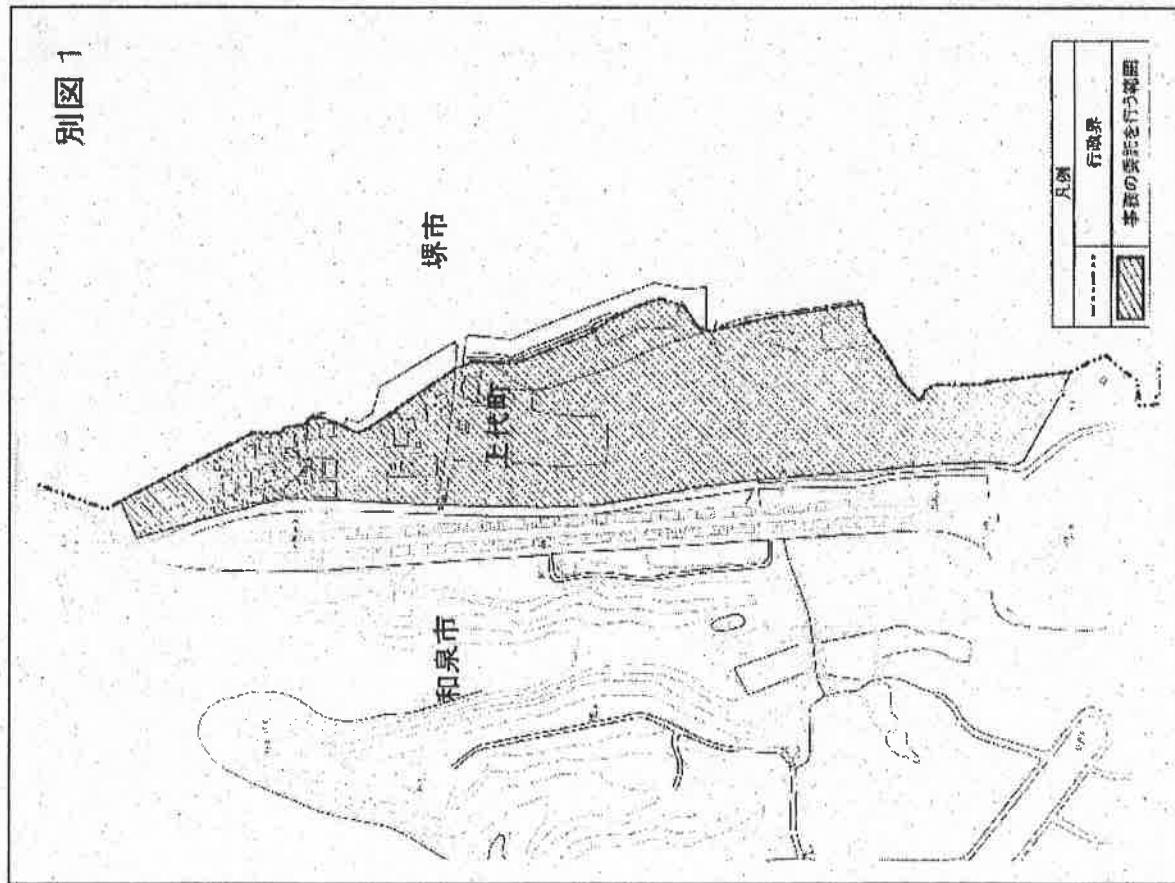
### 附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

別図 2



別図 1



## 堺市と和泉市との間における学齢児童及び 学齢生徒の教育事務の委託に関する規約の 変更に関する協議について

### 1 変更の趣旨

学齢児童及び学齢生徒の教育事務について、和泉市から堺市に委託する事務の範囲及び  
経費の見直しを行うこととし、規約を一部変更するものであること。

### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行すること。

## 包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結する。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
- 3 契約の金額 15,000,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後に一括払
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市住吉区帝塚山中 2-2-24-402  
弁護士 中務 正裕

[根 拠]

地方自治法第252条の36第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。



## 本市において住居表示を実施する市街地の区域 及び当該区域における住居表示の方法について

本市において住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を次のとおり定める。

### 1 住居表示を実施する市街地の区域

別図のとおり

### 2 住居表示の方法

街区方式

### 3 措置する理由

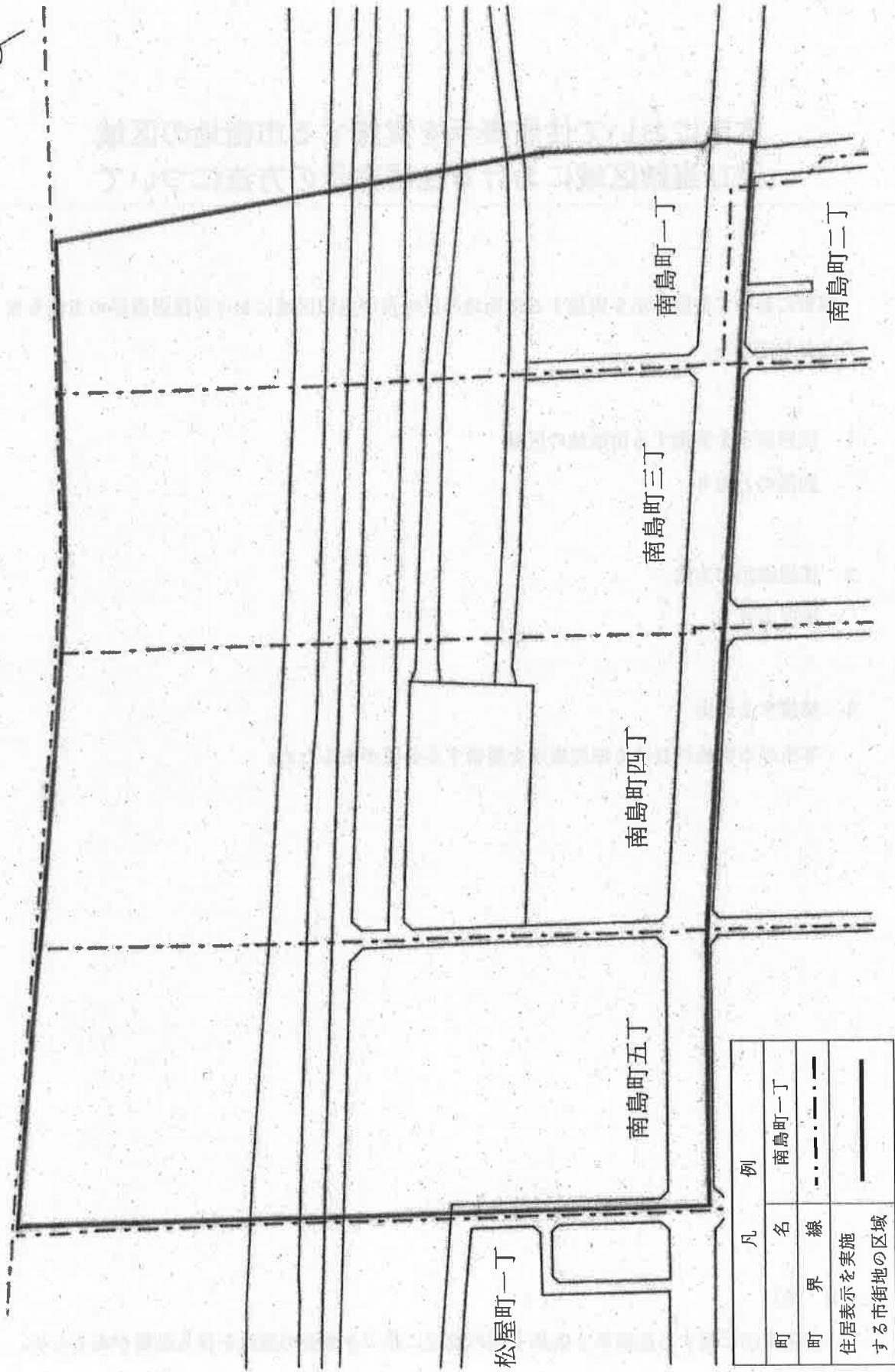
本市の市街地における住居表示を整備する必要があるため。

[根 抱]

住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

別図

大和川



## 市道路線の認定及び廃止について

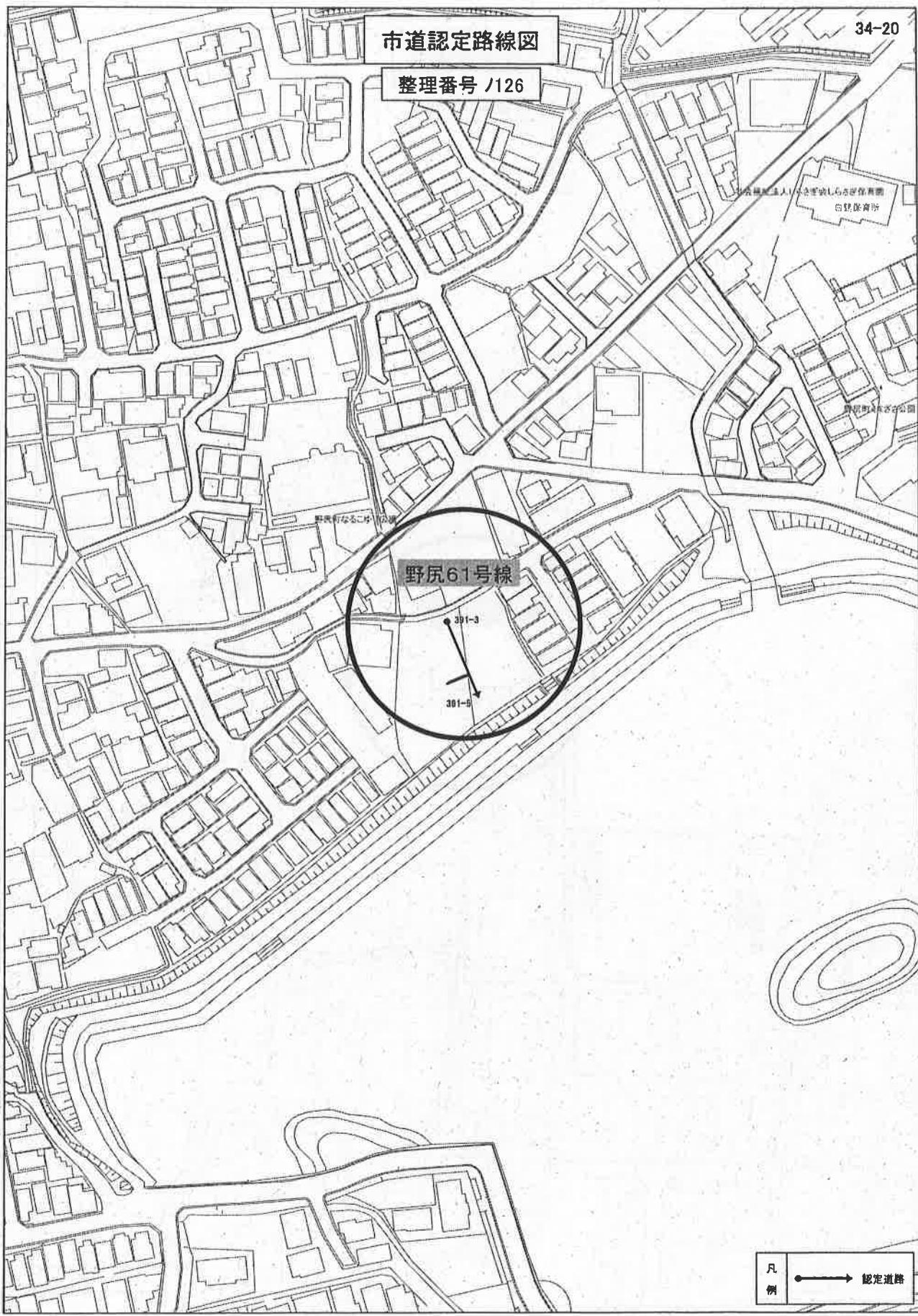
市道路線を別紙調書のとおり認定し、及び廃止する。

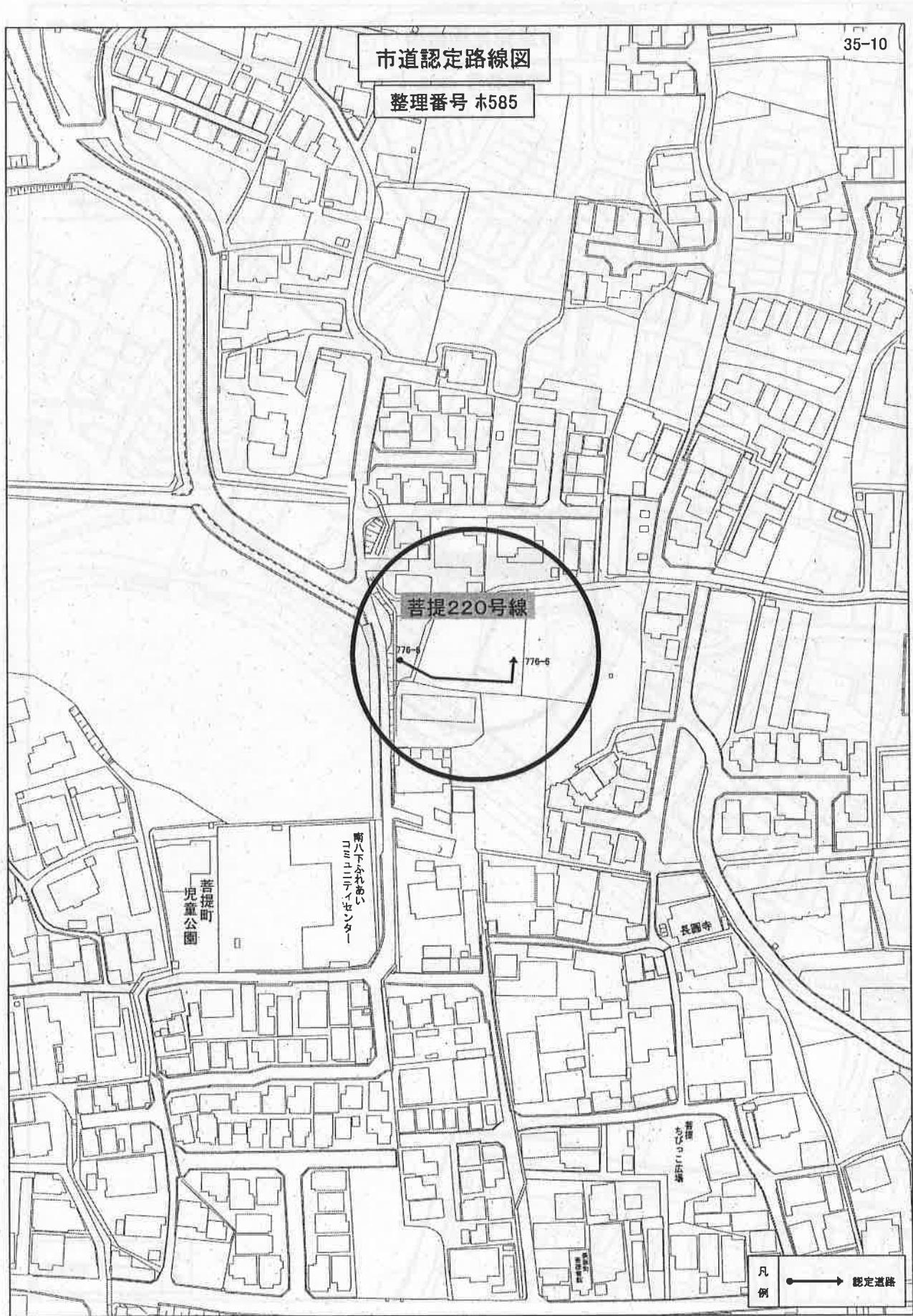
[根 拠]

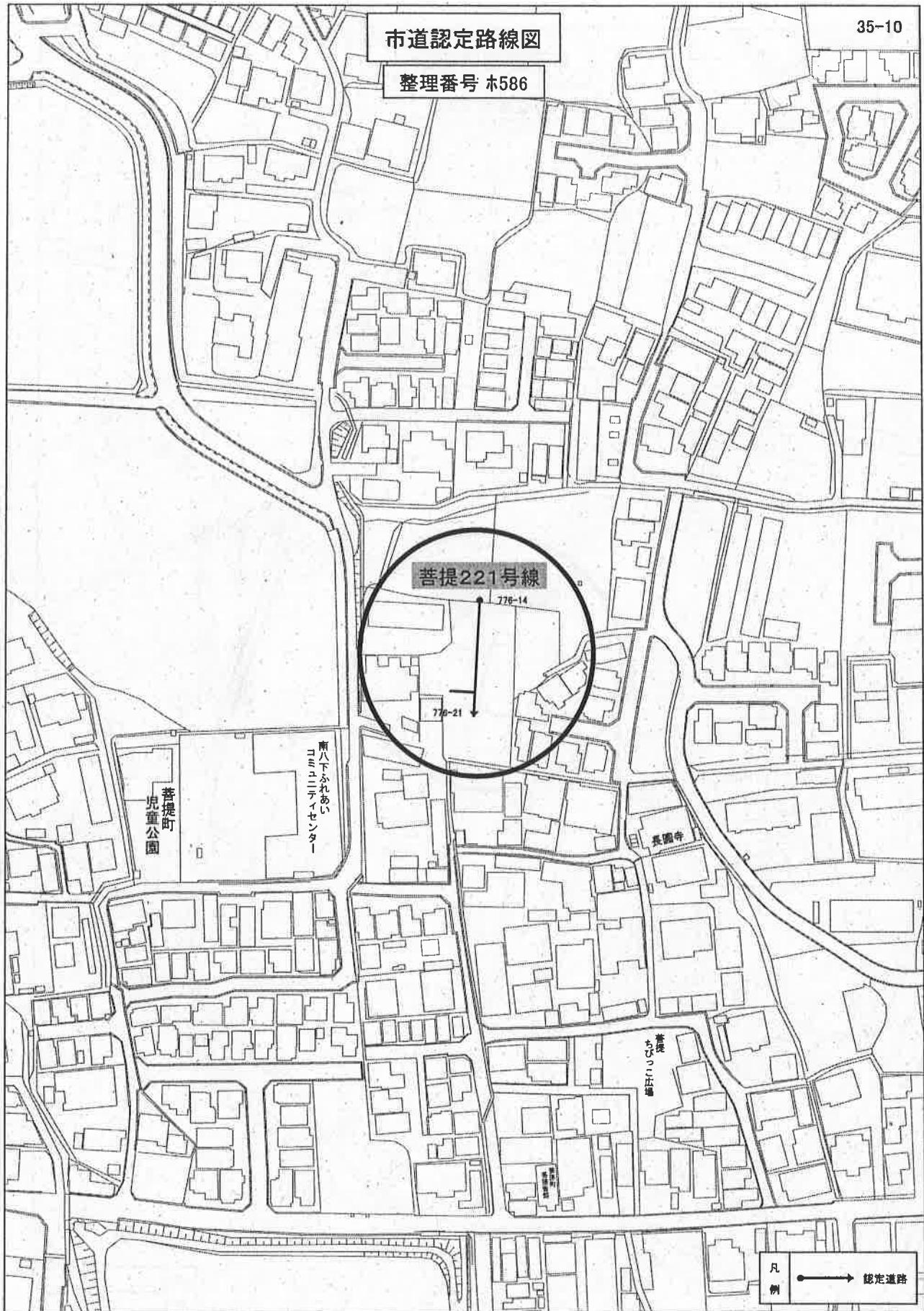
道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため。

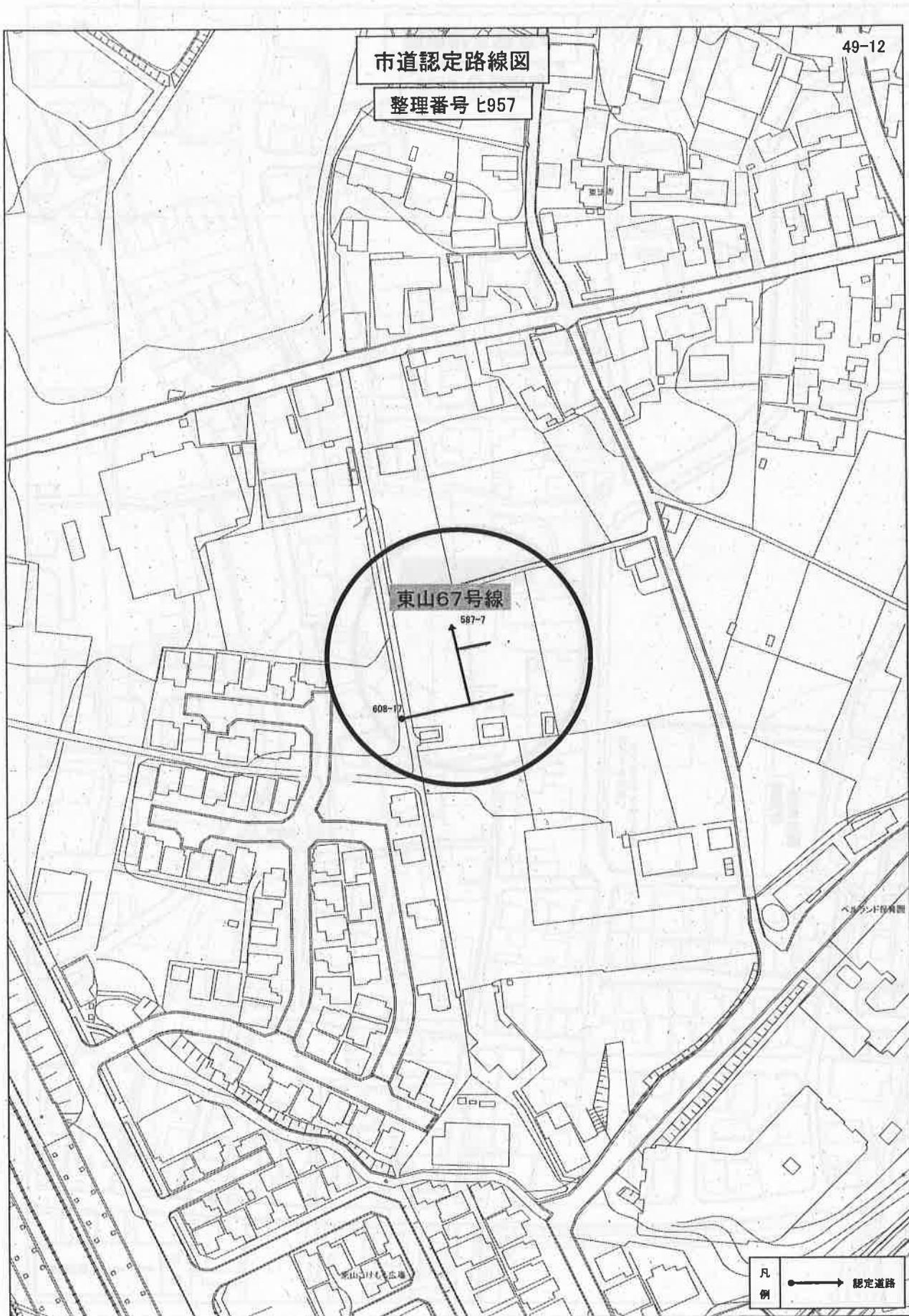
市道路線認定調書

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地	付記
126	野尻61号線	東区野尻町391番3地先 東区野尻町391番5地先		開発に伴う寄付
585	菩提220号線	美原区菩提776番6地先 美原区菩提776番6地先		"
586	菩提221号線	美原区菩提776番14地先 美原区菩提776番21地先		"
957	東山67号線	中区東山608番17地先 中区東山587番7地先		都市計画法第39条による帰属
7692	深井東25号線	中区深井東町3062番1地先 中区深井東町3062番6地先		"
604	高松53号線	東区高松403番12地先 東区高松405番地先		"
956	日置荘西214号線	東区日置荘西町7丁59番14地先 東区日置荘西町7丁59番10地先		"
726	鳳南67号線	西区鳳南町5丁486番115地先 西区鳳南町5丁486番101地先		"
338	草部224号線	西区草部764番5地先 西区草部768番1地先		"
589	金岡322号線	北区金岡町1865番20地先 北区金岡町1845番5地先		"
725	大饗北余部西1号線	美原区大饗358番1地先 美原区北余部西2丁目178番2地先		"









## 市道認定路線図

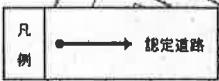
整理番号 7692

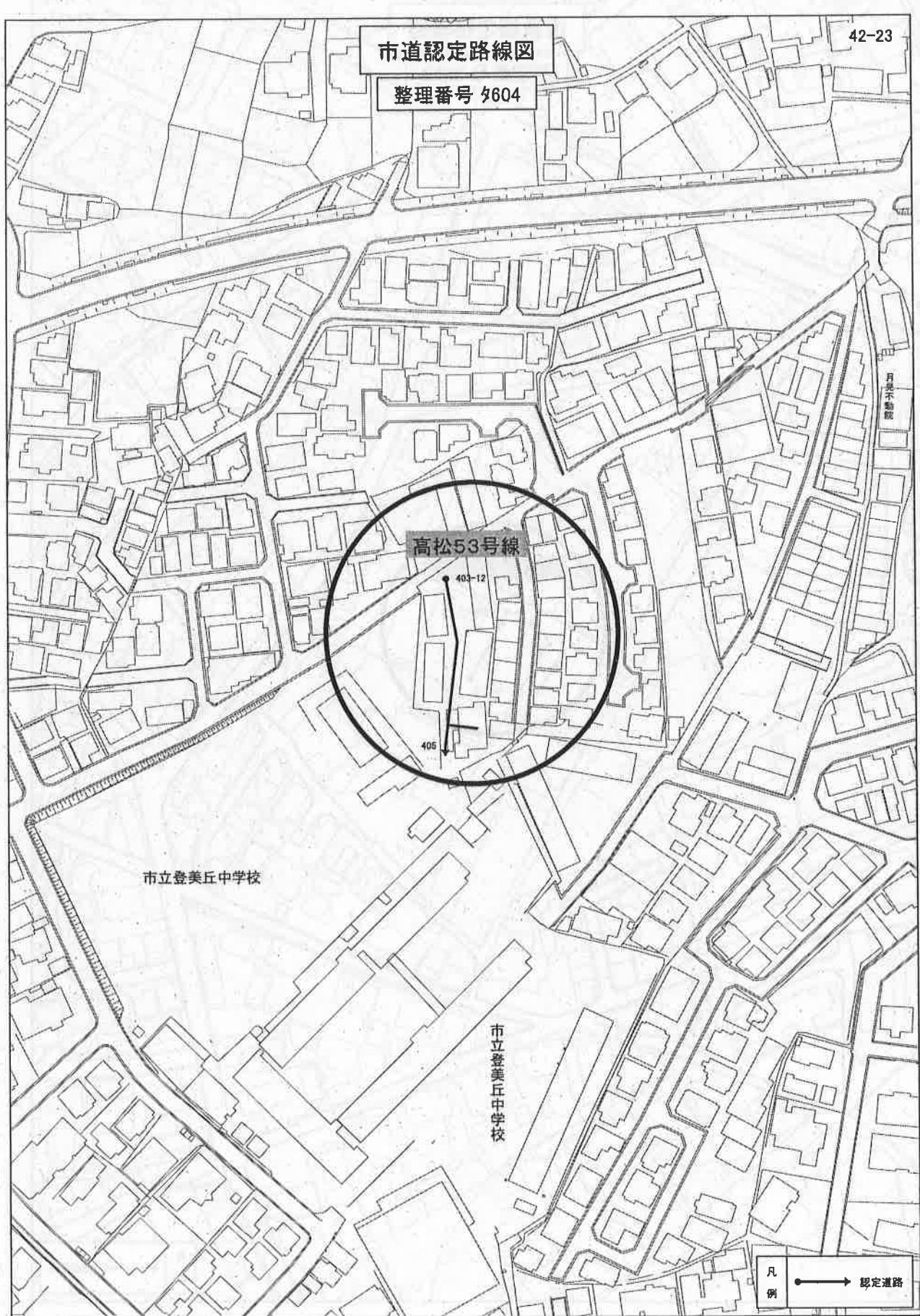
41-17

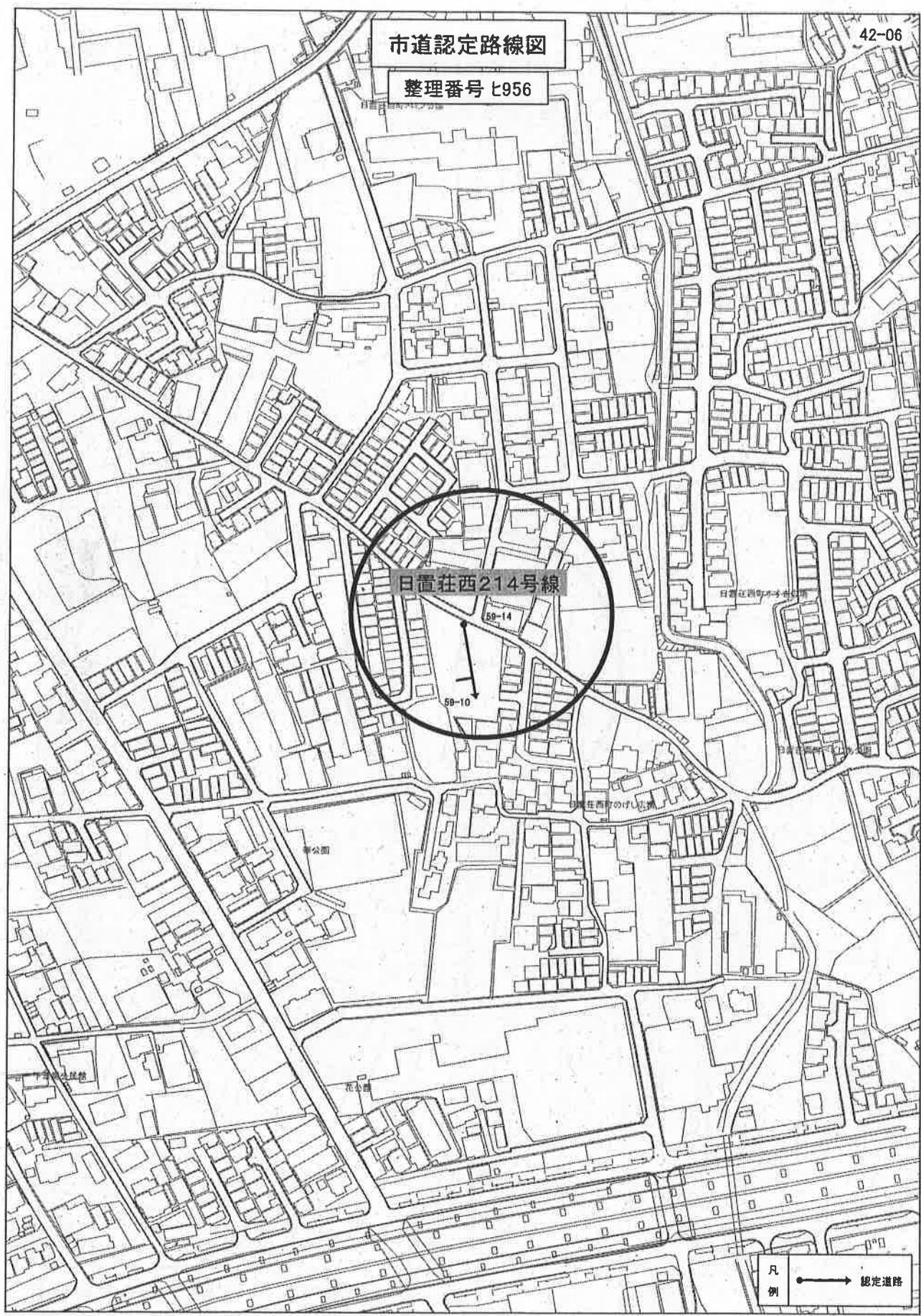
深井東25号線

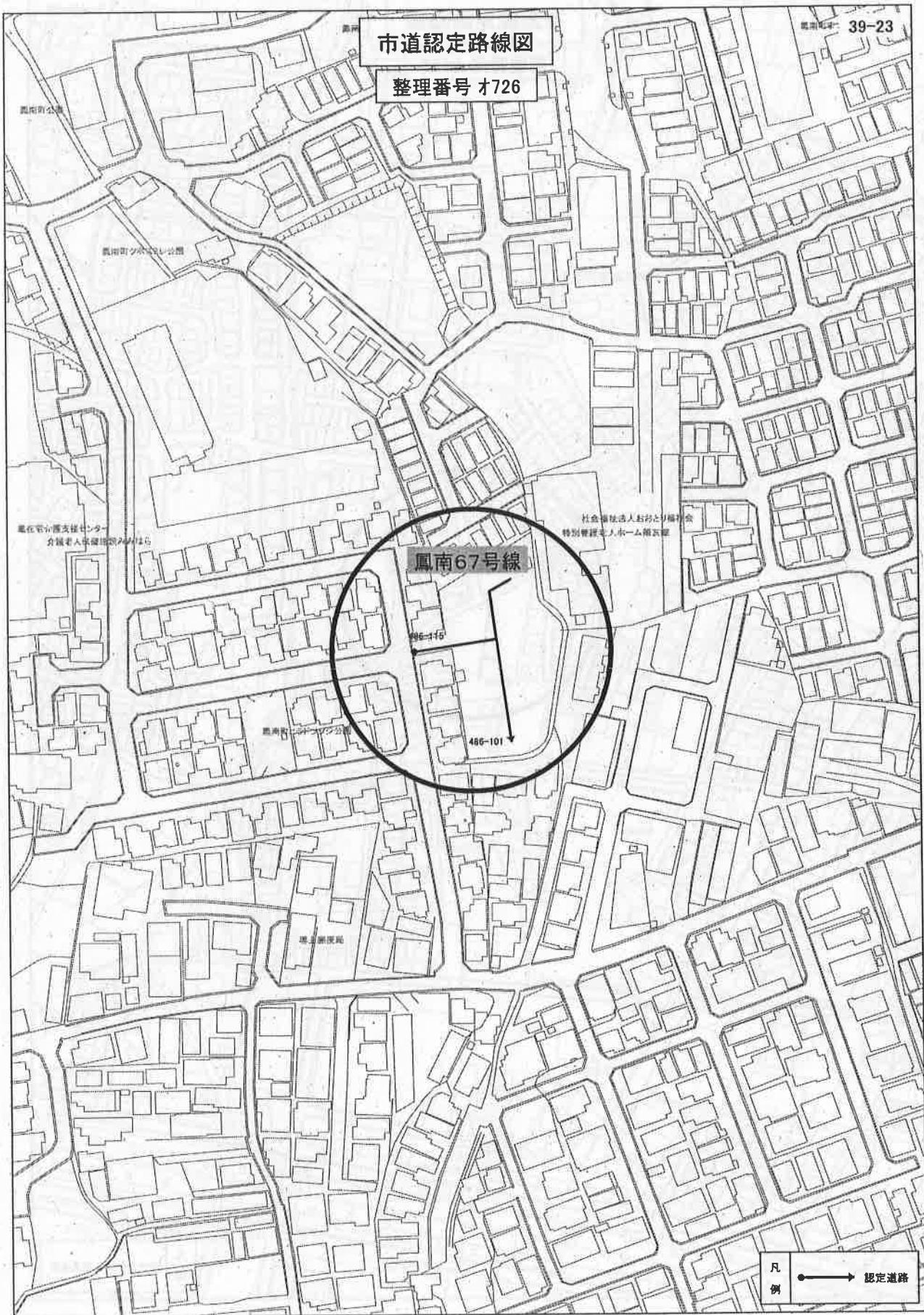
13062

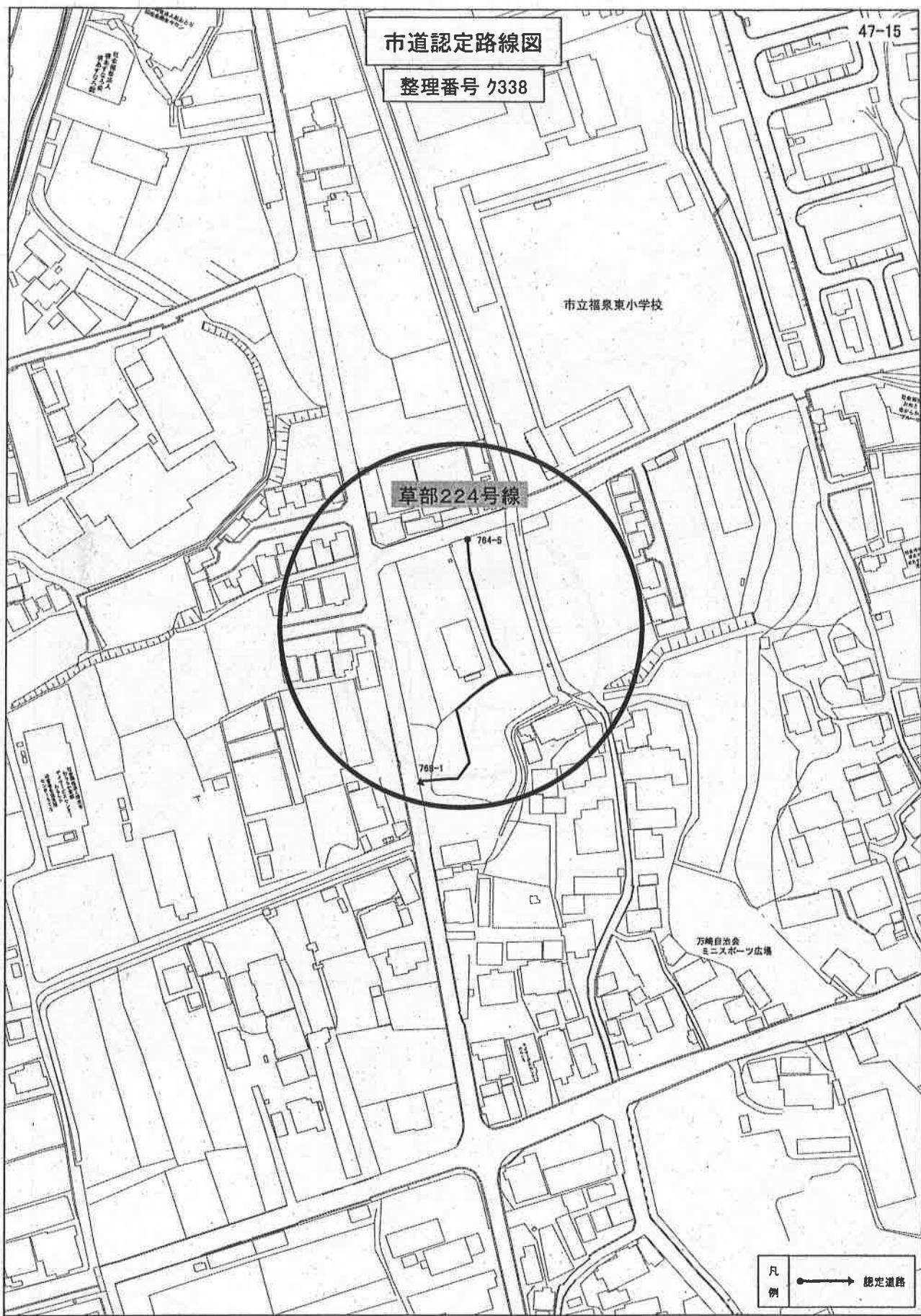
3062-1



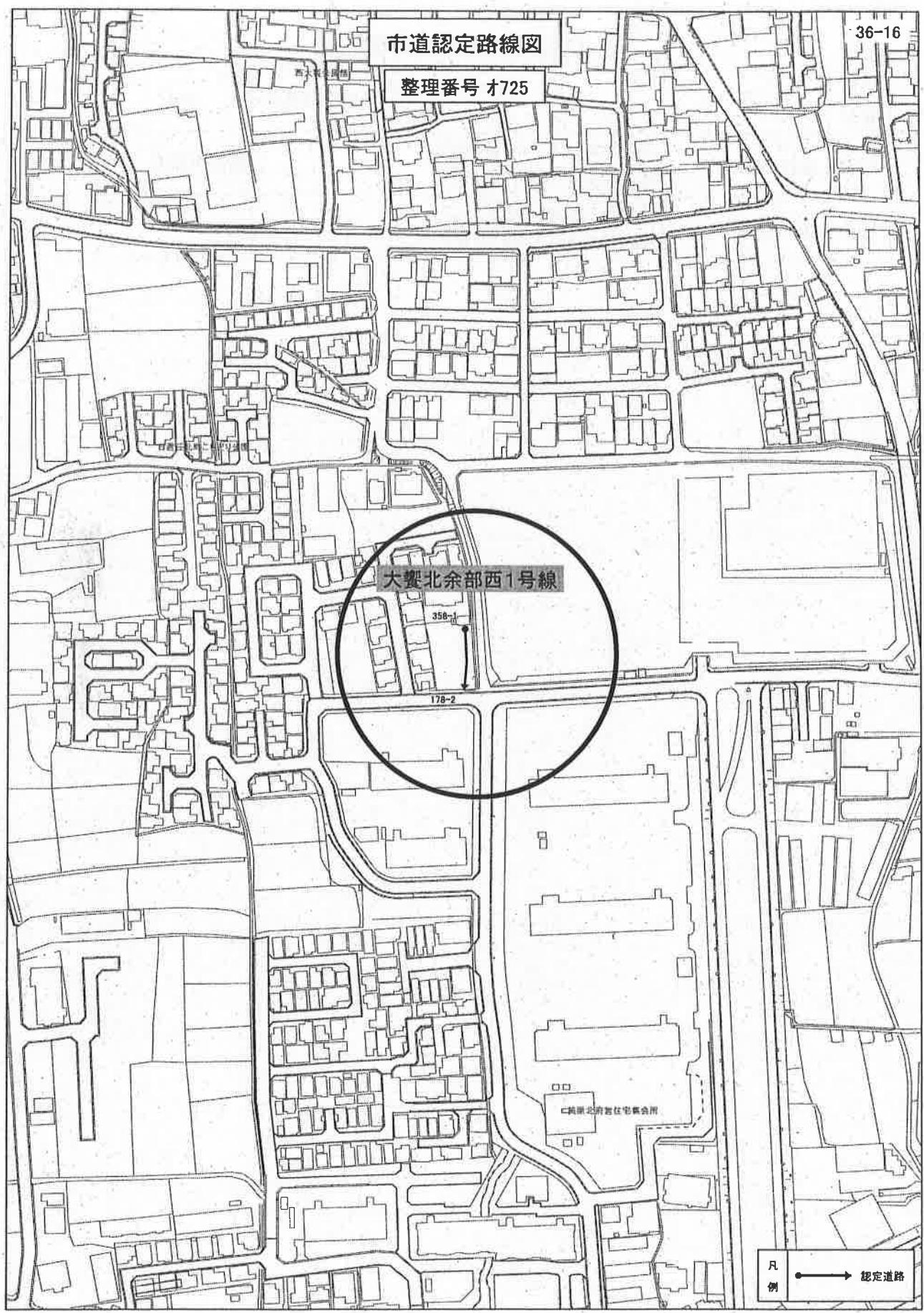










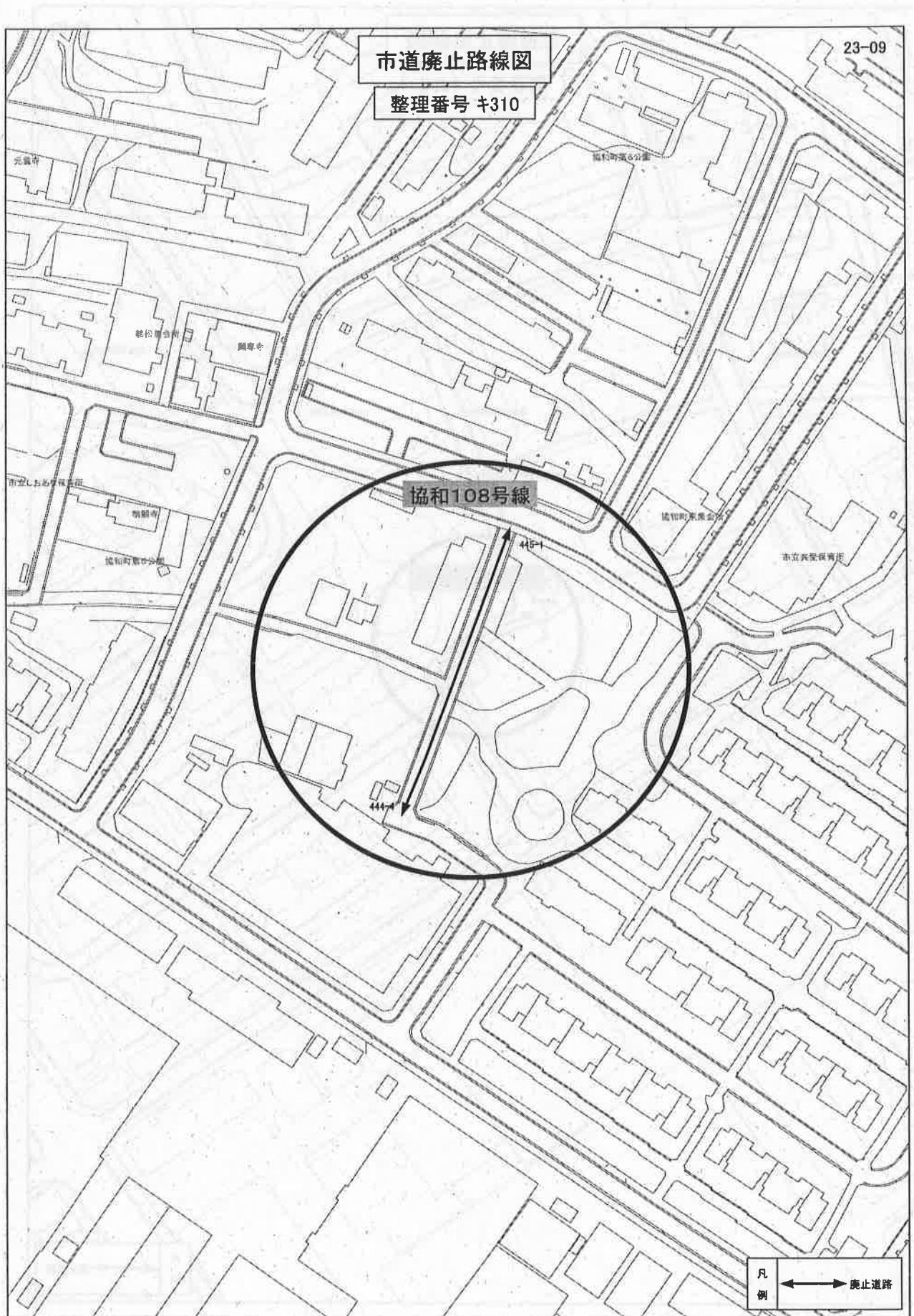


市道路線廃止調書

整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地	付記
#308	協和106号線	堺区協和町4丁444番4地先 堺区協和町4丁472番1地先		路線再編成
#310	協和108号線	堺区協和町4丁445番1地先 堺区協和町4丁444番4地先		"







## 地方独立行政法人堺市立病院機構 第3期中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期計画を次のとおり認可する。

### [根 拠]

地方独立行政法人法第83条第3項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるため。

# 地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期計画

## 前文

地方独立行政法人堺市立病院機構は、「すべての患者さんの権利と人格を尊重し、安心・安全で心の通う医療を提供します。」との基本理念のもと、市立堺病院を運営してきた。

第2期中期計画では、堺区南安井町にあった市立堺病院を移転し、平成27年7月に西区家原寺町に堺市立総合医療センターを開院し、堺市で初となる救命救急センターを設置するなど、市民の生命と健康を守る医療拠点として生まれ変わった。開院後は、各分野で更なる質の高い医療の提供に取り組み、堺市における中核病院として、地域の医療機関と役割分担を行いながら、安定的かつ継続的な医療の提供に取り組んできた。

経営面においても、平成27年度の病院建設により悪化に転じた経営状況であったが、効率的・効果的な病院運営により、収支改善に繋げることができ、安定した経営基盤の早期確立を実現した。

今後は、団塊の世代の方が75歳以上となる2025年を見据え、引き続き、医療と介護の連携と地域医療構想を踏まえた病床機能の分化が求められており、1施設で完結する病院完結型医療から医療・介護の連携を強化した地域完結型医療が必要となっている。加えて、働き方改革をはじめとする社会情勢の変化への対応などの多岐にわたる課題に直面しており、病院運営にあたっては、更なる厳しい状況が予想される。

第3期中期計画では、これらの課題に対し救急医療及び高度医療等を提供する高度急性期及び急性期機能を担う病院として地域医療機関との役割分担のもと包括的な医療サービスを提供し、持続可能な質の高い医療提供体制を構築するとともに、市民の健康の維持や健康寿命の延伸などに寄与することをめざし、ここに第3期中期計画を定める。

## 第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

## 第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 市立病院として担うべき医療

#### (1) 救命救急センターを含む救急医療

ア 救命救急センター部門は、厚生労働省の示す評価項目の更なる強化を図り、質の高

い三次救急医療を提供する。

- イ 二次救急医療施設として、地域完結型医療を推進し、救急医療の最後の砦として「断らない救急」をめざす。また、ER化による総合的な救急医療の提供をめざし、市民の生命と健康を24時間365日守る。
- ウ メディカルコントロール体制において指導的役割を担うとともに、救急ワークステーションと一体になって効果的な病院前医療体制の充実を図る。
- エ 精神科医によるコンサルテーションのもと、適切な医療提供につなげることができる体制を整備するとともに、精神科合併症救急も含めた総合的な救急医療を提供する。

目標指標	平成30年度実績	令和5年度目標
救急搬送応需率	78.0%	79.0%
三次救急搬送応需率	91.0%	93.0%

関連指標	平成30年度実績
救急搬送受入件数	9,439件
うち入院件数	3,512件

## (2) 小児医療

- ・ 地域医療機関との連携及び役割分担を図り、質の高い小児医療を安定的に提供する。
- ・ 小児救急医療については、堺市こども急病診療センターや他の小児二次救急医療機関等との連携強化を図り、24時間365日、持続可能な小児救急医療体制を整備し、外因性疾患を含めた総合的な小児二次救急医療を安定的に提供する。
- ・ 小児の虐待や貧困事例等について、関係機関と連携し、適切に対応する。

目標指標	平成30年度実績	令和5年度目標
小児救急搬送（内因性）応需率	92.9%	90.0%

関連指標	平成30年度実績
小児救急搬送受入件数	1,750件
うち外因性疾患受入件数	448件
CAPS対応件数	73件

## (3) 周産期医療

- ・ 地域医療機関との連携及び役割分担のもと、市立病院として、周産期医療を安定的に提供し、安心して子どもを産み育てられる地域づくりに貢献する。

関連指標	平成30年度実績
分娩件数	319件

#### (4) 災害・感染症・その他緊急時の医療

- ア 大規模災害時には災害拠点病院として、堺市地域防災計画に基づき関係機関と連携、協力を図りながら、患者の受け入れや医療スタッフの派遣等を迅速かつ的確に行う。
- ・ 非常時にも継続して医療を提供できるよう、平時から各種訓練の実施及び災害対策マニュアルの点検や必要物品等の備蓄確認を徹底し、災害に備えた万全な体制を維持する。
- イ 新興感染症発生時には、第一種及び第二種感染症指定医療機関として、行政や地域医療機関との連携を図り、速やかな患者の受け入れ体制の整備を図る。また、非常時にも継続して医療を提供できるように、感染部門と救急部門とが密に連携し、受け入れ訓練を行うなどパンデミックに備えた万全な体制を維持する。

関連指標	平成 30 年度実績
災害研修・訓練回数	20 回
DMAT 資格保有者	31 人

## 2 生活習慣病への対応

### (1) がんへの対応

- ・ 地域がん診療連携拠点病院として、科学的な知見に基づき、手術、放射線療法、及び免疫療法を含む化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供する。また、集学的治療のみならず、緩和ケア、がんリハビリテーション、遺伝子診断を含めた個別化治療の充実を図り、個々の患者の病態に即した全人的医療の提供に努める。
- ・ トータルケアの充実に向けて、がん患者に対する相談支援・セカンドオピニオン及び情報提供を積極的に行って、がん患者の療養生活の向上を図る。
- ・ 地域の関係機関と連携、協力し、切れ目のない継続したがん診療の提供に努める。

目標指標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
悪性腫瘍手術件数	1,291 件	1,550 件
放射線治療実施患者数	485 人	485 人
化学療法実施患者数	2,537 人	2,800 人
がん登録件数（※）	1,878 件	2,150 件

※ 1月～12月実績

関連指標	平成 30 年度実績
緩和ケアチーム介入件数	562 件
がんリハビリ実施件数	3,875 件
がん相談件数	4,419 件
セカンドオピニオン対応件数	
当院から他院	57 件
他院から当院	31 件

## (2) 高度・専門医療の包括的提供

- ア 心疾患、脳血管疾患の治療については、地域の医療機関と連携のもと、24時間体制で受け入れができるよう体制を充実させ、早期治療及び高度専門医療を提供する。
- イ 糖尿病については、地域の医療機関で役割分担を明確にした循環型システムの構築をめざし、地域全体で安定した医療を提供する。

目標指標	平成30年度実績	令和5年度目標
脳血管内手術件数	47件	100件
心大血管手術件数	77件	111件
冠動脈インターベンション件数	251件	300件
糖尿病透析予防指導管理件数	458件	450件

関連指標	平成30年度実績
t-PA件数	14件
在宅自己注射指導管理件数	2,438件
糖尿病患者のうち、在宅自己注射指導管理割合	40.4%

## (3) 健康寿命の延伸に向けた予防医療の推進

- ア 市が実施するがん対策等に関する施策に協力し、がん検診をはじめとする予防に積極的に取り組む。糖尿病等の生活習慣病対策を強化するほか、院内及び地域の医療機関と連携を図りながら重症化予防に取り組む。
- イ 市民の健康維持や健康寿命の延伸に寄与するため、市と連携や協力し、予防・医療の推進に取り組む。また、健康に関する保健医療情報の発信及び啓発に尽力する。

関連指標	平成30年度実績
がん検診受診者数	5,426人
特定健診受診者数	933人
市民公開講座開催回数	15回

## 3 患者に寄り添った信頼される医療の提供

### (1) 医療安全対策・感染対策の徹底

- 全職員が患者の安全を最優先に、万全な対応を行うことができるよう、医療安全に関する情報の収集や分析を行うほか、医療事故の予防及び再発防止に取り組み、医療安全対策の徹底及び安全文化を醸成する。
- 院内で発生したインシデント・アクシデントについての報告を強化するとともに、その内容を分析し、全職員に周知することにより、再発防止に取り組む。

- ・ 感染管理医師、感染管理認定看護師を中心に、感染に関する情報発信を積極的に行う。また、複数の医療従事者から構成するチーム（ICT・AST）による活動をさらに充実させ、院内での感染状況の評価や感染対策を的確に行う。

関連指標	平成30年度実績
医療安全研修参加率	90.8%
インシデントに対するアクシデントの割合	1.3%
感染対策研修参加率	98.0%

### (2) 医療の質の向上

- ア 医師・看護師及びメディカルスタッフ等が連携するチーム医療を更に充実させ、最適な医療を提供する。また、質の高い医療を提供するため、更なるクリニカルパスの充実を図り、医療の質の向上に取り組む。
- イ 基礎研究の成果を臨床の実用化につなげ、医薬品や医療機器の創出をめざし、臨床研究及び治験の推進に積極的に取り組む。

関連指標	平成30年度実績
クリニカルパス適用率	42.0%
治験実施件数	15件
周術期口腔ケア件数	1,559件
薬剤管理指導件数	21,570件
退院時リハビリテーション指導件数	646件
ACP 実績件数	-

### (3) 患者の視点に立った医療・サービスの提供

- ア 堺市立病院機構の理念に基づき、安心・安全で心の通う医療を提供する。
- ・ 患者と共に医療や生活について考えるなど、患者が積極的に医療に参加できる体制の整備を目的に、インフォームド・コンセントを徹底するとともに医療相談についても患者の視点に立って対応する。
- ・ 当院の特色や疾患の治療方針、地域医療機関との連携状況、さらには高度急性期病院としての機能や役割について患者及び市民に対し、情報を積極的に発信する。
- イ 患者やその家族が院内で快適に過ごせるよう、待ち時間対策、療養環境整備及び安らぎと楽しみを提供し、患者満足の向上を図る。また、患者満足度調査や投書箱に寄せられた意見等に速やかに対応し、患者の視点に沿った病院づくりを進める。

関連指標	平成 30 年度実績
患者満足度調査結果 (満足の割合) 【入院】	89.4%
患者満足度調査結果 (満足の割合) 【外来】	81.1%
相談窓口に寄せられた相談件数	18,179 件
投書箱に寄せられた件数	341 件
うちサンキューレターの割合	20.1%

#### 4 地域への貢献

##### (1) 地域の医療機関との連携推進

ア 地域医療構想を踏まえ、市立病院として、また地域医療支援病院としての役割を果たすため、紹介・逆紹介、地域連携バスの活用、持参薬情報の共有、高度医療機器の共同利用促進等、病病・病診連携をより一層活性化させ、地域全体での最適な医療を提供する。また、開放病床の利用促進、オープンカンファレンスや研修会の開催により、顔の見える地域連携を実現する。

イ 地域包括ケアシステムの推進に向け、地域の介護施設も含めた関係機関との情報共有及び連携体制を構築し、切れ目のない医療を提供するとともに、在宅患者の急変時には診療の支援を行う。

目標指標	平成 30 年度実績	令和 5 年度目標
紹介率	73.8%	80.0%
逆紹介率	78.3%	100.0%

関連指標	平成 30 年度実績
地域連携クリニカルバス数	19 件
地域連携バス適用患者数	275 件
開放型病床利用率	50.5%
医療連携登録医数	837 人

##### (2) 医療従事者の育成

- 当院の特性を活かした救急医療をはじめとする急性期医療に加え、地域医療等を学ぶ場として、幅広い医療系学生の実習等を積極的に受け入れ、地域医療の発展に寄与する優秀な人材の育成と医療の質向上に貢献する。
- 臨床教育研究センターの機能を強化し、初期研修及び後期研修を連動させたシームレスな医療人育成システムの充実を図る。

関連指標	平成 30 年度実績
医学生実習受入人数	93 人
看護学生実習受入人数	428 人
薬学部生実習受入人数	39 人
研修医による学会発表件数	77 件

(3) 健康を支える環境整備に向けた行政全般等との連携と協力

- ・ 市立病院として、医療、保健、福祉、教育などの分野で行政機関との連携及び施策の推進に努める。

### 第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

#### 1 効率的・効果的な業務運営

(1) 自律性・機動性・透明性の高い組織づくり

- ア 医療情勢の変化、更なる高齢化の進展、診療報酬の改定等の病院運営を取り巻く外部環境に迅速に対応するため、更なる経営企画機能の強化を図り、より質の高い病院運営ができる体制を確立し維持する。
- イ 監事や会計監査人による監査結果等を活用し、より戦略的な業務改善及び効率化を図る。また、市民の目線に立って業務を点検し、業務改善を行う。

(2) 法令・行動規範の遵守（コンプライアンス）

- ・ 患者及び市民からの信頼を確保するため、職員一人ひとりが医療提供者であるという意識を持ち、医療法をはじめ、関係法令の遵守を徹底し、市民から信頼される病院づくりに努める。
- ・ 法令及び行動規範の遵守を全職員が認識及び実践するため、周知徹底を図る。

(3) やりがいを感じ働くことができる職場環境の整備

- ・ 職員のモチベーション向上と組織の活性化を図るため、職員及び組織の業績や貢献度を客観的に評価できる制度を整備し、運用を行う。また、人材育成方針のもと、職員のキャリアアップ支援など、職員が働きがいを実感できる職場環境づくりを進める。

(4) 働きやすい病院づくり

- ・ 「働き方改革」の観点から、医療業務のタスクシフティングに積極的に取り組み、

職員の負担軽減に努めるとともに、時間外勤務の削減や有給休暇が取得しやすい職場環境を構築し、ワーク・ライフ・バランスの確保及び職員の健康保持に取り組む。

- 育児や介護等を行う職員が家庭と仕事を両立し、安心して働くよう短時間勤務制度の整備や支援の充実を図り、柔軟で働きやすい職場環境づくりを進める。

#### 第4 財務内容の改善に関する事項

##### 1 安定的な経営の維持

- 市立病院としての役割を果たすとともに、增收対策及び費用の合理化により、安定した経営基盤を維持し、より自立した経営を行う。
- 医療を取り巻く環境の変化に迅速に対応できるよう、的確な経営分析を進めるとともに、地方独立行政法人のメリットを生かした、機動的かつ柔軟な病院経営を行うことにより、安定的な経常収支及び資金収支の維持を図る。また、診療材料及び医薬品は、市場調査に基づく価格交渉の継続実施や在庫管理の徹底、多様な契約手法の活用等により、一層の費用の削減を進める。

目標指標	平成30年度実績	令和5年度目標
経常収支比率	99.8%	100.8%
一般病床利用率	89.1%	91.3%
平均在院日数	10.0日	9.7日
新入院患者数	14,142人	15,000人
手術件数	5,787件	6,100件
全身麻酔件数	3,222件	3,400件
後発医薬品採用率（数量ベース）	90.0%	90.0%
入院患者延数	156,054人	160,381人
外来患者延数	235,377人	231,716人

関連指標	平成30年度実績
患者1人1日当たり入院単価	74,091円
患者1人1日当たり外来単価	23,794円
給与費対診療収入比率	53.5%
材料費対診療収入比率	30.8%
経費対診療収入比率	17.4%

#### 第5 その他業務運営に関する重要事項

##### 1 環境にやさしい病院運営

- 省エネルギー化やゴミ分別の徹底及びリサイクル推進による廃棄物の減量等によ

り、温室効果ガスの削減に取り組む等、環境負荷軽減を図り、環境にやさしい病院づくりを行う。

関連指標	平成 30 年度実績
電気使用量	10,442,776kwh
ガス使用量	896,277m <sup>3</sup>
水道使用量	143,331m <sup>3</sup>

#### 第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

##### (1) 予算（令和2年度から令和5年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	86,137
医業収益	77,070
運営費負担金	8,827
その他営業収益	240
営業外収益	1,172
運営費負担金	332
その他営業外収益	840
臨時利益	0
資本的収入	2,639
長期借入金	2,239
運営費負担金	400
その他資本収入	0
計	89,948
支出	
営業費用	78,814
医業費用	77,545
給与費	37,530
材料費	25,920
経費	13,655
研究研修費	440
一般管理費	1,269
営業外費用	719
臨時損失	0
資本的支出	8,764
建設改良費	3,039
償還金	5,720
その他投資	6
計	88,297

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で

一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

[人件費の見積り]

期間中総額 38,614 百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当する。

[運営費負担金の負担基準等]

救急医療等の行政的経費及び小児医療、周産期医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方により算出する。建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金については、経常経費助成のための運営費負担金等とする。

(2) 収支計画（令和2年度から令和5年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
収入の部	87,563
営業収益	86,434
医業収益	76,869
運営費負担金	8,827
資産見返負債戻入	498
その他営業収益	240
営業外収益	1,128
運営費負担金	332
その他営業外収益	796
臨時利益	0
支出の部	87,173
営業費用	83,651
医業費用	82,379
給与費	38,384
材料費	23,965
経費	12,744
研究研修費	417
減価償却費	6,868
一般管理費	1,271
営業外費用	3,514
臨時損失	8
経常損益	398
純損益	390
目的積立金取崩額	0
総損益	390

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

(3) 資金計画（令和2年度から令和5年度まで）

(単位：百万円)

区分	金額
資金収入	92,495
業務活動による収入	87,309
診療業務による収入	77,070
運営費負担金による収入	9,159
その他業務活動による収入	1,080
投資活動による収入	400
運営費負担金による収入	400
その他投資活動による収入	0
財務活動による収入	2,239
長期借入れによる収入	2,239
その他財務活動による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	2,547
資金支出	92,495
業務活動による支出	79,539
給与費支出	38,614
材料費支出	25,920
その他業務活動による支出	15,005
投資活動による支出	3,039
固定資産の取得による支出	3,039
その他投資活動による支出	0
財務活動による支出	5,720
長期借入金等の返済による支出	5,279
移行前地方債償還債務の償還による支出	441
その他財務活動による支出	0
次期中期目標の期間への繰越金	4,197

(注1) 計数は原則としてそれぞれの表示単位未満を四捨五入しているため、合計で一致しないものがある。

(注2) 期間中の診療報酬の改定、給与改定、物価の変動等は考慮していない。

第7 短期借入金の限度額

(1) 限度額

3,500 百万円

(2) 想定される短期借入金の発生事由

- ア 賞与の支給等による一時的な資金不足への対応
- イ 予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

## 第 8 剰余金の使途

決算において剰余金を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、研修や教育など人材育成と能力開発の充実等に充てる。

## 第 9 料金に関する事項

### 1 料金

病院の料金については、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 76 条第 2 項（同法第 149 条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 71 条第 1 項の規定に基づく方法により算定した額
- (2) 健康保険法第 85 条第 2 項及び第 85 条の 2 第 2 項（これらの規定を同法第 149 条において準用する場合を含む。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律第 74 条第 2 項及び第 75 条第 2 項の規定に基づく基準により算定した額
- (3) (1)、(2)以外のものについては、別に理事長が定める額

### 2 減免

理事長は、特別の理由があると認めるときは、料金の全部又は一部について減額し、又は免除することができる。

## 第 10 地方独立行政法人堺市立病院機構の業務運営等に関する規則で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画（令和 2 年度から令和 5 年度まで）

（単位：百万円）

施設及び設備の内容	予定額	財源
医療機器等整備	3,039	堺市長期借入金等

- (2) 人事に関する計画

医療の安全性の担保と、質の高いサービスを継続的に提供していくため、優秀な人材

の確保と配置だけでなく、職員の最適な勤務時間と休日のあり方について検討し、定着と育成に努める。

(3) 中期目標の期間を超える債務負担

ア 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

区分	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
移行前地方債償還債務	441	2,370	2,811

イ 長期借入金償還債務

(単位：百万円)

区分	中期目標期間 償還額	次期以降償還額	総債務償還額
長期借入金償還債務	5,279	12,940	18,219

## 地方独立行政法人堺市立病院機構 第3期中期計画の認可について

### 1 中期計画の認可理由について

地方独立行政法人堺市立病院機構から認可申請があった中期計画は、市長が指示した地方独立行政法人堺市立病院機構第3期中期目標を達成するための計画として妥当であると認められる。また、堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会条例（平成23年条例第5号）第2条第1項第1号に基づき、当該計画のとおり認可することが適当であるという堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見を受けている。

### 2 中期計画の趣旨

地方独立行政法人堺市立病院機構が、堺市長から指示された中期目標を達成するため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により策定した計画。

### 3 中期計画の期間

令和2年4月1日から令和6年3月31日まで



## 堺市国民保護計画の変更の報告について

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）  
第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、堺市国民保護計画の変更を次のとおり報告する。

### 【根 拠】

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）  
第 35 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定に基づき、国民保護計画を変更したときは議会に報告する必要があるため。

## 堺市国民保護計画変更箇所の新旧対照表

### 1 国が定める「国民の保護に関する基本指針」の変更に基づくもの

計画 該当箇所	変更後	変更前
48 頁 20 行	<p>2 警報の伝達・通知先</p> <p>市長は、<u>国からの全国瞬時警報システム (J-ALERT)、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)</u> 及び知事から防災行政無線等で警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市民等並びに関係のある公私の団体（自治会、女性団体、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、医師会など）に伝達するとともに、<u>市の他の執行機関（教育委員会など）、補助機関（上下水道局など）、その他の関係機関（堺市立総合医療センター、こども園など）</u> に通知する。</p>	<p>2 警報の伝達・通知先</p> <p>市長は、<u>知事から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市民等並びに関係のある公私の団体（自治会、女性団体、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、商工会議所、青年会議所、医師会など）に伝達するとともに、市の他の執行機関（教育委員会など）、その他の関係機関（市立堺病院、保育所など）</u> に通知する。</p>
49 頁 2 行	<p>(4) <u>全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかつた場合は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net) 等により伝達された情報を防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、インターネット（市のホームページ、SNS）、携帯電話の一斉メール等市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。</u></p>	
55 頁 28 行	<p>(4) <u>大規模集客施設等との連携</u></p> <p>市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設においても、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。</p>	

57 頁 13 行	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、更に、極めて短時間で着弾することが予想されることから、<u>全国瞬時警報システム（I-ALERT）</u>による情報伝達等で弾道ミサイル発射を知った時には、直ちにできる限り近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p> <p><u>また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとことができるように、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（I-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から市ホームページ等を用いて周知に努める。</u></p>	<p>(3) 弾道ミサイル攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、更に、極めて短時間で着弾することが予想されることから、<u>直ちに徒步で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</u></p>
--------------	--	---

2 国民保護法、事態対処法等の一部改正に基づくもの

計画 該当箇所	変更後		変更前	
1 頁 8 行	事態対処法	<u>武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律</u> (平成 15 年法律第 79 号)を指す。	事態対処法	<u>武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに國及び国民の安全の確保に関する法律</u> (平成 15 年法律第 79 号)を指す。
1 頁 23 行	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。 <u>なお、国民保護法第 183 条により、武力攻撃事態の規定が準用される。</u>	緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいう。 <u>なお、国民保護法第 183 条により、武力攻撃事態の規定が準用される。</u>
	武力攻撃等	武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。	武力攻撃等	武力攻撃及び緊急対処事態における攻撃をいう。
	武力攻撃等事態	<u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態をいう。</u>	武力攻撃等事態	<u>武力攻撃事態等及び緊急対処事態をいう。</u>
1 頁 28 行	対処基本方針	事態対処法第 9 条に規定するもので、 <u>武力攻撃事態又は存立危機事態</u> に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。	対処基本方針	事態対処法第 9 条に規定するもので、 <u>武力攻撃事態等</u> に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。
	緊急対処事態対処方針	事態対処法第 22 条に規定するもので、緊急対処事態に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。	緊急対処事態対処方針	事態対処法第 25 条に規定するもので、緊急対処事態に至ったときに、政府が定める対処に関する基本的な方針をいう。

2頁 2行	<p><u>武力攻撃災害</u></p> <p>武力攻撃等により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。</p> <p><u>武力攻撃による災害と緊急対処事態における災害を区分する場合は、「武力攻撃災害」又は「緊急対処事態における災害」と表記する。</u></p>	<p><u>武力攻撃等災害</u></p> <p>武力攻撃等により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的及び物的災害をいう。</p> <p><u>武力攻撃による災害と緊急対処事態における災害を区分する場合は、「武力攻撃災害」又は「緊急対処事態における災害」と表記する。</u></p>
2頁 4行	<p><u>国民保護措置</u></p> <p>対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する<u>国民保護法第2条第3項</u>に掲げる国民の保護に関する措置（<u>武力攻撃</u>から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は<u>武力攻撃</u>が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするための措置。ただし、<u>同項第6号</u>に掲げる措置については、<u>対処基本方針</u>が廃止された後のものを含む。）をいう。</p> <p>「<u>国民保護措置等</u>」とは、<u>国民保護措置</u>及び<u>緊急対処保護措置</u>のことをいう。</p>	<p><u>国民（緊急対処）保護措置</u></p> <p>対処基本方針等が定められてから廃止されるまでの間に、指定（地方）行政機関、地方公共団体、指定（地方）公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する事態<u>対処法第22条第1号</u>に掲げる国民の保護に関する措置（<u>武力攻撃等</u>から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は<u>武力攻撃等</u>が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようするための措置。ただし、<u>同号へ</u>に掲げる措置については、<u>対処基本方針等</u>が廃止された後のものを含む。）をいう。なお、<u>国民保護法第183条</u>により、<u>緊急対処保護措置</u>は、<u>国民保護措置</u>の規定が準用される。</p>

2頁 14行	対策本部 (長)	国では <u>事態対策本部(長)</u> 又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。 それぞれを区分する必要があるときは、「(国) 対策本部(長)」「(府) 対策本部(長)」、「(市) 対策本部(長)」と表記する。	対策本部 (長)	国では <u>武力攻撃事態等対策本部(長)</u> 又は緊急対処事態対策本部(長)、府又は市では国民保護対策本部(長)又は緊急対処事態対策本部(長)をいう。 それを区分する必要があるときは、「(国) 対策本部(長)」「(府) 対策本部(長)」、「(市) 対策本部(長)」と表記する。
	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定行政機関	省庁など、国の行政機関で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。
	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定地方行政機関	国の地方行政機関で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。
2頁 25行	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 <u>事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、 <u>武力攻撃事態対処法施行令</u> で定めるものをいう。

3 頁 13 行	安否情報	避難住民及び <u>武力攻撃災害</u> により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む。）の安否に関する情報をいう。	安否情報	避難住民及び <u>武力攻撃等災害</u> により死亡し又は負傷した住民（当該市町村の住民以外の者で当該市町村に在る者及び当該市町村で死亡した者を含む。）の安否に関する情報をいう。
	一時集合場所	<u>武力攻撃事態</u> 等において、住民の避難が必要な場合に、避難住民等の把握及び輸送を行うための拠点となる場所をいう。	一時集合場所	<u>武力攻撃等事態</u> において、住民の避難が必要な場合に、避難住民等の把握及び輸送を行うための拠点となる場所をいう。
	安否情報省令	<u>武力攻撃事態</u> 等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令をいう。		
	緊急通報	<u>武力攻撃災害</u> が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該 <u>武力攻撃災害</u> による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときに、知事が発令するものをいう。		

4 頁 8 行	<p><b>1 目的</b></p> <p>この計画は、市域において、<u>武力攻撃事態等</u>が発生した場合において、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの<u>国民保護措置等</u>を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。</p> <p><b>2 保護の対象者</b></p> <p>この計画は、市域内にいる住民はもとより、<u>武力攻撃事態等</u>が発生した際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、他の市町村から市域に避難してきた者も保護の対象とする。</p>	<p><b>1 目的</b></p> <p>この計画は、市域において、<u>武力攻撃等事態</u>が発生した場合において、武力攻撃等から市民等の生命・身体及び財産を保護し、市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃等による災害への対処措置などの<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施できるようにすることを目的とする。</p> <p><b>2 保護の対象者</b></p> <p>この計画は、市域内にいる住民はもとより、<u>武力攻撃等事態</u>が発生した際に、通勤、通学、旅行などで市域に滞在する者や、他の市町村から市域に避難してきた者も保護の対象とする。</p>
4 頁 24 行	<p>(1) 繼続性・一貫性の確保</p> <p><u>国民保護措置又は緊急対処保護措置</u>は、国の対処基本方針等が定められてから実行される仕組みになっているが、対処基本方針等が定められるまでの間における初動対応や原因が不明な災害が発生した場合の対応については、当初は地域防災計画又は危機管理ガイドラインに基づいて行うことになる。</p> <p>この場合、その後国の事態認定が行われたときは、<u>国民保護措置又は緊急対処保護措置</u>を実施することになるが、その事態認定前における措置と事態認定後における措置の継続性・一貫性等を確保する観点から、地域防災計画及び危機管理ガイドラインと共に共通的な事項についても本計画に含め、市として切れ目のない対応ができるようにする。</p> <p>(2) 危機管理センターによる初動対応</p> <p><u>武力攻撃事態等</u>において、国の対処基本方針等の決定に伴い、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに対策本部を設置して、必要な<u>国民保護措置又は緊急対処保護措置</u>を実施するが、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がなされない場合（以下、「原因が不明な事案が発生した場合」という。）は、危機管理センターを設置して迅速かつ的確に初動対応を実施する。</p>	<p>(1) 繼続性・一貫性の確保</p> <p><u>国民（緊急対処）保護措置</u>は、国の対処基本方針等が定められてから実行される仕組みになっているが、対処基本方針等が定められるまでの間における初動対応や原因が不明な災害が発生した場合の対応については、当初は地域防災計画又は危機管理ガイドラインに基づいて行うことになる。</p> <p>この場合、その後国の事態認定が行われたときは、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施することになるが、その事態認定前における措置と事態認定後における措置の継続性・一貫性等を確保する観点から、地域防災計画及び危機管理ガイドラインと共に共通的な事項についても本計画に含め、市として切れ目のない対応ができるようにする。</p> <p>(2) 危機管理センターによる初動対応</p> <p><u>武力攻撃等事態</u>において、国の対処基本方針等の決定に伴い、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、直ちに対策本部を設置して、必要な<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施するが、その事案の原因が不明であることなどから、国において直ちに事態等の認定がなされない場合（以下、「原因が不明な事案が発生した場合」という。）は、危機管理センターを設置して迅速かつ的確に初動対応を実施する。</p>

	<p><b>第2節 事態対処法制</b></p> <p>1 事態対処法と国民保護法</p> <p>(1) 事態対処法</p> <p>平成15年(2003年)6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(武力攻撃事態対処法)」が成立し施行された(※平成27年(2015年)9月に成立した平和安全法制整備法により、「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(事態対処法)」と改称)。この法律は、武力攻撃事態等への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めたものである。</p> <p>なお、この法律は、その後の国民保護法の成立過程において、大規模テロ等の緊急対処事態についても武力攻撃事態等への対処に準じて対処するよう改正された。</p> <p>(2) 国民保護法</p> <p>事態対処法の成立を受けて、平成16年(2004年)6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が成立し、同年9月施行された。この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃による国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めたものである。</p>	<p><b>第2節 武力攻撃事態対処法制</b></p> <p>1 武力攻撃事態対処法と国民保護法</p> <p>(1) 武力攻撃事態対処法</p> <p>平成15年6月、有事法制の基本法である「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(武力攻撃事態対処法)」が成立し施行された。この法律は、武力攻撃事態への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項を定めたものである。</p> <p>なお、この法律は、その後の国民保護法の成立過程において、大規模テロ等の緊急対処事態についても武力攻撃事態等への対処に準じて対処するよう改正された。</p> <p>(2) 国民保護法</p> <p>武力攻撃事態対処法の成立を受けて、平成16年6月、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(国民保護法)」が成立し、同年9月施行された。この法律は、武力攻撃等事態において武力攻撃等から国民の生命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃等による国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするために、これらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃等災害への対処に関する措置その他の必要な事項を定めたものである。</p>
--	--	---

5 頁 30 行	<p>① 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）  <u>（※平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により、『武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律』（米軍等行動関連措置法）と改称）</u></p>	<p>① 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）</p>				
6 頁 2 行	<p>④ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）  <u>（※平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により、『武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（外国軍用品等海上輸送規制法）』と改称）</u></p> <p>⑤ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）  <u>（※平成 27 年 9 月に成立した平和安全法制整備法により、『武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律』と改称）</u></p>	<p>④ 武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）</p> <p>⑤ 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）</p>				
7 頁 1 行	<p>図：武力攻撃事態等への対処に関する法制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">事態対処法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</td> </tr> </table> <p>国民保護法</p> <p>住民の避難、避難住民等の救援、<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置などを規定</p>	事態対処法	武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定	<p>図：武力攻撃等事態への対処に関する法制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃事態対処法</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px; text-align: center;">武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定</td> </tr> </table> <p>国民保護法</p> <p>住民の避難、避難住民等の救援、<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する措置などを規定</p>	武力攻撃事態対処法	武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定
事態対処法						
武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定						
武力攻撃事態対処法						
武力攻撃事態等の対処に関する基本的事項を規定						

8 頁 1 行	<p><b>第3節 国民保護措置等</b></p> <p>1 <b>国民保護措置の仕組み</b></p> <p>国民保護法では、国や地方公共団体等は、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、<u>国民保護措置等</u>を実施することとされている。</p> <p><u>国民保護措置等</u>の実施にあたっては、国があらかじめ定める基本指針に基づき、指定行政機関及び府が国民保護計画を、指定公共機関が国民の保護に関する業務計画（以下、「業務計画」）を作成し、更に、大阪府国民保護計画に基づき、市は国民保護計画を、指定地方公共機関は業務計画を作成することとなっている。</p> <p>「武力攻撃」（我が国に対する外部からの武力攻撃）や「武力攻撃に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為等」（大規模テロ等）が発生した場合は、国が対処基本方針等を定め、国は（国）対策本部を、府は（府）対策本部を、市は（市）対策本部を設置するなどの体制を確立し、国、府及び市並びに指定（地方）公共機関等が連携して、それぞれの計画で定めるところにより、「住民の避難」、「避難住民等の救援」及び「<u>武力攻撃災害への対処</u>」などの「<u>国民保護措置</u>」又は「<u>緊急対処保護措置</u>」を実施することとされている。</p>	<p><b>第3節 国民（緊急対処）保護措置</b></p> <p>1 <b>国民（緊急対処）保護措置の仕組み</b></p> <p>国民保護法では、国や地方公共団体等は、武力攻撃等から国民の生命・身体及び財産を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施することとされている。</p> <p><u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施にあたっては、国があらかじめ定める基本指針に基づき、指定行政機関及び府が国民保護計画を、指定公共機関が国民の保護に関する業務計画（以下、「業務計画」）を作成し、更に、大阪府国民保護計画に基づき、市は国民保護計画を、指定地方公共機関は業務計画を作成することとなっている。</p> <p><u>武力攻撃等事態</u>が発生した場合は、国が対処基本方針等を定め、国は（国）対策本部を、府は（府）対策本部を、市は（市）対策本部を設置するなどの体制を確立し、国、府及び市並びに指定（地方）公共機関等が連携して、それぞれの計画で定めるところにより、「住民の避難」、「避難住民等の救援」及び「<u>武力攻撃災害への対処</u>」などの<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施することとされている。</p>
8 頁 18 行	<p>2 <b>対策本部の設置</b></p> <p>武力攻撃等を受けた場合、国は、事態対処法に基づき、対処基本方針等を閣議決定し、（国）対策本部を設置するとともに、対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。</p> <p>これを受け、知事及び市長は、（府）又は（市）対策本部を設置し、（国）対策本部長又は内閣総理大臣の指示及びそれぞれの国民保護計画に基づき、「<u>国民保護措置</u>」又は「<u>緊急対処保護措置</u>」を実施することとされている。</p> <p>なお、「<u>国民保護措置</u>」又は「<u>緊急対処保護措置</u>」は、対策本部の設置の指定がない場合においても、実施できることとされている。</p>	<p>2 <b>対策本部の設置</b></p> <p>武力攻撃等を受けた場合、国は、事態対処法に基づき、対処基本方針等を閣議決定し、（国）対策本部を設置するとともに、対策本部を設置すべき地方公共団体を指定することとされている。</p> <p>これを受け、知事及び市長は、（府）又は（市）対策本部を設置し、（国）対策本部長又は内閣総理大臣の指示及びそれぞれの国民保護計画に基づき、「<u>国民（緊急対処）保護措置</u>」を実施することとされている。</p> <p>なお、「<u>国民（緊急対処）保護措置</u>」は、対策本部の設置の指定がない場合においても、実施できることとされている。</p>

8 頁 28 行	3 国民保護措置等の主なもの	3 国民（緊急対処）保護措置の主なもの
9 頁 13 行	<p>① 救援</p> <p>(国) 対策本部長は、<u>避難措置の指示</u>を行ったときは、基本指針で定めるところにより、避難先地域を管轄する都道府県知事に対し、救援の措置の指示を行うものとされている。また、武力攻撃災害により被災者の救援が必要であると認めるときは、被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対して救援の措置の指示を行うことができるとされている。</p> <p>指示を受けた知事は、市町村長の協力を得ながら避難住民や<u>被災者</u>に対して、水や食料の給与及び医療の提供等の救援を実施することとされている。</p>	<p>① 救援</p> <p>(国) 対策本部長は、<u>基本指針</u>で定めるところにより、被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、また、<u>避難措置の指示</u>を行ったときは、<u>避難先地域</u>を管轄する都道府県知事に対して救援の措置の指示を行うことができるものとされている。</p> <p>指示を受けた知事は、市町村長の協力を得ながら避難住民や<u>被災住民</u>に対して、水や食料の給与及び医療の提供等の救援を実施することとされている。</p>
9 頁 31 行	<p>(3) 武力攻撃災害への対処</p> <p>武力攻撃災害への対処においては、国は、自ら<u>武力攻撃災害</u>の防除及び軽減のための措置を講ずるほか、(国) 対策本部長は、<u>特に必要があると認めるときは</u>、危険物質等に係る<u>武力攻撃災害</u>の発生防止や武力攻撃等原子力災害への対処等の措置に関する指示を行うこととされている。</p> <p>都道府県知事は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに緊急通報を発令するものとされており、また、(国) 対策本部長の措置の指示に基づき、あるいは自ら基本指針及び国民保護計画に基づき、警戒区域の設定、退避の指示その他の応急措置を行うものとされている。</p>	<p>(3) 武力攻撃等災害への対処</p> <p>武力攻撃等災害への対処においては、国は、自ら<u>武力攻撃等災害</u>の防除及び軽減のための措置を講ずるほか、(国) 対策本部長は、<u>必要な場合は</u>危険物質等に係る<u>武力攻撃等災害</u>の発生防止や武力攻撃等原子力災害への対処等の措置に関する指示を行うこととされている。</p> <p>都道府県知事は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において緊急の必要があると認めるときは、警報の発令を待たずに緊急通報を発令するものとされており、また、(国) 対策本部長の措置の指示に基づき、あるいは自ら基本指針及び国民保護計画に基づき、警戒区域の設定、退避の指示その他の応急措置を行うものとされている。</p>
10 頁 14 行	<p>4 都道府県知事による事務の代行</p> <p>武力攻撃災害の発生により市が壊滅的な被害を受けた場合など、市町村として<u>国民保護措置</u>に係る事務を行うことが不可能になったときは、<u>国民保護措置</u>の全部又は一部は、都道府県知事が代行することとされている。この場合、市町村が機能を回復し、<u>国民保護措置</u>に係る事務が実施できるようになったときは、市町村長は、知事からその事務を引き継ぐものとされている。</p>	<p>4 都道府県知事による事務の代行</p> <p>武力攻撃等災害の発生により市が壊滅的な被害を受けた場合など、市町村として<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に係る事務を行うことが不可能になったときは、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の全部又は一部は、都道府県知事が代行することとされている。この場合、市町村が機能を回復し、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に係る事務が実施できるようになったときは、市町村長は、知事からその事務を引き継ぐものとされている。</p>

10 頁 23 行	<p>1 本計画の作成根拠</p> <p>市は、<u>武力攻撃事態等</u>において、国民保護法その他の法令、基本指針及び大阪府国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する<u>国民保護措置</u>を総合的に推進する責務を有している。</p> <p>その責務を果たすため、市長が、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、<u>国民保護措置</u>を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして本計画を作成するものである。</p> <p>なお、作成に当たっての技術的助言として、消防庁が平成18年（2006年）1月に、府が同年3月に、それぞれ市町村国民保護計画のモデルを作成している。</p>	<p>1 本計画の作成根拠</p> <p>市は、<u>武力攻撃等事態</u>において、国民保護法その他の法令、基本指針及び大阪府国民保護計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するとともに、市の区域において関係機関が実施する<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を総合的に推進する責務を有している。</p> <p>その責務を果たすため、市長が、国民保護法第35条及び第182条の規定に基づき、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施するための基本的な枠組みを定めるものとして本計画を作成するものである。</p> <p>なお、作成に当たっての技術的助言として、消防庁が平成18年1月に、府が平成18年3月に、それぞれ市町村国民保護計画のモデルを作成している。</p>
10 頁 35 行	(1) 市の区域にかかる <u>国民保護措置</u> の総合的な推進に関する事項	(1) 市の区域にかかる <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の総合的な推進に関する事項
11 頁 5 行	(3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の <u>武力攻撃災害</u> への対処に関する措置	(3) 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の <u>武力攻撃等災害</u> への対処に関する措置
11 頁 8 行	(5) <u>武力攻撃災害</u> の復旧に関する措置	(5) <u>武力攻撃等災害</u> の復旧に関する措置
11 頁 9 行	<p>(3) <u>国民保護措置</u>を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項</p> <p>(4) <u>国民保護措置</u>を実施するための体制に関する事項</p> <p>(5) <u>国民保護措置</u>の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る<u>国民保護措置</u>に関し市長が必要と認める事項</p>	<p>(3) <u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項</p> <p>(4) <u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施するための体制に関する事項</p> <p>(5) <u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市の区域に係る<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関し市長が必要と認める事項</p>

	事態対処法(平成15年(2003年)6月成立・施行) ↓ 国民保護法(平成16年(2004年)6月成立・9月施行) ↓ 国民保護基本指針(平成17年(2005年)3月閣議決定) ↓ (府) 国民保護計画(平成18年(2006年)1月策定)	武力攻撃事態対処法(15年6月成立・施行) ↓ 国民保護法(16年6月成立・9月施行) ↓ 国民保護基本指針(17年3月閣議決定) ↓ (府) 国民保護計画(18年1月策定)
12頁 2行	(2) 計画の見直し  基本指針は、政府における国民保護措置等についての検証、国民保護措置等に係る研究や新たなシステムの構築、国民保護措置等についての訓練の検証結果等を踏まえて不断の見直しを行うこととされており、これらの見直しに基づき、大阪府国民保護計画についても変更されることになる。	(2) 計画の見直し  基本指針は、政府における国民(緊急対処)保護措置についての検証、国民(緊急対処)保護措置に係る研究や新たなシステムの構築、国民(緊急対処)保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえて不断の見直しを行うこととされており、これらの見直しに基づき、大阪府国民保護計画についても変更されることになる。

	<p><b>第2章 基本方針</b></p> <p>市は、<u>武力攻撃事態等</u>において、国民保護法その他の法令、基本指針、大阪府国民保護計画及び本計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら<u>国民保護措置等</u>を的確かつ迅速に実施する。その際、特に以下の事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本人権の尊重 <u>国民保護措置等</u>の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとする。救援等の措置において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</li> <li>2 市民等の権利利益の迅速な救済 <u>国民保護措置等</u>の実施に伴う損失補償、<u>国民保護措置等</u>に係る不服申し立て又は訴訟その他市民等の権利・利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。</li> <li>3 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 <u>国民保護措置等</u>の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細かな保護について留意する。</li> <li>4 市民等に対する情報の提供 <u>武力攻撃事態等</u>においては、市民等に対し、<u>国民保護措置等</u>に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。</li> </ol>	<p><b>第2章 基本方針</b></p> <p>市は、<u>武力攻撃等事態</u>において、国民保護法その他の法令、基本指針、大阪府国民保護計画及び本計画に基づき、市民等の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、自ら<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施する。その際、特に以下の事項に留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本人権の尊重 <u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を最大限に尊重することとする。救援等の措置において、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。</li> <li>2 市民等の権利利益の迅速な救済 <u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に伴う損失補償、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に係る不服申し立て又は訴訟その他市民等の権利・利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。</li> <li>3 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施 <u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人その他特に配慮を要する者の個性や生活状況に応じた、きめ細かな保護について留意する。</li> <li>4 市民等に対する情報の提供 <u>武力攻撃等事態</u>においては、市民等に対し、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。</li> </ol>
--	--	--

14 頁  
1 行

<p>6 市民等の協力</p> <p>国民保護措置等の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。</p> <p>また、避難や救援などにおいて市民等の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。</p> <p>7 指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮</p> <p>指定（地方）公共機関の国民保護措置等の実施方法については、当該機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。</p> <p>また、日本赤十字社が実施する国民保護措置等については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民保護措置等については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</p> <p>8 国民保護措置等の実施に従事する者等の安全の確保</p> <p>国民保護措置等の実施に従事する者の安全の確保に十分配慮する。</p> <p>また、要請に応じて国民保護措置等の実施に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>9 地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用</p> <p>武力攻撃事態等への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民保護措置等の実施に関しては、地域防災計画その他既存の計画等に基づく取組みの蓄積を活用する。</p> <p>また、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。</p>	<p>6 市民等の協力</p> <p>国民（緊急対処）保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民保護法の規定により、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民等の協力は、その自発的な意思にゆだねられるものであって、その要請にあたって強制にわたることがあってはならないことに留意する。</p> <p>また、避難や救援などにおいて市民等の自発的協力が得られるよう、平素から広報・啓発等に努める。</p> <p>7 指定公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮</p> <p>指定（地方）公共機関の国民（緊急対処）保護措置の実施方法については、当該機関が武力攻撃等事態の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。</p> <p>また、日本赤十字社が実施する国民（緊急対処）保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定（地方）公共機関が実施する国民（緊急対処）保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</p> <p>8 国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者等の安全の確保</p> <p>国民（緊急対処）保護措置の実施に従事する者の安全の確保に十分配慮する。</p> <p>また、要請に応じて国民（緊急対処）保護措置の実施に協力する者に対しては、その内容に応じた安全の確保に十分に配慮する。</p> <p>9 地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積の活用</p> <p>武力攻撃等事態への対応については、自然災害・事故災害への対応と共通する部分が多いことから、国民（緊急対処）保護措置の実施に関しては、地域防災計画その他既存の計画等に基づく取り組みの蓄積を活用する。</p> <p>また、阪神・淡路大震災の経験と復興の過程で培ってきた様々な蓄積を活かしつつ、消防団及び自主防災組織等の充実・活性化などに努めるとともに、ボランティアへの支援を行うなど地域防災力のより一層の強化を図る。</p>
---	---

16 頁 1 行	<p><b>第1節 関係機関の責務又は役割</b></p> <p><u>国民保護措置等</u>の実施主体である国、地方公共団体及び関係機関の責務等は、次のとおりである。</p> <p><b>1 国</b></p> <p>国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら<u>国民保護措置等</u>を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する<u>国民保護措置等</u>を的確かつ迅速に支援し、並びに<u>国民保護措置等</u>に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。</p> <p><b>2 府</b></p> <p>府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、<u>武力攻撃災害</u>への対処などの<u>国民保護措置等</u>を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する<u>国民保護措置等</u>を総合的に推進するものとされている。</p> <p><b>3 市</b></p> <p>市は、自ら警報等の市民等への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、<u>武力攻撃災害</u>への対処などの<u>国民保護措置等</u>を的確かつ迅速に実施するとともに、<u>市域</u>において関係機関が実施する<u>国民保護措置等</u>を総合的に推進する。</p> <p><b>4 消防局</b></p> <p>消防局は、<u>武力攻撃災害</u>への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。</p> <p><b>5 消防団</b></p> <p><u>消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下、武力攻撃災害</u>への対処を消防局と協力して行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。</p>	<p><b>第1節 関係機関の責務又は役割</b></p> <p><u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施主体である国、地方公共団体及び関係機関の責務等は、次のとおりである。</p> <p><b>1 国</b></p> <p>国は、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施し、又は地方公共団体及び指定公共機関が実施する<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に支援し、並びに<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関し国費による適切な措置を講ずること等により、国全体として万全の態勢を整備するものとされている。</p> <p><b>2 府</b></p> <p>府は、自ら住民に対する避難の指示、避難住民等の救援、<u>武力攻撃等災害</u>への対処などの<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するとともに、府域において関係機関が実施する<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を総合的に推進するものとされている。</p> <p><b>3 市</b></p> <p>市は、自ら警報等の市民等への伝達や避難誘導、避難住民等の救援、<u>武力攻撃等災害</u>への対処などの<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するとともに、<u>市の区域</u>において関係機関が実施する<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を総合的に推進する。</p> <p><b>4 消防局</b></p> <p>消防局は、<u>武力攻撃等災害</u>への対処や避難住民等の救援を行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を行う。</p> <p><b>5 消防団</b></p> <p><u>消防団は、武力攻撃等災害</u>への対処を消防局と協力して行うとともに、警報等の市民等への伝達、避難住民の誘導などの措置を他の関係機関と連携して行う。</p>
-------------	---	--

17 頁 1 行	<p>7 第五管区海上保安本部等 第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、<u>武力攻撃災害</u>への対処などの措置を行うものとされている。</p> <p>8 自衛隊 自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、<u>武力攻撃災害</u>への対処等の<u>国民保護措置等</u>に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り<u>国民保護措置等</u>を実施するものとされている。</p> <p>9 指定（地方）公共機関 指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、<u>国民保護措置等</u>を実施するものとされている。</p> <p>10 市民等の協力 府及び市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。</p>	<p>7 第五管区海上保安本部等 第五管区海上保安本部等は、船舶内に在る者への警報等の伝達や避難住民の誘導、<u>武力攻撃等災害</u>への対処などの措置を行うものとされている。</p> <p>8 自衛隊 自衛隊は、知事から避難住民の誘導、避難住民等の救援、<u>武力攻撃等災害</u>への対処等の<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関する要請を受けた場合で、防衛大臣が事態やむを得ないと認めるとき、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障が生じない範囲で、可能な限り<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施するものとされている。</p> <p>9 指定（地方）公共機関 指定（地方）公共機関は、国民保護法で定めるところにより、その業務について、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施するものとされている。</p> <p>10 市民等の協力 府及び市町村等は、国民保護法の規定により、①避難住民の誘導に必要な援助、②避難住民等の救援に必要な援助、③消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する措置に必要な援助、④保健衛生の確保に必要な援助について、安全性の確保に配慮したうえで、自発的な協力が得られるよう要請することができることとされている。</p>
17 頁 23 行	<p>第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 <u>国民保護措置等</u>に関し、市、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理するものとされている。</p>	<p>第2節 関係機関の事務又は業務の大綱 <u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関し、市、府、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理するものとされている。</p>
17 頁 36 行	<p>⑦ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置の実施</p>	<p>⑦ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する措置の実施</p>
18 頁 3 行	<p>⑨ <u>武力攻撃災害</u>の復旧に関する措置の実施</p>	<p>⑨ <u>武力攻撃等災害</u>の復旧に関する措置の実施</p>

18 頁 15 行	⑧ 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の <u>武力攻撃災害</u> への対処に関する措置の実施	⑧ 武力攻撃等災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、立入制限区域の指定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の <u>武力攻撃等災害</u> への対処に関する措置の実施
18 頁 21 行	⑪ 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	⑪ 武力攻撃等災害の復旧に関する措置の実施
18 頁 25 行	近畿管区警察局 1 管区内各府県警察の国民保護措置等及び相互援助の指導・調整	近畿管区警察局 1 管区内各府県警察の国民(緊急対処)保護措置及び相互援助の指導・調整
19 頁 3 行	近畿農政局 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧  近畿中国森林管理局 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給	近畿農政局 1 武力攻撃等災害用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧  近畿中国森林管理局 1 武力攻撃等災害対策用復旧用資材の調達・供給
19 頁 23 行	第五管区海上保安本部 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の <u>武力攻撃災害</u> への対処に関する措置	第五管区海上保安本部 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の <u>武力攻撃等災害</u> への対処に関する措置
19 頁 35 行	災害研究機関 1 武力攻撃災害に関する指導、助言等	災害研究機関 1 武力攻撃等災害に関する指導、助言等
19 頁 41 行	電気通信事業者 2 通信の確保及び <u>国民保護措置等</u> の実施に必要な通信の優先的取扱い	電気通信事業者 2 通信の確保及び <u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施に必要な通信の優先的取扱い
22 頁 23 行	1 地域区分  市域のほぼ全域において都市開発が進んでおり、 <u>国民保護措置等</u> を実施する上では、これらの地域特性が大きく影響することから、本計画においては以下の地域区分を適用する。  なお、以下の地域区分は、多分に概念的な部分があるので、具体的な措置を行う場合は、境界部分周辺の地域については地域区分を変更することがある。	1 地域区分  市域のほぼ全域において都市開発が進んでおり、 <u>国民(緊急対処)保護措置</u> を実施する上では、これらの地域特性が大きく影響することから、本計画においては以下の地域区分を適用する。  なお、以下の地域区分は、多分に概念的な部分があるので、具体的な措置を行う場合は、境界部分周辺の地域については地域区分を変更することがある。

25頁 34行	第4節 国民保護措置等の実施上の特性	第4節 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の実施上の特性
28頁 1行	<p>第5章 本計画が対象とする事態</p> <p>基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が、次のとおり想定されており、大阪府国民保護計画においても、これら全てを対象としている。</p> <p>本計画においても、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた<u>国民保護措置等</u>を実施する。</p> <p>なお、市域における事態の想定については、今後も国及び府の情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。</p>	<p>第5章 本計画が対象とする事態</p> <p>基本指針では、武力攻撃事態については4類型、緊急対処事態については4事態例が、次のとおり想定されており、大阪府国民保護計画においても、これら全てを対象としている。</p> <p>本計画においても、これら全てを対象とし、その類型・事態例に応じた<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施する。</p> <p>なお、市域における事態の想定については、今後も国及び府の情報等を踏まえ、関係機関と連携して研究していく。</p>
32頁 28行	<p>第3節 NBC（核・生物・化学）兵器による攻撃</p> <p>武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、NBC [Nuclear（核）・ Biological（生物）・ Chemical（化学）] 兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、<u>国民保護措置等</u>を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては<u>国民保護措置等</u>に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講ずるものとする。</p>	<p>第3節 NBC（核・生物・化学）兵器による攻撃</p> <p>武力攻撃事態においても、緊急対処事態においても、NBC [Nuclear（核）・ Biological（生物）・ Chemical（化学）] 兵器等を用いて攻撃された場合、特殊な対応が必要となることから、基本指針において示されている以下の想定される被害と留意点を踏まえ、<u>国民（緊急対処）保護措置等</u>を実施する。</p> <p>なお、実施にあたっては<u>国民（緊急対処）保護措置等</u>に従事する者に、防護服を着用させるなど、安全を確保するための措置を講ずるものとする。</p>
34頁 9行	<p>キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>避難退避時検査及び簡易除染</u>その他放射性物質による拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>	<p>キ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の<u>スクリーニング及び除染</u>その他放射性物質による拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。</p>

	<p><u>第6章 緊急対処事態への対処</u></p> <p><u>第1節 基本的事項</u></p> <p>本国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、前章第2節に掲げるとおりである。</p> <p>緊急対処事態及び緊急対処保護措置に関しては、国民保護法第172条から182条までの規定により、基本的な事項が定められている他、第183条の規定により、武力攻撃事態及び国民保護措置に関する規定が準用されることとなる。</p> <p>また、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達について、特別な対応を行う事項を除き、武力攻撃事態等への対処に準じて行う。</p>															
37頁 15行	<p><u>第2節 緊急対処事態対策本部</u></p> <p>市は、緊急対処事態においては、緊急対処事態対策本部を設置し、緊急対処事態対処方針に基づき、自ら緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関の実施する緊急対処保護措置を総合的に推進する。</p>															
37頁 21行	<p><u>第3節 緊急対処保護措置の実施</u></p> <p>1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項</p> <p>緊急対処事態における緊急対処保護措置については、本計画第2編以下に定める武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとし、その際の主な用語の読み替えは、次表のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="389 1573 849 1939"> <tr> <td><u>武力攻撃事態</u></td><td><u>緊急対処事態</u></td></tr> <tr> <td><u>国民保護措置</u></td><td><u>緊急対処保護措置</u></td></tr> <tr> <td><u>武力攻撃災害</u></td><td><u>緊急対処事態における災害</u></td></tr> <tr> <td><u>国民保護対策</u></td><td><u>緊急対処事態対策本部</u></td></tr> <tr> <td><u>本部（長）</u></td><td><u>（長）</u></td></tr> <tr> <td><u>武力攻撃</u></td><td><u>緊急対処事態における攻撃</u></td></tr> <tr> <td><u>対処基本方針</u></td><td><u>緊急対処事態対処方針</u></td></tr> </table>	<u>武力攻撃事態</u>	<u>緊急対処事態</u>	<u>国民保護措置</u>	<u>緊急対処保護措置</u>	<u>武力攻撃災害</u>	<u>緊急対処事態における災害</u>	<u>国民保護対策</u>	<u>緊急対処事態対策本部</u>	<u>本部（長）</u>	<u>（長）</u>	<u>武力攻撃</u>	<u>緊急対処事態における攻撃</u>	<u>対処基本方針</u>	<u>緊急対処事態対処方針</u>	
<u>武力攻撃事態</u>	<u>緊急対処事態</u>															
<u>国民保護措置</u>	<u>緊急対処保護措置</u>															
<u>武力攻撃災害</u>	<u>緊急対処事態における災害</u>															
<u>国民保護対策</u>	<u>緊急対処事態対策本部</u>															
<u>本部（長）</u>	<u>（長）</u>															
<u>武力攻撃</u>	<u>緊急対処事態における攻撃</u>															
<u>対処基本方針</u>	<u>緊急対処事態対処方針</u>															

38 頁 1 行	<p><b>2 緊急対処事態における警報</b></p> <p>(1) 国対策本部長は、緊急対処事態における攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、当該緊急対処事態における攻撃に係る警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を決定し、この地域に対して警報を発令するとされている。</p> <p>(2) 市長は、知事からの警報の通知を受けたときは、国対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲を踏まえ、警報を通知・伝達すべき関係機関（対象地域を管轄する機関、対象地域に所在する施設の管理者、対象地域を業務の範囲とする指定地方公共機関など）に対し、警報の内容を通知、伝達する。</p> <p>(3) 緊急対処事態における警報の通知、伝達、解除等については、上記によるほか、本計画第2編第2章に定める警報に準じて、これを行う。</p>	
39 頁 1 行	第2編 武力攻撃事態等への対処	第2編 武力攻撃等事態への対処
39 頁 8 行	<p>(1) 危機管理センターの設置</p> <p>市は、危機事象が発生し、市として総合的な対応が必要であるが<u>危機管理対策本部</u>や災害対策本部の設置基準には該当しない場合に、市長の今後の方針決定を補佐し、初動対応を行う組織として、危機管理センターを設置する。</p> <p>本計画においては、初動対応として<u>国民保護対策本部</u>の設置の指定がない場合に、事態の推移に応じて市域に<u>武力攻撃災害</u>が拡大することが予測されるようなとき、必要に応じ、危機管理センターを設置する。</p>	<p>(1) 危機管理センターの設置</p> <p>市は、危機事象が発生し、市として総合的な対応が必要であるが<u>危機管理対策本部</u>や災害対策本部の設置基準には該当しない場合に、市長の今後の方針決定を補佐し、初動対応を行う組織として、危機管理センターを設置する。</p> <p>本計画においては、初動対応として<u>国民保護（緊急対処事態）対策本部</u>の設置の指定がない場合に、事態の推移に応じて市域に<u>武力攻撃等災害</u>が拡大することが予測されるようなとき、必要に応じ、危機管理センターを設置する。</p>

	<p><b>2 災害対策本部</b></p> <p>(1) <u>災害対策本部</u>の意義及び役割 市は、原因が不明な事案が発生した場合において、<u>国民保護</u>対策本部の設置の指定の通知を受けるまでの間、又は設置の指定の対象に含まれない場合においては、<u>災害対策本部</u>を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) <u>国民保護</u>対策本部への移行 国が<u>武力攻撃事態等</u>であることの認定を行った場合において、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、<u>国民保護</u>対策本部に移行し、<u>危機管理センター</u>又は<u>災害対策本部</u>は廃止するものとする。 災害対策本部は、国が<u>武力攻撃事態等</u>の認定を行った場合は、(市) 対策本部の設置の指定の通知の有無に関わらず、これを廃止する。 国が<u>武力攻撃事態等</u>であることの認定を行った場合においても、対策本部の設置の指定がないときは、事態の様子を判断して、必要と認める場合市長は、<u>国民保護法</u>第26条第2項の規定に基づき、知事に対して設置の指定について要請するよう求めるとともに、設置の指定があるまでの間は引き続き<u>災害対策本部</u>又は<u>危機管理センター</u>の体制を維持して、必要な<u>国民保護措置</u>を実施する。</p>	<p><b>2 危機管理対策本部及び災害対策本部</b></p> <p>(1) <u>危機管理対策本部及び災害対策本部</u>の意義及び役割 市は、原因が不明な事案が発生した場合において、<u>国民保護（緊急対処事態）</u>対策本部の設置の指定の通知を受けるまでの間、又は設置の指定の対象に含まれない場合においては、<u>危機管理対策本部</u>又は<u>災害対策本部</u>を設置し、災害応急対策を実施する。</p> <p>(2) <u>国民保護（緊急対処事態）</u>対策本部への移行 国が<u>武力攻撃等事態</u>であることの認定を行った場合において、市が対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けた場合は、<u>国民保護（緊急対処事態）</u>対策本部に移行し、<u>危機管理対策本部</u>又は<u>災害対策本部</u>は廃止するものとする。 災害対策本部は、国が<u>武力攻撃等事態</u>の認定を行った場合は、(市) 対策本部の設置の指定の通知の有無に関わらず、これを廃止する。 国が<u>武力攻撃等事態</u>であることの認定を行った場合においても、対策本部の設置の指定がないときは、事態の様子を判断して、必要と認める場合市長は、<u>国民保護法</u>第26条第2項の規定に基づき、知事に対して設置の指定について要請するよう求めるとともに、設置の指定があるまでの間は引き続き<u>危機管理対策本部</u>又は<u>危機管理センター</u>の体制を維持して、必要な<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施する。</p>
40 頁 17 行	① <u>国民保護措置</u> の実施に関すること。	① <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の実施に関すること。
40 頁 24 行	⑧その他 <u>国民保護</u> に関する重要な事項の決定に関すること。	⑧その他 <u>国民（緊急対処）保護</u> に関する重要な事項の決定に関すること。
40 頁 25 行	<p>ウ (市) 対策本部会議 (市) 対策本部長は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催し、(市) 対策本部としての方針を決定するとともに、方針に基づく<u>国民保護措置</u>の実施を推進する。</p>	<p>ウ 対策本部会議 (市) 対策本部長は、副本部長及び本部員を招集して、対策本部会議を開催し、(市) 対策本部としての方針を決定するとともに、方針に基づく<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施を推進する。</p>

40頁 33行	<p>(2) (市) 対策本部長の権限</p> <p>(市) 対策本部長は、市域における<u>国民保護措置</u>を総合的に推進するため、<u>各種の国民保護措置の実施にあたっては</u>、次の権限を適切に行使し、<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施する。</p>	<p>(2) (市) 対策本部長の権限</p> <p>(市) 対策本部長は、市域における<u>国民(緊急対処)保護措置</u>を総合的に推進するため、次の権限を適切に行使し、<u>国民(緊急対処)保護措置</u>を的確かつ迅速に実施する。</p>																																				
41頁 1行	<table border="1" data-bbox="362 518 830 1840"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>権限</th> <th>要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="362 518 473 803">総合調整</td><td data-bbox="497 518 695 803">国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、<u>国民保護措置</u>に関する総合調整</td><td data-bbox="703 518 830 803">・関係機関</td></tr> <tr> <td data-bbox="362 814 473 1028">情報提供の求め</td><td data-bbox="497 814 695 1028"><u>国民保護措置</u>の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め</td><td data-bbox="703 814 830 1028">(府) 対策本部長</td></tr> <tr> <td data-bbox="362 1039 473 1281">実施状況の報告、資料提出の求め</td><td data-bbox="497 1039 695 1281">市域に係る<u>国民保護措置</u>の実施状況についての報告又は資料提出の求め</td><td data-bbox="703 1039 830 1281">・関係機関</td></tr> <tr> <td data-bbox="362 1293 473 1535">市教育委員会への措置の実施の求め</td><td data-bbox="497 1293 695 1535">市域に係る<u>国民保護措置</u>の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め</td><td data-bbox="703 1293 830 1535">・市教育委員会</td></tr> <tr> <td data-bbox="362 1546 473 1840">府に対する総合調整の要請</td><td data-bbox="497 1546 695 1840">府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する<u>国民保護措置</u>に関する総合調整の要請</td><td data-bbox="703 1546 830 1840">(府) 対策本部長</td></tr> </tbody> </table>	区分	権限	要請	総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、 <u>国民保護措置</u> に関する総合調整	・関係機関	情報提供の求め	<u>国民保護措置</u> の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	(府) 対策本部長	実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る <u>国民保護措置</u> の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関	市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る <u>国民保護措置</u> の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会	府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する <u>国民保護措置</u> に関する総合調整の要請	(府) 対策本部長	<table border="1" data-bbox="862 518 1330 1840"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>権限</th> <th>要請</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="862 518 973 803">総合調整</td><td data-bbox="997 518 1195 803">国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、<u>国民(緊急対処)保護措置</u>に関する総合調整</td><td data-bbox="1203 518 1330 803">・関係機関</td></tr> <tr> <td data-bbox="862 814 973 1028">情報提供の求め</td><td data-bbox="997 814 1195 1028"><u>国民(緊急対処)保護措置</u>の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め</td><td data-bbox="1203 814 1330 1028">(府) 対策本部長</td></tr> <tr> <td data-bbox="862 1039 973 1281">実施状況の報告、資料提出の求め</td><td data-bbox="997 1039 1195 1281">市域に係る<u>国民(緊急対処)保護措置</u>の実施状況についての報告又は資料提出の求め</td><td data-bbox="1203 1039 1330 1281">・関係機関</td></tr> <tr> <td data-bbox="862 1293 973 1535">市教育委員会への措置の実施の求め</td><td data-bbox="997 1293 1195 1535">市域に係る<u>国民(緊急対処)保護措置</u>の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め</td><td data-bbox="1203 1293 1330 1535">・市教育委員会</td></tr> <tr> <td data-bbox="862 1546 973 1840">府に対する総合調整の要請</td><td data-bbox="997 1546 1195 1840">府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する<u>国民(緊急対処)保護措置</u>に関する総合調整の要請</td><td data-bbox="1203 1546 1330 1840">(府) 対策本部長</td></tr> </tbody> </table>	区分	権限	要請	総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、 <u>国民(緊急対処)保護措置</u> に関する総合調整	・関係機関	情報提供の求め	<u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	(府) 対策本部長	実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る <u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関	市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る <u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会	府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する <u>国民(緊急対処)保護措置</u> に関する総合調整の要請	(府) 対策本部長
区分	権限	要請																																				
総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、 <u>国民保護措置</u> に関する総合調整	・関係機関																																				
情報提供の求め	<u>国民保護措置</u> の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	(府) 対策本部長																																				
実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る <u>国民保護措置</u> の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関																																				
市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る <u>国民保護措置</u> の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会																																				
府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する <u>国民保護措置</u> に関する総合調整の要請	(府) 対策本部長																																				
区分	権限	要請																																				
総合調整	国民保護法の規定に基づき、必要な範囲内で、 <u>国民(緊急対処)保護措置</u> に関する総合調整	・関係機関																																				
情報提供の求め	<u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施に関し、総合調整の必要がある場合の情報提供の求め	(府) 対策本部長																																				
実施状況の報告、資料提出の求め	市域に係る <u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施状況についての報告又は資料提出の求め	・関係機関																																				
市教育委員会への措置の実施の求め	市域に係る <u>国民(緊急対処)保護措置</u> の実施のため、必要限度において、必要な措置の実施の求め	・市教育委員会																																				
府に対する総合調整の要請	府並びに指定行政機関及び指定(地方)公共機関が実施する <u>国民(緊急対処)保護措置</u> に関する総合調整の要請	(府) 対策本部長																																				

41 頁 25 行	<p><b>イ 職員の配備</b></p> <p>国において事態等の認定がなされた場合には、(市) 対策本部長(市長)は、<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮した上で、職員の配備を行う。</p>	<p><b>イ 職員の配備</b></p> <p>国において事態等の認定がなされた場合には、(市) 対策本部長(市長)は、<u>国民(緊急対処)保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため、次の基準に基づき、職員の安全確保に配慮した上で、職員の配備を行う。</p>
43 頁 18 行	<p>オ (市) 対策本部の予備開設施設の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は、あらかじめ区役所等を(市) 対策本部の予備開設施設に指定し、本庁舎が倒壊した場合などは、速やかに予備開設施設に(市) 対策本部を開設し、若しくは移転する。</li> </ul> <p>(市) 対策本部を移転する場合は、応急的な対策本部を移転先の区役所に速やかに立ち上げ、<u>国民保護措置</u>及び通信連絡の中止をなくすよう努める。</p>	<p>オ (市) 対策本部の予備開設施設の確保</p> <p>市は、あらかじめ区役所等を(市) 対策本部の予備開設施設に指定し、本庁舎が倒壊した場合などは、速やかに予備開設施設に(市) 対策本部を開設し、若しくは移転する。</p> <p>(市) 対策本部を移転する場合は、応急的な対策本部を移転先の区役所に速やかに立ち上げ、<u>国民(緊急対処)保護措置</u>及び通信連絡の中止をなくすよう努める。</p>
44 頁 6 行	<p>② 市が実施する<u>国民保護措置</u>に関する現地調整及び推進に関すること。</p>	<p>② 市が実施する<u>国民(緊急対処)保護措置</u>に関する現地調整及び推進に関すること。</p>
44 頁 14 行	<p>第3節 関係機関との連携体制の確保</p> <p>市は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、<u>国民保護措置</u>を実施する。</p>	<p>第3節 関係機関との連携体制の確保</p> <p>市は、国、府、他の市町村、指定(地方)公共機関等と相互に連携協力し、<u>国民(緊急対処)保護措置</u>を実施する。</p>
44 頁 27 行	<p>2 府への措置要請</p> <p>(市) 対策本部長は、<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、(府) 対策本部長に対し、その所掌事務に係る<u>国民保護措置</u>の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、(市) 対策本部長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p>	<p>2 府への措置要請</p> <p>(市) 対策本部長は、<u>国民(緊急対処)保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、(府) 対策本部長に対し、その所掌事務に係る<u>国民(緊急対処)保護措置</u>の実施に関し必要な要請を行い、必要に応じて、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。いずれの場合も、(市) 対策本部長は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。</p>
44 頁 34 行	<p>3 関係機関との連携のための現地調整所の設置</p> <p>市は、<u>武力攻撃災害</u>が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を図るため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置(又はすでに設置されている場合は職員を派遣)し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。</p>	<p>3 関係機関との連携のための現地調整所の設置</p> <p>市は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置にあたる要員の安全を図るため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置(又はすでに設置されている場合は職員を派遣)し、関係機関との情報の共有及び活動の調整を行う。</p>

45 頁 4 行	<p>4 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め</p> <p>(1) <u>緊急対処保護措置実施にあたっての派遣要請の求め</u></p> <p><u>市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求める。</u></p> <p><u>ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（防衛省自衛隊大阪地方協力本部長又は堺市国民保護協議会委員たる隊員）に連絡する。</u></p> <p>(2) <u>国民保護措置実施にあたっての派遣要請の求め</u></p> <p><u>市長は、国民保護措置実施にあたっての自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請の求めについては、その必要性を慎重に判断した上で行う。</u></p>	<p>4 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め</p> <p>(1) <u>緊急対処保護措置実施にあたっての派遣要請の求め</u></p> <p><u>市長は、緊急対処保護措置を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、知事において防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）を要請するよう求める。</u></p> <p><u>ただし、上記の求めができないときは、その旨及び市の区域に係る緊急対処保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣（防衛省自衛隊大阪地方協力本部長又は堺市国民保護協議会委員たる隊員）に連絡する。</u></p> <p>(2) <u>国民保護措置実施にあたっての派遣要請の求め</u></p> <p><u>市長は、国民保護措置実施にあたっての自衛隊の部隊等の派遣（国民保護等派遣）の要請の求めについては、その必要性を慎重に判断した上で行う。</u></p>
45 頁 12 行	<p>5 指定（地方）公共機関への措置要請</p> <p>市長等は、<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る<u>国民保護措置</u>の実施に関し必要な要請を行う。</p>	<p>5 指定（地方）公共機関への措置要請</p> <p>市長等は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定（地方）公共機関に対し、その業務に係る<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に関し必要な要請を行う。</p>
45 頁 20 行	<p>(1) 他の市町村長に対する応援の要求</p> <p>市長等は、<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村の長等に対して応援を求める。（応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づいて行う。）</p> <p>(2) 府に対する応援の要求</p> <p>市長等は、<u>国民保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。</p> <p>(3) 事務の一部委託</p> <p>市が、<u>国民保護措置</u>の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、当該地方公共団体と協議して次の事項について定める。</p>	<p>(1) 他の市町村長に対する応援の要求</p> <p>市長等は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施する必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の市町村の長等に対して応援を求める。（応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づいて行う。）</p> <p>(2) 府に対する応援の要求</p> <p>市長等は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、知事等に対して応援を求める。</p> <p>(3) 事務の一部委託</p> <p>市が、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施のため、市の事務又は市長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託するときは、当該地方公共団体と協議して次の事項について定める。</p>

	<p>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、<u>国民保護措置</u>の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p> <p>市長等は、これらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。</p> <p>また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、<u>国民保護措置</u>の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。</p> <p>また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、<u>国民保護措置</u>の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、職員の派遣について、あっせんを求める。</p>	<p>(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施のため必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。</p> <p>市長等は、これらの要請を行うときは知事等を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。</p> <p>また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施のため必要があるときは、知事等を経由して総務大臣に対し、職員の派遣について、あっせんを求める。</p> <p>(2) 他の普通地方公共団体の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>市長等は、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。</p> <p>また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施のため必要があるときは、国民保護法第152条第2項の規定により、職員の派遣について、あっせんを求める。</p>
46 頁 23 行	<p>ア 市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する<u>国民保護措置</u>と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施する。</p> <p>イ 他の市町村から市町村の事務又は市町村長の権限に属する事務（<u>国民保護措置</u>に係る事務を含む。）の一部について委託を受けたときは、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市民等に公示を行い、府に届け出る。</p>	<p>ア 市長は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する<u>国民（緊急対処）保護措置</u>と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を実施する。</p> <p>イ 他の市町村から市町村の事務又は市町村長の権限に属する事務（<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に係る事務を含む。）の一部について委託を受けたときは、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市民等に公示を行い、府に届け出る。</p>

46 頁 29 行	<p>(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援市長は、指定（地方）公共機関の行う<u>国民保護措置</u>の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する<u>国民保護措置</u>と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</p>	<p>(2) 指定（地方）公共機関に対して行う応援市長は、指定（地方）公共機関の行う<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施できない場合や、他の機関が実施する<u>国民（緊急対処）保護措置</u>と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。</p>
48 頁 9 行	<p>① <u>武力攻撃事態等</u>の現状及び予測 ② <u>武力攻撃</u>が迫り、又は現に<u>武力攻撃</u>が発生したと認められる地域</p>	<p>① <u>武力攻撃等事態</u>の現状及び予測 ② <u>武力攻撃等</u>が迫り、又は現に<u>武力攻撃等</u>が発生したと認められる地域</p>
49 頁 10 行	<p>(1) 市の地域が「<u>武力攻撃</u>が迫り、又は現に<u>武力攻撃</u>が発生したと認められる地域」に含まれる場合又は市長が特に必要と認める場合  原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、<u>武力攻撃事態</u>において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>(2) 市の地域が「<u>武力攻撃</u>が迫り、又は現に<u>武力攻撃</u>が発生したと認められる地域」に含まれない場合</p>	<p>(1) 市の地域が「<u>武力攻撃等</u>が迫り、又は現に<u>武力攻撃等</u>が発生したと認められる地域」に含まれる場合又は市長が特に必要と認める場合  原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して市民等に注意喚起した後、<u>武力攻撃等事態</u>において警報が発令された事実等を周知する。</p> <p>(2) 市の地域が「<u>武力攻撃等</u>が迫り、又は現に<u>武力攻撃等</u>が発生したと認められる地域」に含まれない場合</p>
50 頁 5 行	<p>7 応急措置としての緊急通報の発令  <u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、知事による緊急通報の発令により対応することとされている。詳しくは、第4章第2節参照。</p>	<p>7 応急措置としての緊急通報の発令  <u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、知事による緊急通報の発令により対応することとされている。詳しくは、第4章第2節参照。</p>
51 頁 3 行	<p>4 応急措置としての退避の指示  <u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため、又は<u>武力攻撃災害</u>の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、市長による退避の指示により対応する。詳しくは、第4章第2節参照。</p>	<p>4 応急措置としての退避の指示  <u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため、又は<u>武力攻撃等災害</u>の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、応急措置として、市長による退避の指示により対応する。詳しくは、第4章第2節参照。</p>

56 頁 21 行	<p>(7) 安全の確保</p> <p>避難誘導を行う機関は、<u>武力攻撃事態</u>等の推移、<u>武力攻撃災害</u>の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。</p>	<p>(6) 安全の確保</p> <p>避難誘導を行う機関は、<u>武力攻撃等事態</u>の推移、<u>武力攻撃等災害</u>の発生状況などの情報を、現場で誘導を指揮する者に随時提供するなどして、避難住民及び現場で誘導を行う者の安全を確保する。</p>
56 頁 30 行	<p>6 事態想定を踏まえた避難誘導</p> <p>市は、国民保護基本指針で示されている<u>武力攻撃事態等</u>の特徴、留意点を踏まえ、避難誘導を行う。</p>	<p>6 事態想定を踏まえた避難誘導</p> <p>市は、国民保護基本指針で示されている<u>武力攻撃等事態</u>の特徴、留意点を踏まえ、避難誘導を行う。</p>
57 頁 24 行	<p>(4) 航空攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、又、攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内（できるだけ、近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設）へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p>	<p>(4) 航空攻撃の場合（通常弾頭）</p> <p>弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、又、攻撃目標を特定することは困難であることから、直ちに徒歩で屋内へ退避し、その後の事態の推移に応じて、安全な地域へ避難する。</p>
60 頁 4 行	<p>(1) (国) 対策本部長は、避難先地域を管轄する都道府県知事及び必要に応じ<u>武力攻撃災害</u>による被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示することとされている。</p>	<p>(1) (国) 対策本部長は、避難先地域を管轄する都道府県知事及び必要に応じ<u>武力攻撃等災害</u>による被災者が発生した地域を管轄する都道府県知事に対し、救援措置を実施すべきことを指示することとされている。</p>
60 頁 16 行	<p>⑥ 墓葬及び火葬</p> <p>⑦ 電話その他の通信設備の提供</p> <p>⑧ <u>武力攻撃災害</u>を受けた住宅の応急修理</p>	<p>⑥ 火葬</p> <p>⑦ 電話その他の通信設備の提供</p> <p>⑧ <u>武力攻撃等災害</u>を受けた住宅の応急修理</p>
60 頁 21 行	<p>⑪ <u>武力攻撃災害</u>によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>	<p>⑪ <u>武力攻撃等災害</u>によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去</p>
61 頁 4 行	<p>(4) 状況の特性に応じた救援</p> <p>救援の初期段階においては、衣・食・住の基本的な救援を重視し、長期化する場合は、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の供与、福利厚生の充実、幼児児童生徒の教育環境の整備等避難住民の生活基盤の安定等のための救援を重視して行う。また、<u>武力攻撃災害</u>による負傷者等が多い場合は、避難所に臨時救護所を開設する等状況の特性に応じた救援の実施に努める。</p> <p>救援の長期化が予想される場合又は多数の負傷者等がある場合は、必要な支援が受けられるよう、早期に、府及び国と支援内容について調整する。</p>	<p>(4) 状況の特性に応じた救援</p> <p>救援の初期段階においては、衣・食・住の基本的な救援を重視し、長期化する場合は、応急仮設住宅の建設や公営住宅等の供与、福利厚生の充実、幼児児童生徒の教育環境の整備等避難住民の生活基盤の安定等のための救援を重視して行う。また、<u>武力攻撃等災害</u>による負傷者等が多い場合は、避難所に臨時救護所を開設する等状況の特性に応じた救援の実施に努める。</p> <p>救援の長期化が予想される場合あるいは多数の負傷者等がある場合は、必要な支援が受けられるよう、早期に、府及び国と支援内容について調整する。</p>

61 頁 25 行	<p><b>エ 指定（地方）公共機関との連携</b></p> <p>市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関がその業務に関し、知事、市長の求めを受け、その業務に関する<u>国民保護</u>の分野で、<u>国民保護業務計画</u>に基づき救援活動を実施することとされていることから、運送事業者である指定（地方）公共機関と密接に連携する。</p>	<p><b>エ 指定（地方）公共機関との連携</b></p> <p>市長は、運送事業者である指定（地方）公共機関がその業務に関し、知事、市長の求めを受け、その業務に関する<u>国民（緊急対処）保護</u>の分野で、<u>国民保護業務計画</u>に基づき救援活動を実施することとされていることから、運送事業者である指定（地方）公共機関と密接に連携する。</p>
62 頁 12 行	<p>⑨ その他救援実施に必要な物資として<u>内閣総理大臣</u>が定めるもの</p>	<p>⑨ その他救援実施に必要な物資として<u>厚生労働大臣</u>が定めるもの</p>
66 頁 10 行	<p>② 正確かつ迅速な情報の伝達（<u>国民保護措置</u>の実施状況・実施予定、多言語による提供など）</p>	<p>② 正確かつ迅速な情報の伝達（<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施状況・実施予定、多言語による提供など）</p>
66 頁 19 行	<p><b>ウ 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p>市は、避難が長期化する場合又はそのおそれがある場合は、長期避難住宅を設置して避難住民を収容する。又、必要に応じ、長期避難住宅に代えて、福祉施設、賃貸住宅、宿泊施設の居室等の借り上げを実施する。</p> <p>避難の指示が解除された後又は<u>武力攻撃災害</u>により新たに被害を受けるおそれがなくなった後においても、居住すべき住家のない者に対しては、応急仮設住宅を建設して収容する。</p>	<p><b>ウ 応急仮設住宅等の確保</b></p> <p>市は、避難が長期化する場合又はそのおそれがある場合は、長期避難住宅を設置して避難住民を収容する。又、必要に応じ、長期避難住宅に代えて、福祉施設、賃貸住宅、宿泊施設の居室等の借り上げを実施する。</p> <p>避難の指示が解除された後又は<u>武力攻撃等災害</u>により新たに被害を受けるおそれがなくなった後においても、居住すべき住家のない者に対しては、応急仮設住宅を建設して収容する。</p>
66 頁 36 行	<p><b>ア 飲料水の供給</b></p> <p>（ア）市は、大阪広域水道震災対策中央本部を通じて、府の要請を受け、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>① 災害時用給水栓等を活用し、指定避難所等の給水拠点での給水の実施</p>	<p><b>ア 飲料水の供給</b></p> <p>市は、給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。</p> <p>① <u>配水池等</u>の給水拠点での給水の実施</p>
67 頁 9 行	<p>（イ）指定避難所等に備蓄している飲料用缶詰水や支援物資として搬入される飲料缶詰水を活用するために必要な措置を講じる。</p>	

67 頁 17 行	<p><b>ア 医療救護活動の実施</b></p> <p>市は、府及び医療関係機関・医療関係者等と連携して、<u>武力攻撃災害</u>の状況に応じ、被災地域の内外を問わず救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p>市は、医療関係者の安全の確保に十分に配慮し、医療救護活動の実施を要請する。</p> <p>なお、大規模な<u>武力攻撃災害</u>により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の救護所を開設する。</p>	<p><b>ア 医療救護活動の実施</b></p> <p>市は、府及び医療関係機関・医療関係者等と連携して、<u>武力攻撃等災害</u>の状況に応じ、被災地域の内外を問わず救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。</p> <p>市は、医療関係者の安全の確保に十分に配慮し、医療救護活動の実施を要請する。</p> <p>なお、大規模な<u>武力攻撃等災害</u>により、多数の傷病者が発生している場合や既存の病院等が破壊され、避難住民等に十分な医療が提供できない場合等には、必要に応じ、臨時の救護所を開設する。</p>
67 頁 31 行	<p>(イ) 現地医療対策</p> <p>市は、府及び医療関係機関と連携して、<u>武力攻撃災害</u>の状況に応じた適切な現地医療活動を実施する。</p>	<p>(イ) 現地医療対策</p> <p>市は、府及び医療関係機関と連携して、<u>武力攻撃等災害</u>の状況に応じた適切な現地医療活動を実施する。</p>
68 頁 18 行	<p>○ 応急救護所における現場救急活動</p> <p><u>武力攻撃災害</u>発生直後に災害拠点病院（<u>堺市立総合医療センター</u>）から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急措置やトリアージ（治療の優先順位付け）等の現場救急活動を行う。</p>	<p>○ 応急救護所における現場救急活動</p> <p><u>武力攻撃等災害</u>発生直後に災害拠点病院（<u>市立堺病院</u>）から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急措置やトリアージ（治療の優先順位付け）等の現場救急活動を行う。</p>
70 頁 10 行	<p>(4) 被災者の搜索・救出</p> <p>市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等により新たに被害を受けるおそれがない場合においては、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、府警察、海上保安部等及び自衛隊などの関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、<u>武力攻撃災害</u>のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の搜索・救出活動を実施する。</p>	<p>(4) 被災者の搜索・救出</p> <p>市は、避難の指示が解除された後又は武力攻撃等により新たに被害を受けるおそれがない場合においては、被災情報、安否情報等を踏まえ、消防機関、府警察、海上保安部等及び自衛隊などの関係機関と連携を図りながら、安全の確保に十分留意しつつ、<u>武力攻撃等災害</u>のため生命若しくは身体が危険な状況にある者、生死不明の状態にある者（死亡した者を含む。）の搜索・救出活動を実施する。</p>
70 頁 17 行	<p><b>ア 遺体の処理、火葬等の手続の特例</b></p> <p>厚生労働省は、大規模な<u>武力攻撃災害</u>の発生により火葬等を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、墓地、埋葬等に関する法律に定められている火葬等の許可や手続の特例を定めることとされている。</p>	<p><b>ア 遺体の処理、火葬等の手続の特例</b></p> <p>厚生労働省は、大規模な<u>武力攻撃等災害</u>の発生により火葬等を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、墓地、埋葬等に関する法律に定められている火葬等の許可や手続の特例を定めることとされている。</p>

70 頁 34 行	<p>(イ) 市は、大規模な<u>武力攻撃災害</u>の発生により、ア項の厚生労働大臣が別に定める特例措置が定められた場合は、それに従い火葬等の措置を実施する。</p>	<p>(イ) 市は、大規模な<u>武力攻撃等災害</u>の発生により、ア項の厚生労働大臣が別に定める特例措置が定められた場合は、それに従い火葬等の措置を実施する。</p>
71 頁 13 行	<p>(7) <u>武力攻撃災害</u>を受けた住宅の応急修理 市は、住宅の被災状況の把握に努める。又、避難の指示が解除された後又は<u>武力攻撃災害</u>を受けるおそれがなくなった場合において、<u>武力攻撃災害</u>を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、その居室、炊事場及び便所など必要最小限度の部分の応急修理を行う。</p>	<p>(7) <u>武力攻撃等災害</u>を受けた住宅の応急修理 市は、住宅の被災状況の把握に努める。又、避難の指示が解除された後又は<u>武力攻撃等災害</u>を受けるおそれがなくなった場合において、<u>武力攻撃等災害</u>を受けた住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない状況となった者の住宅については、必要に応じ、その居室、炊事場及び便所など必要最小限度の部分の応急修理を行う。</p>
71 頁 22 行	<p>(9) 生活支障物の除去 市は、避難の指示が解除された後又は<u>武力攻撃災害</u>を受けるおそれがなくなった場合において、必要に応じ、<u>武力攻撃災害</u>により住居又はその周辺に運ばれた障害物（土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去を行う。</p>	<p>(9) 生活支障物の除去 市は、避難の指示が解除された後又は<u>武力攻撃等災害</u>を受けるおそれがなくなった場合において、必要に応じ、<u>武力攻撃等災害</u>により住居又はその周辺に運ばれた障害物（土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの）の除去を行う。</p>
71 頁 31 行	<p>(1) 市長は、避難住民及び<u>武力攻撃災害</u>により死亡し又は負傷した者の安否情報を収集する。 (2) 収集の対象者 安否情報として収集する対象者は、避難施設若しくは医療機関に収容等された避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民（住民以外で本市に在る者及び死亡した者を含む。）とする。</p>	<p>(1) 市長は、避難住民及び<u>武力攻撃等災害</u>により死亡し又は負傷した者の安否情報を収集する。 (2) 収集の対象者 安否情報として収集する対象者は、要避難地域の市民等であって、指定された避難所に避難している者又は要援護者等で収容施設等に避難している者及び武力攻撃等災害により死亡し又は負傷した者を主対象とし、帰宅困難者及び親戚・知人宅等への避難者は原則として含まないものとする。</p>
72 頁 4 行	<p>ア 安否情報の収集は、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の項目について、必要事項を可能な範囲で、市職員自ら又は警察及び病院等の関係機関並びに収容施設の管理者等の協力を得て行う。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲において自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p>	<p>ア 安否情報の収集は、様式第1号及び様式第2号の項目について、必要事項を可能な範囲で、市職員自ら又は警察及び病院等の関係機関並びに収容施設の管理者等の協力を得て行う。なお、これらの機関に対し、安否情報の収集への協力を要請するにあたっては、当該協力が各機関の業務の範囲において自主的な判断に基づくものであることに留意する。</p>

74 頁 33 行	<p>(4) 安否情報の整理</p> <p><u>ア</u> 市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨がわかるように整理しておく。</p> <p><u>イ</u> 安否情報システムの運用が開始された場合は、同システムに電子データを入力することによって整理する。</p>	<p>(4) 安否情報の整理</p> <p><u>ア</u> 市長は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報については、その旨がわかるように整理しておく。</p> <p><u>イ</u> 安否情報システムの運用が開始された場合は、同システムに電子データを入力することによって整理する。</p>
75 頁 2 行	<p>(1) 報告方法</p> <p>市長は、収集、整理した安否情報を、<u>安否情報省令第2条</u>に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、原則として、<u>安否情報システム</u>により送付する。</p> <p>ただし、武力攻撃災害等により電気通信設備の機能支障をきたした場合等、<u>安否情報システム</u>の送付によることができない場合や、事態急迫し職員によるデータ入力を行う時間的余裕がない場合には、<u>電子メール</u>、口頭、電話、ファクシミリその他適宜の方法で行う。</p>	<p>(1) 報告方法</p> <p>市長は、収集、整理した安否情報を、原則として、<u>安否情報省令</u>に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電子データ）を、安否情報の整理を円滑に行う観点から、<u>電子メール</u>で送信する。</p> <p><u>電子メール</u>による報告ができない場合や緊急の場合は、口頭、電話、ファクシミリその他適宜の方法で行う。</p>
75 頁 34 行	<p>(2) 報告時期</p> <p>安否情報の報告は、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の救援その他の<u>国民保護措置</u>の実施状況を勘案し、市長の判断により適時に知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。</p>	<p>(2) 報告時期</p> <p>安否情報の報告は、武力攻撃事態等の推移や避難住民等の救援その他の<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施状況を勘案し、市長の判断により適時に知事に報告するほか、知事から報告時期の指定があった場合は、当該時期に従って報告する。</p>
76 頁 2 行	<p><u>イ</u> 市民等からの安否情報の照会については、原則として、<u>安否情報省令第3条</u>に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるが、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどの照会も受け付ける。</p>	<p><u>イ</u> 市民等からの安否情報の照会については、原則として、<u>安否情報省令</u>に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付けるが、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどの照会も受け付ける。</p>

76 頁 43 行	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、<u>個人情報の保護に十分留意のうえで、様式第5号による書面で速やかに回答する。</u></p> <p><u>なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</u></p>	<p>(2) 安否情報の回答</p> <p>市長は、安否情報の照会があったときは、本人の意思やプライバシーを尊重するとともに、<u>個人情報の保護に十分留意のうえで、様式第5号による書面で速やかに回答する。</u></p> <p><u>なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</u></p>
77 頁 3 行	<p>(3) 照会の要件と回答の内容</p> <p>安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書などにより行う等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の要件と回答内容を基準に、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により回答する。</p> <p><u>なお、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</u></p>	<p>(3) 照会の要件と回答の内容</p> <p>安否情報の照会を行う者の本人確認等を身分証明書などにより行う等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、次の要件と回答内容を基準に、安否情報省令第5条に規定する様式第5号により回答する。</p>
78 頁 36 行	<p>4 日本赤十字社による安否情報の収集・提供</p> <p><u>日本赤十字社は、総務大臣、知事、市町村長が保有する安否情報のうち、外国人に関するものを収集・整理し、照会があったときは、それらの者が行う方法に準じて速やかに回答するものとされている。</u></p> <p><u>総務大臣、知事、市町村長は、日本赤十字社から協力依頼があったときは、安否情報の提供など必要な協力を行うものとされている。</u></p>	<p>4 日本赤十字社に対する協力</p> <p><u>市長は、日本赤十字社から協力依頼があった場合は、市が保有する安否情報のうち、外国人に関するものを提供するなど必要な協力を行う。</u></p>
80 頁 1 行	第4章 武力攻撃災害への対処	第4章 武力攻撃等災害への対処

80 頁 4 行	<p><b>1 国の役割</b></p> <p>国は、<u>武力攻撃災害</u>の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、(国) 対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、<u>武力攻撃災害</u>の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。</p> <p>また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、都道府県知事の要請があったときは、(国) 対策本部長の求めに応じ、<u>武力攻撃災害</u>を防除し、及び軽減するため、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。</p> <p><b>2 府の役割</b></p> <p>府は、府域に係る<u>武力攻撃災害</u>を防除又は軽減するため、<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>知事は、武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による<u>武力攻撃災害</u>が発生し、<u>国民保護措置</u>を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら<u>武力攻撃災害</u>を防除及び軽減することが困難であるときは、(国) 対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。</p> <p><b>3 市・消防機関の役割</b></p> <p>市は、市の区域に係る<u>武力攻撃災害</u>を防除及び軽減するため、<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する必要な措置を講ずる。</p> <p>市長は、市の区域に係る<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、(国) 対策本部長に上記要請を行うよう求める。</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃等による火災から保護するとともに、<u>武力攻撃等災害</u>を防除し、及び軽減する。</p>	<p><b>1 国の役割</b></p> <p>国は、<u>武力攻撃等災害</u>の防除及び軽減のため、自ら必要な措置を講ずるとともに、(国) 対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、<u>武力攻撃等災害</u>の発生の防止や災害への対処等の措置を適切に実施するよう、その方針を示した上で、直ちに指示することとされている。</p> <p>また、内閣総理大臣は、国民保護法の規定するもののほか、都道府県知事の要請があったときは、(国) 対策本部長の求めに応じ、<u>武力攻撃等災害</u>を防除し、及び軽減するため、対処基本方針等に基づき、関係大臣を指揮し、必要な措置を講じさせることとされている。</p> <p><b>2 府の役割</b></p> <p>府は、府域に係る<u>武力攻撃等災害</u>を防除又は軽減するため、<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する必要な措置を講ずることとされている。</p> <p>知事は、武力攻撃等により多数の死者が発生した場合や、放射性物質や危険物質等による<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、自ら<u>武力攻撃等災害</u>を防除及び軽減することが困難であるときは、(国) 対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請することとされている。</p> <p><b>3 市・消防機関の役割</b></p> <p>市は、市の区域に係る<u>武力攻撃等災害</u>を防除及び軽減するため、<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する必要な措置を講ずる。</p> <p>市長は、市の区域に係る<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、知事に対し、(国) 対策本部長に上記要請を行うよう求める。</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を武力攻撃等による火災から保護するとともに、<u>武力攻撃等災害</u>を防除し、及び軽減する。</p>
-------------	---	---

81 頁 1行	<p><b>第2節 応急措置等の実施</b></p> <p>市長は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、関係機関との連携のもと、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。</p> <p>この場合、市は、<u>武力攻撃災害</u>への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。</p>	<p><b>第2節 応急措置等の実施</b></p> <p>市長は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、関係機関との連携のもと、退避の指示、警戒区域の設定、消火・救助・救急活動など、応急措置等を実施する。</p> <p>この場合、市は、<u>武力攻撃等災害</u>への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。</p>
------------	--	--

	<p>1 武力攻撃災害の兆候の通報</p> <p>(1) 情報収集及び連絡体制の強化</p> <p>市は、国の対処基本方針等が定められた場合は、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けない場合にあっても、危機管理センター又は災害対策本部等の体制をとって、市域内において<u>武力攻撃災害</u>が発生した場合における情報収集連絡体制を強化する。</p> <p>(2) 発見者の通報</p> <p><u>武力攻撃災害</u>の兆候（武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。</p> <p>(3) 市長への通報</p> <p>消防吏員、警察官、海上保安官は、<u>武力攻撃災害</u>の兆候（武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）を発見した者から通報をうけたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、それができないときは、速やかに知事に通報することとされている。</p> <p>(4) 知事への通知</p> <p>市長は、<u>武力攻撃災害</u>の兆候を発見した者、又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、<u>武力攻撃災害</u>が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。</p> <p>(5) 近隣市町村長への連絡</p> <p>市長は、<u>武力攻撃災害</u>が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。</p>	<p>1 武力攻撃等災害の兆候の通報</p> <p>(1) 情報収集及び連絡体制の強化</p> <p>市は、国の対処基本方針等が定められた場合は、対策本部を設置すべき地方公共団体の指定を受けない場合にあっても、危機管理センター又は<u>危機管理対策本部</u>等の体制をとって、市域内において<u>武力攻撃等災害</u>が発生した場合における情報収集連絡体制を強化する。</p> <p>(2) 発見者の通報</p> <p><u>武力攻撃等災害</u>の兆候（武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）の発見者は、遅滞なく、その旨を市長又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官に通報することとされている。</p> <p>(3) 市長への通報</p> <p>消防吏員、警察官、海上保安官は、<u>武力攻撃等災害</u>の兆候（武力攻撃等に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など）を発見した者から通報をうけたときは、速やかに、その旨を市長に通報し、それができないときは、速やかに知事に通報することとされている。</p> <p>(4) 知事への通知</p> <p>市長は、<u>武力攻撃等災害</u>の兆候を発見した者、又は消防吏員、警察官若しくは海上保安官から通報を受けた場合において、<u>武力攻撃等災害</u>が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかに、その旨を知事に通知する。</p> <p>(5) 近隣市町村長への連絡</p> <p>市長は、<u>武力攻撃等災害</u>が近隣市町村にも及ぶおそれがあると認めるときは、速やかに、その旨を近隣市町村長に連絡する。</p>
--	--	--

81 頁  
9 行

81頁 34行	<p>ア 知事は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の内容の武力攻撃災害緊急通報（以下、「緊急通報」という。）を発令するものとされている。</p>	<p>ア 知事は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、次の内容の武力攻撃災害緊急通報（以下、「緊急通報」という。）を発令するものとされている。</p>
82頁 3行	<p>① <u>武力攻撃災害</u>の現状及び予測</p>	<p>① <u>武力攻撃等災害</u>の現状及び予測</p>
82頁 13行	<p>ア 市長は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は<u>武力攻撃災害</u>の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対し、目前の危険を一時的に避けるため<u>武力攻撃災害</u>の及ばない場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。 なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。</p> <p>イ 知事は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は<u>武力攻撃災害</u>の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととされている。</p>	<p>ア 市長は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は<u>武力攻撃等災害</u>の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市民等に対し、目前の危険を一時的に避けるため<u>武力攻撃等災害</u>の及ばない場所（屋内を含む。）に逃げるよう、退避の指示を行う。 なお、退避の必要がなくなったときは、退避の指示を解除する。</p> <p>イ 知事は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は<u>武力攻撃等災害</u>の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行うこととされている。</p>
83頁 11行	<p>ア 市は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び府からの情報や市で把握した<u>武力攻撃災害</u>の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、府警察、海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>	<p>ア 市は、退避の指示を伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないように国及び府からの情報や市で把握した<u>武力攻撃等災害</u>の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、府警察、海上保安部等と連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。</p>
83頁 24行	<p>ア 市長は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供及び助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、<u>自ら警戒区域</u>の設定を行う。</p>	<p>ア 市長は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市民等からの通報内容、関係機関からの情報提供及び助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、<u>警戒区域</u>の設定を行う。</p>

83 頁 34 行	<p>ウ 知事は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うこととされている。</p>	<p>ウ 知事は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため 緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行うこととされている。</p>
84 頁 9 行	<p>イ 警戒区域内には、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関などと連携して、<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>	<p>イ 警戒区域内には、交通の要所に職員を配置し、府警察、海上保安部、消防機関などと連携して、<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該地域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。</p>
84 頁 19 行	<p>5 消火・救助・救急活動</p> <p>市長は、消防機関による<u>武力攻撃災害</u>への対処措置が適切に行われるよう、事態の状況や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、府、府警察及び海上保安部などと連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 消防活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、<u>武力攻撃災害</u>から市民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、<u>武力攻撃災害</u>を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し<u>武力攻撃災害</u>への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した以下の活動を行う。</p>	<p>5 消火・救助・救急活動</p> <p>市長は、消防機関による<u>武力攻撃等災害</u>への対処措置が適切に行われるよう、事態の状況や被害に関する情報の早急な把握に努めるとともに、府、府警察及び海上保安部などと連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講ずる。</p> <p>(1) 消防活動</p> <p>消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防法、消防組織法その他の法令に基づき、<u>武力攻撃等災害</u>から市民等を保護するため、消防職員及び消防団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消防活動及び救助・救急活動等を行い、<u>武力攻撃等災害</u>を防除し、及び軽減する。</p> <p>この場合において、消防局は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し<u>武力攻撃等災害</u>への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実情に即した以下の活動を行う。</p>
84 頁 36 行	<p>a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、<u>武力攻撃災害</u>の状況、<u>道路状況</u>、<u>建物状況</u>、<u>延焼状況</u>等を勘案し、消火活動を実施する。</p>	<p>a 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、<u>武力攻撃等災害</u>の状況、<u>建物状況</u>、<u>延焼状況</u>等を勘案し、消火活動を実施する。</p>

85 頁 13 行	<p>イ 市長は、前ア項による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は<u>武力攻撃災害</u>の規模に照らし緊急を要するなど、必要と判断した場合は、「<u>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画</u>」及び「<u>緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱</u>」に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>	<p>イ 市長は、前ア項による消防の応援のみでは十分な対応がとれないと判断した場合又は<u>武力攻撃等災害</u>の規模に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、「<u>緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画</u>」及び「<u>緊急消防援助隊運用要綱</u>」に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。</p>
85 頁 34 行	<p>イ 市域が被災していない場合で、被災市町村長から要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき消防局等が応援を行うとき、市長は、武力攻撃等の状況及び予測、<u>武力攻撃災害</u>の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p>	<p>イ 市域が被災していない場合で、被災市町村長から要請又は相互応援協定、知事又は消防庁長官からの指示に基づき消防局等が応援を行うとき、市長は、武力攻撃等の状況及び予測、<u>武力攻撃等災害</u>の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。</p>
86 頁 12 行	<p>(5) 市民等への協力要請</p> <p>市長若しくは消防吏員その他の市の職員は、市の区域に係る<u>武力攻撃災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。</p> <p>なお、要請を行う者は、要請を受けて<u>武力攻撃災害</u>への対処に関する措置の実施に必要な援助の協力をする者の安全の確保に十分配慮しなければならない。</p>	<p>(5) 市民等への協力要請</p> <p>市長若しくは消防吏員その他の市の職員は、市の区域に係る<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、市民等に対し、必要な援助について協力を要請する。</p> <p>なお、要請を行う者は、要請を受けて<u>武力攻撃等災害</u>への対処に関する措置の実施に必要な援助の協力をする者の安全の確保に十分配慮しなければならない。</p>
86 頁 21 行	<p>(1) 市長は、<u>武力攻撃災害</u>が発生するおそれがあるときは、<u>武力攻撃災害</u>が発生した場合にこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対して、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるよう指示する。</p>	<p>(1) 市長は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生するおそれがあるときは、<u>武力攻撃等災害</u>が発生した場合にこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の所有者又は管理者に対して、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるよう指示する。</p>

86 頁 31 行	(1) 市長は、市の区域において <u>武力攻撃災害</u> が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、金急の必要があると認めるときは、次の応急公用負担を行う。	(1) 市長は、市の区域において <u>武力攻撃等災害</u> が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、次の応急公用負担を行う。		
86 頁 35 行	② <u>武力攻撃災害</u> が発生した現場の工作物等（対処措置の実施の支障となるもの）の除去その他必要な措置を行う。この場合、工作物等を除去したときは、当該工作物を保管する。	② <u>武力攻撃等災害</u> が発生した現場の工作物等（対処措置の実施の支障となるもの）の除去その他必要な措置  この際、工作物を除去した場合は、これを保管するものとし、保管に係る手続は災害対策基本法第64条第3項から第6項までの規定に準ずる。		
87 頁 7 行	1 国、府及び関係機関等の役割  <u>武力攻撃事態</u> において、 <u>武力攻撃災害</u> の発生又はその拡大を防止するために、生活関連等施設の安全確保については、次のとおり役割が定められている。	1 国、府及び関係機関等の役割  <u>武力攻撃等事態</u> において、 <u>武力攻撃等災害</u> の発生又はその拡大を防止するために、生活関連等施設の安全確保については、次のとおり役割が定められている。		
88 頁 27 行	⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港法及び航空法	⑧ 滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	空港整備法及び航空法
89 頁 2 行	(1) 生活関連等施設の状況の把握  市は、 <u>武力攻撃災害</u> の発生のおそれがあるときは、市の区域内にある生活関連等施設の安全に関する情報を自ら又は消防局若しくは府及び関係機関等から収集する。	(1) 生活関連等施設の状況の把握  市は、 <u>武力攻撃等災害</u> の発生のおそれがあるときは、市の区域内にある生活関連等施設の安全に関する情報を自ら又は消防局若しくは府及び関係機関等から収集する。		
89 頁 13 行	ア 市長は、 <u>武力攻撃事態</u> においては、自らの判断に基づき、あるいは内閣総理大臣の指示又は知事・指定（地方）行政機関の長の要請を受けたときは、施設の安全確保のための必要な措置を講ずる。  この場合、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。	ア 市長は、 <u>武力攻撃等事態</u> においては、自らの判断に基づき、あるいは内閣総理大臣の指示又は知事・指定（地方）行政機関の長の要請を受けたときは、施設の安全確保のための必要な措置を講ずる。  この場合、市長は、必要に応じ、府警察、海上保安部等、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。		
89 頁 19 行	(ア) 国内（市域内及び近隣市町村を除く。）において <u>武力攻撃災害</u> が発生した場合、又は府域内において発生する可能性があると認められる場合	(ア) 国内（市域内及び近隣市町村を除く。）において <u>武力攻撃等災害</u> が発生した場合、又は府域内において発生する可能性があると認められる場合		
89 頁 25 行	(イ) 市の区域内又は近隣市町村において <u>武力攻撃災害</u> が発生した場合	(イ) 市の区域内又は近隣市町村において <u>武力攻撃等災害</u> が発生した場合		

90 頁 2 行	<p>1 指定（地方）行政機関及び地方公共団体の責務</p> <p>指定（地方）行政機関の長及び地方公共団体の長は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等に係る<u>武力攻撃災害</u>の発生を防止するため必要があると認めるときは、警備の強化を求めるなど災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。</p>	<p>1 指定（地方）行政機関及び地方公共団体の責務</p> <p>指定（地方）行政機関の長及び地方公共団体の長は、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等に係る<u>武力攻撃等災害</u>の発生を防止するため必要があると認めるときは、警備の強化を求めるなど災害の発生を防止するため必要な措置を講じなければならないとされている。</p>
90 頁 8 行	<p>2 危険物質等</p> <p>危険物質等とは、<u>武力攻撃事態</u>において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で次のものをいう。</p>	<p>2 危険物質等</p> <p>危険物質等とは、<u>武力攻撃等事態</u>において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある物質（生物を含む。）で次のものをいう。</p>
90 頁 17 行	<p>⑤ 原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する<u>原子力事業者等</u>が所持するもの）</p> <p>⑥ 原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する核原料物質を除く）</p> <p>⑦ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及びこれによって汚染された物（許可届出使用者等が所持するもの）</p> <p>⑧ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うもの）</p>	<p>⑤ 原子力基本法第3条第2号の核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する事業者等並びに当該事業者等から運搬を委託された者及び受託貯蔵者が所持するもの）</p> <p>⑥ 原子力基本法第3条第3号の核原料物質</p> <p>⑦ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項の放射性同位元素及びこれによって汚染された物（許可届出使用者等が所持するもの）</p> <p>⑧ 薬事法第44条第1項及び第2項の毒薬及び劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うもの）</p>
90 頁 28 行	<p>⑩ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うもの）</p>	<p>⑩ 細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び第2項に規定する毒素（業として取り扱う者が取り扱うもの）</p>

	(2) 指置命令 市長は、危険物質等に係る <u>武力攻撃災害</u> の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、前(1)号に掲げる危険物質等の取扱者に対して、次の措置を講ずるよう命ずる。	(2) 指置命令 市長は、危険物質等に係る <u>武力攻撃等災害</u> の発生を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、前(1)号に掲げる危険物質等の取扱者に対して、次の措置を講ずるよう命ずる。
91 頁 9 行	② 毒物及び劇物 【毒物及び劇物取締法】  厚生労働大臣 知事 保健所設置市長 (*) 特別区の長 (*)	② 毒物及び劇物 【毒物及び劇物取締法】  厚生労働大臣 知事 保健所設置市長 (*) 特別区の長 (*)
91 頁 26 行	⑧ 毒薬及び劇薬 【医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律】  厚生労働大臣 知事	⑧ 毒薬及び劇薬 【薬事法】  厚生労働大臣 知事
92 頁 5 行	2 「○」は国民保護法第 103 条第 3 項、「□」は <u>同法 106 条（事業所外運搬に係る事実の発生の場合は国土交通大臣を追加）</u> の規定によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。  3 ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 8 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。	2 「○」は国民保護法第 103 条第 3 項、「□」は <u>同法 106 条の規定</u> によって、当該措置の権限が付与されており、条項を表記しているものは、それぞれ既存の個別法により当該措置の権限が付与されている。  3 ここに記載する措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第 2 条第 7 号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。
92 頁 16 行	二類感染症  重症急性呼吸器症候群（病原体がペータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がペータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H5N1 又は H7N9 であるものに限る。）	二類感染症  重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、急性灰白髄炎、ジフテリア、結核、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る。）
96 頁 6 行		

99 頁 32 行	(1) 市長は、火災・災害等速報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、 <u>武力攻撃災害</u> が発生した日時及び場所又は地域、発生した <u>武力攻撃災害</u> の状況の概要、人的・物的被害の状況等について、電子メール、ファクシミリ等により、直ちに、第一報を知事に報告する。	(1) 市長は、火災・災害等速報要領（昭和 59 年 10 月 15 日消防災第 267 号消防庁長官通知）に基づき、 <u>武力攻撃等災害</u> が発生した日時及び場所又は地域、発生した <u>武力攻撃等災害</u> の状況の概要、人的・物的被害の状況等について、電子メール、ファクシミリ等により、直ちに、第一報を知事に報告する。
100 頁 8 行	3 公表  市は、市民等に対する情報提供に当たっては、事態の推移、 <u>国民保護措置</u> の実施状況等について、広報担当者により、正確かつ積極的な情報提供に努める。  また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行う。	3 公表  市は、市民等に対する情報提供に当たっては、事態の推移、 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の実施状況等について、広報担当者により、正確かつ積極的な情報提供に努める。  また、提供する情報の内容について、府に通知し、情報交換を行う。
100 頁 17 行	ア 府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が <u>武力攻撃災害</u> による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知することとされている。	ア 府教育委員会は、府の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が <u>武力攻撃等災害</u> による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合は、所定の手続きに従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知することとされている。
102 頁 1 行	第5章 石油コンビナート等地域における災害対処  市は、石油コンビナート等特別防災区域において <u>武力攻撃災害</u> が発生した場合は、周辺地域を含む石油コンビナート等地域における災害対処を適切に実施する。	第5章 石油コンビナート等地域における災害対処  市は、石油コンビナート等特別防災区域において <u>武力攻撃等災害</u> が発生した場合は、周辺地域を含む石油コンビナート等地域における災害対処を適切に実施する。
102 頁 6 行	第1節 <u>武力攻撃災害</u> への対処のための体制の確立	第1節 <u>武力攻撃等災害</u> への対処のための体制の確立
102 頁 31 行	ア （市）対策本部長は、住民（周辺の市民等を含む。）の非難、避難住民等の救援及び <u>武力攻撃災害</u> への対処等の <u>国民保護措置</u> を総合的に推進する。	ア （市）対策本部長は、住民（周辺の市民等を含む。）の非難、避難住民等の救援及び <u>武力攻撃等災害</u> への対処等の <u>国民（緊急対処）保護措置</u> を総合的に推進する。
102 頁 35 行	ウ （市）対策本部長は、 <u>国民保護措置</u> として実施する第4章第4節に定める危険物質等に係る災害の拡大を防止するための措置については、現地本部又は防災本部に要請する。	ウ （市）対策本部長は、 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> として実施する第4章第4節に定める危険物質等に係る災害の拡大を防止するための措置については、現地本部又は防災本部に要請する。

103 頁 4 行	<p>(3) <u>武力攻撃事態の認定が行われた場合における「大阪府石油コンビナート等防災計画」との関係</u>          第1章第6節に定める関係機関の役割のうち、避難及び救援に関する部分は、国民保護法が適用されるため、<u>国民保護措置</u>として本編第2章及び第3章に基づき実施する。</p>	<p>(3) <u>武力攻撃等事態の認定が行われた場合における「大阪府石油コンビナート等防災計画」との関係</u>          第1章第6節に定める関係機関の役割のうち、避難及び救援に関する部分は、国民保護法が適用されるため、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>として本編第2章及び第3章に基づき実施する。</p>
104 頁 15 行	<p><b>第4節 武力攻撃災害への対処</b></p> <p>1 石油コンビナート等災害防止法の適用          石油コンビナート等特別防災区域における<u>武力攻撃災害</u>への対処にあたっては、石油コンビナート等災害防止法が適用されることになっており、適用にあたり、市長は、異常現象の発生と発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災本部へ報告することとされている。</p>	<p><b>第4節 武力攻撃等災害への対処</b></p> <p>1 石油コンビナート等災害防止法の適用          石油コンビナート等特別防災区域における<u>武力攻撃等災害</u>への対処にあたっては、石油コンビナート等災害防止法が適用されることになっており、適用にあたり、市長は、異常現象の発生と発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、石油コンビナート等防災本部へ報告することとされている。</p>
104 頁 26 行	<p>ア 石油コンビナート等地域における<u>武力攻撃災害</u>の発生のおそれがあるときは、知事に対し、特別防災区域の全域及び必要に応じ周辺地域（海上を含む。）の立入制限区域への指定を要請するよう求める。</p>	<p>ア 石油コンビナート等地域における<u>武力攻撃等災害</u>の発生のおそれがあるときは、知事に対し、特別防災区域の全域及び必要に応じ周辺地域（海上を含む。）の立入制限区域への指定を要請するよう求める。</p>
104 頁 32 行	<p>ア 市長は、<u>武力攻撃災害</u>が発生し、周辺地域に拡大するおそれがある場合は、ただちに、該当する地域を警戒区域に設定するとともに、市民等の安全確保のための避難若しくは退避の措置の必要性について、知事と調整する。</p> <p>イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、知事あるいは立入制限区域を指定する府公安委員会又は海上保安部長等と、区域の設定又は指定あるいはその範囲について調整する。</p> <p>この場合、警戒区域と立入制限区域が重なる場合は、原則として立入制限区域の指定を優先し、警戒区域の設定は行わないものとし、指定区域内における<u>国民保護措置</u>は（府）対策本部長が総合調整するよう要請する。</p>	<p>ア 市長は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生し、周辺地域に拡大するおそれがある場合は、ただちに、該当する地域を警戒区域に設定するとともに、市民等の安全確保のための避難若しくは退避の措置の必要性について、知事と調整する。</p> <p>イ 市長は、警戒区域の設定にあたっては、知事あるいは立入制限区域を指定する府公安委員会又は海上保安部長等と、区域の設定又は指定あるいはその範囲について調整する。</p> <p>この場合、警戒区域と立入制限区域が重なる場合は、原則として立入制限区域の指定を優先し、警戒区域の設定は行わないものとし、指定区域内における<u>国民（緊急対処）保護措置</u>は（府）対策本部長が総合調整するよう要請する。</p>
105 頁 6 行	<p>3 危険物質等に係る<u>武力攻撃災害</u>の発生防止</p>	<p>3 危険物質等に係る<u>武力攻撃等災害</u>の発生防止</p>

106 頁 23 行	(1) 水の安定的な供給  市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、 <u>武力攻撃事態</u> において水を安定的かつ適切に供給するために、 <u>府及び大阪広域水道企業団と連携して必要な措置を講ずる。</u>	(1) 水の安定的な供給  市は、水道事業者として、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、 <u>武力攻撃等事態</u> において水を安定的かつ適切に供給するために、 <u>府と連携して必要な措置を講ずる。</u>
107 頁 7 行	1 市の各部局における平素の業務  市の各部局は、 <u>国民保護措置</u> を的確かつ迅速に実施できるようにするために、次の表に掲げる業務のための準備やそれらに関係する業務を行う。	1 市の各部局における平素の業務  市の各部局は、 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> を的確かつ迅速に実施できるようにするために、次の表に掲げる業務のための準備やそれらに関係する業務を行う。
107 頁 23 行	危機管理室  ・ <u>武力攻撃災害</u> 関係予算その他財務に関すること。 (略) ・退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他の <u>武力攻撃災害</u> への対処に関する措置の実施に関すること。 (略) ・ <u>国民保護措置</u> を実施するための訓練に関すること。  ・ <u>国民保護措置</u> の実施にかかる権利利益の救済の総合調整に関すること。	危機管理室  ・ <u>武力攻撃等災害</u> 関係予算その他財務に関すること。 (略) ・退避の指示、警戒区域の設定、被災情報の収集その他の <u>武力攻撃等災害</u> への対処に関する措置の実施に関すること。 (略) ・ <u>国民（緊急対処）保護措置</u> を実施するための訓練に関すること。 ・ <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の実施にかかる権利利益の救済の総合調整に関すること。
108 頁 14 行	総務局  ・ <u>武力攻撃事態</u> における他部局及び市町村の応援に関すること。	総務局  ・ <u>武力攻撃等事態</u> における他部局及び市町村の応援に関すること。
108 頁 24 行	財政局  ・ <u>武力攻撃災害</u> の復旧に係る財政上の措置に関すること。 ・ <u>武力攻撃災害</u> の復旧・復興に係る計画策定に関すること。	財政局  ・ <u>武力攻撃等災害</u> の復旧に係る財政上の措置に関すること。 ・ <u>武力攻撃等災害</u> の復旧・復興に係る計画策定に関すること。
109 頁 6 行	環境局  ・ <u>武力攻撃災害</u> による災害廃棄物及び避難住民のゴミ等の収集及び処理に関すること。	環境局  ・ <u>武力攻撃等災害</u> による産業廃棄物及び避難住民のゴミ等の処理に関すること。

	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>武力攻撃災害時の医療体制の整備計画</u>に関すること。 (略)</li> <li>・<u>武力攻撃災害における遺体の処理、火葬又は埋葬</u>に関すること。</li> <li>・<u>武力攻撃災害における保健衛生</u>に関すること。</li> <li>・<u>武力攻撃災害時医薬品、医療器材等の備蓄及び供給体制の整備</u>に関すること。 (略)</li> <li>・<u>武力攻撃災害時のペットの一時収容施設対策</u>に関すること。</li> <li>・避難住民等の健康維持活動に関すること。</li> <li>・<u>国民健康保険制度等における医療費負担の減免</u>に関すること。</li> <li>・<u>国民健康保険制度等における保険料の減免等</u>に関すること。</li> </ul>	健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>武力攻撃等災害時の医療体制の整備計画</u>に関すること。 (略)</li> <li>・<u>武力攻撃等災害における遺体の火葬処理</u>に関すること。</li> <li>・<u>武力攻撃等災害における保健衛生</u>に関すること。</li> <li>・<u>武力攻撃等災害時医薬品、医療器材等の備蓄及び供給体制の整備</u>に関すること。 (略)</li> <li>・<u>武力攻撃等災害時のペットの一時収容施設対策</u>に関すること。</li> <li>・避難住民等の健康維持活動に関すること。</li> </ul>
109 頁 12 行	区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地<u>国民保護対策本部</u>の設置、運営及び事務局の庶務に関すること。</li> <li>・現地<u>国民保護対策本部内組織</u>の運用に関すること。</li> <li>・現地<u>国民保護対策本部</u>の施設面に関すること。</li> </ul>	区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地<u>国民保護（緊急対処事態）対策本部</u>の設置、運営及び事務局の庶務に関すること。</li> <li>・現地<u>国民保護（緊急対処事態）対策本部内組織</u>の運用に関すること。</li> <li>・現地<u>国民保護（緊急対処事態）対策本部</u>の施設面に関すること。</li> </ul>
110 頁 16 行		(2) 参集職員への連絡網の整備  市は、 <u>武力攻撃事態</u> の発生時に、幹部職員及び国民保護担当職員等が迅速に参集できるよう、職員招集システムを引き続き改善・整備するように努める。		(2) 参集職員への連絡網の整備  市は、 <u>武力攻撃等事態</u> の発生時に、幹部職員及び国民保護担当職員等が迅速に参集できるよう、職員招集システムを引き続き改善・整備するように努める。
111 頁 26 行	3 参集職員の所掌事務  市は、参集した職員が円滑に事務を遂行できるよう、 <u>武力攻撃事態</u> における所掌事務について、 <u>国民保護措置</u> に係る事務と本来事務との調節・事務の再構築をあらかじめ行っておく。		3 参集職員の所掌事務  市は、参集した職員が円滑に事務を遂行できるよう、 <u>武力攻撃等事態</u> における所掌事務について、 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> に係る事務と本来事務との調節・事務の再構築をあらかじめ行っておく。	

112 頁 15 行	(1) 防災のための連携体制の活用  市は、 <u>武力攻撃事態等</u> への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。	(1) 防災のための連携体制の活用  市は、 <u>武力攻撃等事態への効果的かつ迅速な対応ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。</u>
112 頁 25 行	(4) 応援体制の整備  市は、大規模な <u>武力攻撃災害</u> が発生した場合や <u>武力攻撃災害</u> が長期にわたるような場合に備えて、近隣市町村をはじめ広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための応援協定の締結など、広域応援体制を整備する。	(4) 応援体制の整備  市は、大規模な <u>武力攻撃等災害</u> が発生した場合や <u>武力攻撃等災害</u> が長期にわたるような場合に備えて、近隣市町村をはじめ広域にわたる避難、物資及び資材の提供並びに市の区域を越える救援等を実施するための応援協定の締結など、広域応援体制を整備する。
112 頁 31 行	2 消防機関との連携  市は、 <u>国民保護措置</u> の実施にあたっての消防職員等の果たす役割の重要性をかんがみ、人事異動等により、危機管理室と消防局との緊密な連携体制を確保する。	2 消防機関との連携  市は、 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の実施にあたっての消防職員等の果たす役割の重要性をかんがみ、人事異動等により、危機管理室と消防局との緊密な連携体制を確保する。
113 頁 7 行	4 府警察との連携  市は、自ら管理する道路について、 <u>武力攻撃事態</u> において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。	4 府警察との連携  市は、自ら管理する道路について、 <u>武力攻撃等事態</u> において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、府警察と必要な連携を図る。
113 頁 16 行	(2) 相互応援体制の整備  市は、 <u>武力攻撃事態</u> において、市町村間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、相互応援体制を整備する。	(2) 相互応援体制の整備  市は、 <u>武力攻撃等事態</u> において、市町村間で人的及び物的な相互応援ができるよう、防災に関し締結されている相互応援協定等について必要な見直しを行うなどにより、相互応援体制を整備する。
113 頁 25 行	6 指定（地方）公共機関等との連携  市は、指定（地方）公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、 <u>国民保護措置</u> の実施について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定等の見直しを行ななど、必要な連携体制の整備を図る。  また、市域内の事業所の国民保護措置に係る自発的な取り組みを支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。	6 指定（地方）公共機関等との連携  市は、指定（地方）公共機関等の連絡先一覧を作成・更新するとともに、 <u>国民（緊急対処）保護措置</u> の実施について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定等の見直しを行ななど、必要な連携体制の整備を図る。  また、市域内の事業所の国民保護措置に係る自発的な取り組みを支援するとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

113 頁 32 行	<p>7 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、<u>国民保護措置</u>の実施にあたり、市民等の自発的な協力が得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。</p> <p>(1) 自主防災組織に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を促進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、<u>国民保護措置</u>についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。</p> <p>(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、<u>武力攻撃事態</u>においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>	<p>7 ボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施にあたり、市民等の自発的な協力が得られるよう、広報・啓発や活動支援を行う。</p> <p>(1) 自主防災組織に対する支援</p> <p>市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を促進し、その充実を図るとともに、自主防災組織相互間及び消防団等との間の連携が図られるよう配慮する。また、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を図るよう努める。</p> <p>(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援</p> <p>市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、<u>武力攻撃等事態</u>においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</p>												
114 頁 13 行	<p>1 研修の実施</p> <p>市は、<u>国民保護措置</u>の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、<u>国民保護措置</u>の実施に必要な知識について、職員に対する研修を自ら実施するほか、府等の関係機関と連携協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。</p>	<p>1 研修の実施</p> <p>市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施時において、措置従事者の適切な対応を確保するため、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に必要な知識について、職員に対する研修を自ら実施するほか、府等の関係機関と連携協力し、消防団員などの措置従事者への研修を推進する。</p>												
114 頁 18 行	<p>2 市職員に対する研修</p> <p>市は、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう、危機管理室を中心として、各部課等の基幹となる職員の研修会等を開催するなどして<u>国民保護措置</u>に関する知識の普及及び意識の向上等に努める。</p> <p>また、危機管理を担当する専門職員を育成するため、自治大学校や消防大学校など、国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p>	<p>2 市職員に対する研修</p> <p>市は、本計画に盛り込まれた措置が円滑に実施できるよう、危機管理室を中心として、各部課等の基幹となる職員の研修会等を開催するなどして<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関する知識の普及及び意識の向上等に努める。</p> <p>また、危機管理を担当する専門職員を育成するため、次の国の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。</p> <table border="1" data-bbox="382 1746 854 2018"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>研修課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治大 学校</td> <td>危機管理論、危機管理演習 等</td> </tr> <tr> <td>消防大 学校</td> <td>危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科 国民保護コース 等</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="874 1746 1346 2018"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>研修課程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治大 学校</td> <td>危機管理論、危機管理演習 等</td> </tr> <tr> <td>消防大 学校</td> <td>危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科 国民保護コース 等</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	研修課程	自治大 学校	危機管理論、危機管理演習 等	消防大 学校	危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科 国民保護コース 等	機関名	研修課程	自治大 学校	危機管理論、危機管理演習 等	消防大 学校	危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科 国民保護コース 等
機関名	研修課程													
自治大 学校	危機管理論、危機管理演習 等													
消防大 学校	危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科 国民保護コース 等													
機関名	研修課程													
自治大 学校	危機管理論、危機管理演習 等													
消防大 学校	危機管理教育科トップマネージメントコース、危機管理教育科 国民保護コース 等													

114 頁 25 行	<p>3 府等関係機関と連携した研修</p> <p>市は、府等関係機関と連携し、<u>国民保護措置</u>の実施に従事する者に対して研修を行う。研修にあたっては、必要に応じて有識者を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用する。</p>	<p>3 府等関係機関と連携した研修</p> <p>市は、府等関係機関と連携し、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に従事する者に対して研修を行う。研修にあたっては、必要に応じて有識者を講師に招くとともに、国が作成するビデオ教材やe-ラーニングを活用する。</p>
114 頁 32 行	<p>1 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、<u>国民保護措置</u>の実施状況、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民等に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p>	<p>1 情報収集・提供のための体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃等の状況、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施状況、その他の情報等を収集及び整理し、関係機関及び市民等に対してこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p>
115 頁 4 行	<p>2 通信の確保</p> <p>市は、<u>武力攻撃事態</u>における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の拡充、デジタル化を推進し、通信体制の整備・拡充を図り、通信の確保に努める。</p>	<p>2 通信の確保</p> <p>市は、<u>武力攻撃等事態</u>における警報の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の拡充、デジタル化を推進し、通信体制の整備・拡充を図り、通信の確保に努める。</p>
115 頁 8 行	<p>3 非常通信体制の確保・整備</p> <p>市は、<u>武力攻撃災害</u>発生時においても、情報の収集・提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における対応と平行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、市は、<u>国民保護措置</u>の実施に関し、非常通信体制の整備を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>	<p>3 非常通信体制の確保・整備</p> <p>市は、<u>武力攻撃等災害</u>発生時においても、情報の収集・提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常電源の確保、災害時優先電話の確保を図るなど、自然災害時における対応と平行して、情報収集、連絡体制の整備に努める。</p> <p>また、市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に関し、非常通信体制の整備を図り、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁や電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。</p>
115 頁 23 行	<p>2 市民等に対する広報・啓発</p> <p>市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等様々な機会を通じて、<u>国民保護措置</u>の重要性について啓発を行う。</p>	<p>2 市民等に対する広報・啓発</p> <p>市は、国や府などの関係機関と連携しつつ、市民等に対し、広報誌、テレビ、ラジオ、パンフレット、インターネット等様々な機会を通じて、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の重要性について啓発を行う。</p>

	<p><b>第6節 訓練</b></p> <p>市は、単独に、又は国、府をはじめ関係機関、近隣市町村と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、<u>国民保護措置についての訓練を実施し、対処能力の向上を図る。</u></p> <p>訓練の実施に当たっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定等を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選定しながら行うほか、市民等の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>また、訓練は、具体的な事態を想定し、<u>防災訓練におけるシナリオ作成等、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。</u></p> <p>なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。</p>	<p><b>第6節 訓練</b></p> <p>市は、単独に、又は国、府をはじめ関係機関、近隣市町村と共同し、防災訓練との有機的な連携を図りながら、<u>国民（緊急対処）保護訓練を実施する。</u></p> <p>訓練の実施に当たっては、以下に示す訓練項目などを実践的に実施できるよう、実動訓練（人や物などを実際に動かす訓練）や図上訓練（状況付与に基づいて参加者に意思決定等を行わせる訓練）など訓練形態を適切に選定しながら行うほか、市民等の自発的な協力を得て、住民参加型の訓練を実施する。</p> <p>その際、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。</p> <p>なお、訓練終了後は、訓練評価により課題や教訓を明らかにしたうえで、計画の見直し等に反映させる。</p>
--	---	---

116 頁 21 行	<p>(1) 防災のための備蓄の活用</p> <p>市長は、住民の避難や避難住民等の救援などに必要な物資及び資材のうち、<u>国民保護措置</u>のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ね POSSIBILITY ことができるものについては、地域防災計画で定める備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。</p> <p>(2) <u>国民保護措置</u>の実施のために必要な物資及び資材</p> <p><u>国民保護措置</u>の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況を踏まえ、府と連携しつつ対応する。</p>	<p>(1) 防災のための備蓄の活用</p> <p>市長は、住民の避難や避難住民等の救援などに必要な物資及び資材のうち、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ね POSSIBILITY ことができるものについては、地域防災計画で定める備蓄品目や備蓄基準等を踏まえて備蓄・整備し、適宜備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握、点検等を行う。</p> <p>(2) <u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施のために必要な物資及び資材</p> <p><u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施のため、特に必要となる化学防護服や放射線測定装置・除染器具等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な医薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄・調達体制の整備を行うこととされているが、市としても、国の整備の状況を踏まえ、府と連携しつつ対応する。</p>
116 頁 35 行	<p>2 府・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達</p> <p>市は、府及び近隣市町村と連携し、他の自治体からの避難住民の受入も想定した物資・資材の備蓄・調達に努める。また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力を得て、<u>事態発生時</u>には優先的に調達することができるよう努める。</p>	<p>2 府・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達</p> <p>市は、府及び近隣市町村と連携し、他の自治体からの避難住民の受入も想定した物資・資材の備蓄・調達に努める。また、大量に備蓄することが困難な品目などについては、関係団体・企業の協力を得て、<u>災害発生時</u>には優先的に調達することができるよう努める。</p>
117 頁 6 行	<p>(1) 施設及び設備の整備点検</p> <p>市は、<u>国民保護措置</u>の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、点検する。</p>	<p>(1) 施設及び設備の整備点検</p> <p>市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施を念頭において、その管理する施設及び設備について、整備し、点検する。</p>

117 頁 13 行	<p>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</p> <p>市は、<u>武力攻撃災害</u>による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り及びバックアップ体制を整備するよう努める。</p>	<p>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</p> <p>市は、<u>武力攻撃等災害</u>による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り及びバックアップ体制を整備するよう努める。</p>
120 頁 30 行	<p>(1) 国民保護避難施設の指定・解除</p> <p>市長は、堺市地域防災計画で指定する避難所及び広域避難地については、本計画に基づく避難施設（国民保護避難施設）としての指定を行う。</p> <p><u>また、指定にあたっては、事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。なお、指定・解除手続等については、下記のとおりとする。</u></p>	<p>(1) 国民保護避難施設の指定・解除</p> <p>市長は、堺市地域防災計画で指定する避難所及び広域避難地については、本計画に基づく避難施設（国民保護避難施設）としての指定を行う。</p> <p><u>指定・解除手続等については、下記のとおりとする。</u></p>
121 頁 15 行	<p>③ その他武力攻撃災害が発生した場合に不特定多数の人が一時的に避難できる施設</p>	<p>③ その他武力攻撃等災害が発生した場合に不特定多数の人が一時的に避難できる施設</p>
121 頁 28 行	<p>(1) 運送事業者の輸送及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>市は、府と連携して、府が保有する運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。</p> <p><u>府は、運送業者である指定（地方）公共機関が作成する国民保護業務計画の内容の確認や、運送業者・近畿運輸局からの聞き取り等により、輸送事業者の輸送力について把握するものとされている。</u></p>	<p>(1) 運送事業者の輸送及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>市は、府と連携して、府が保有する運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を把握・共有する。</p>
124 頁 29 行	<p>(1) 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）」（以下、この項において「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。</p>	<p>(1) 市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成 17 年 8 月 2 日閣副安危第 321 号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知）」（以下、この項において「ガイドライン」という。）に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。</p>

128 頁 10 行	<p>2 応急復旧の実施</p> <p>市長は、<u>武力攻撃災害</u>発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。</p>	<p>2 応急復旧の実施</p> <p>市長は、<u>武力攻撃等災害</u>発生後、安全の確保に配慮したうえで、可能な限り速やかに、所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急復旧を行う。</p>
128 頁 15 行	<p>3 通信手段の確保</p> <p>市は、<u>国民保護措置</u>を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。</p> <p>(略)</p>	<p>3 通信手段の確保</p> <p>市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>を実施する上で重要な情報通信施設に障害が生じたときには、安全の確保に配慮したうえで、速やかに応急復旧を行うとともに、必要に応じて、バックアップ体制を確保する。</p> <p>(略)</p>
128 頁 30 行	<p>(1) 市は、<u>武力攻撃災害</u>が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p>	<p>(1) 市は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生した場合には、市が管理するライ夫ライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。</p>
129 頁 1 行	<p>(2) 市は、<u>武力攻撃災害</u>が発生した場合には、管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p>	<p>(2) 市は、<u>武力攻撃等災害</u>が発生した場合には、管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を府に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。</p>
130 頁 1 行	<p>第2章 <u>武力攻撃災害</u>の復旧</p> <p>第1節 国における所要の法制の整備</p> <p>国は、<u>国民保護法</u>第171条の規定に基づき、<u>武力攻撃災害</u>の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>また、大規模な<u>武力攻撃災害</u>が発生したときは、<u>武力攻撃災害</u>による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。</p> <p>市は、国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。</p>	<p>第2章 <u>武力攻撃等災害</u>の復旧</p> <p>第1節 国における所要の法制の整備</p> <p>国は、<u>国民保護法</u>第171条の規定に基づき、<u>武力攻撃等災害</u>の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、速やかに、法整備のための所要の措置を講ずることとされている。</p> <p>また、大規模な<u>武力攻撃等災害</u>が発生したときは、<u>武力攻撃等災害</u>による被災状況等を踏まえつつ、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされている。</p> <p>市は、国が示す方針に従って、府と連携し、市域の復旧を行う。</p>
130 頁 14 行	<p>1 市は、<u>武力攻撃災害</u>により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。</p>	<p>1 市は、<u>武力攻撃等災害</u>により被災した地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、被災した地域、施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。</p>

131 頁 1行	<p>第3章 <u>国民保護措置</u>に要した費用の支弁</p> <p>第1節 <u>国民保護措置</u>に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>1 国に対する負担金の請求</p> <p><u>国民保護措置</u>の実施に要した費用で市が支弁したものについては、<u>国民保護法</u>により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</p> <p>2 関係書類の保管</p> <p>市は、<u>武力攻撃事態</u>において、<u>国民保護措置</u>の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。</p>	<p>第3章 <u>国民（緊急対処）保護措置</u>に要した費用の支弁</p> <p>第1節 <u>国民（緊急対処）保護措置</u>に要した費用の支弁、国への負担金の請求</p> <p>1 国に対する負担金の請求</p> <p><u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に要した費用で市が支弁したものについては、<u>国民保護法</u>により原則として国が負担することとされていることから、市は、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。</p> <p>2 関係書類の保管</p> <p>市は、<u>武力攻撃等事態</u>において、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。</p>				
131 頁 24 行	<p>3 損害補償</p> <p>市は、<u>国民保護措置</u>の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者及び要請又は指示に従って医療を行った医療関係者がそのため死傷したときは、<u>国民保護法</u>施行令に定める手続に従い、損害補償を行う。</p>	<p>3 損害補償</p> <p>市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者及び要請又は指示に従って医療を行った医療関係者がそのため死傷したときは、<u>国民保護法</u>施行令に定める手続に従い、損害補償を行う。</p>				
132 頁 3行	<p>第1節 市民等の権利利益の迅速な救済</p> <p>市は、<u>国民保護措置</u>の実施に伴う損失補償、<u>国民保護措置</u>に係る不服申し立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。</p>	<p>第1節 市民等の権利利益の迅速な救済</p> <p>市は、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>の実施に伴う損失補償、<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に係る不服申し立て又は訴訟その他の市民等の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、市民等からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに担当課を定める。</p>				
132 頁 15 行	<table border="1" data-bbox="382 1481 874 1643"> <tr> <td data-bbox="382 1481 552 1643">実費弁償 (法第 159 条 第 2 項)</td> <td data-bbox="552 1481 874 1643"><u>医療の実施の要請等によるもの。</u>(法第 85 条第 1、 2 項)</td> </tr> </table>	実費弁償 (法第 159 条 第 2 項)	<u>医療の実施の要請等によるもの。</u> (法第 85 条第 1、 2 項)	<table border="1" data-bbox="874 1481 1359 1643"> <tr> <td data-bbox="874 1481 1044 1643">実費弁償 (法第 159 条 第 2 項)</td> <td data-bbox="1044 1481 1359 1643"><u>医療関係者への実費弁償</u> <u>に関すること。</u>(法第 85 条第 1、2 項)</td> </tr> </table>	実費弁償 (法第 159 条 第 2 項)	<u>医療関係者への実費弁償</u> <u>に関すること。</u> (法第 85 条第 1、2 項)
実費弁償 (法第 159 条 第 2 項)	<u>医療の実施の要請等によるもの。</u> (法第 85 条第 1、 2 項)					
実費弁償 (法第 159 条 第 2 項)	<u>医療関係者への実費弁償</u> <u>に関すること。</u> (法第 85 条第 1、2 項)					

132 頁 23 行	<p><b>第2節 市民等の権利利益に関する文書の保存</b></p> <p>市は、市民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記載した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民等の権利利益の救済を確実に行うため、<u>武力攻撃災害</u>による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>なお、市は、これらの手続に関連する文書について、<u>武力攻撃事態</u>が継続している場合及び<u>国民保護措置</u>に関し不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>	<p><b>第2節 市民等の権利利益に関する文書の保存</b></p> <p>市は、市民等の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、間諜、協力者、要請者、内容等を記載した書類等）を、市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保存する。また、市民等の権利利益の救済を確実に行うため、<u>武力攻撃等災害</u>による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。</p> <p>なお、市は、これらの手続に関連する文書について、<u>武力攻撃等事態</u>が継続している場合及び<u>国民（緊急対処）保護措置</u>に関し不服申し立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。</p>
---------------	---	---

3 誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

計画 該当箇所	変更後		変更前
1 頁 11 行	<u>市</u>	堺市をいう。	
	<u>市長</u>	堺市長をいう。	
	<u>市長等</u>	堺市の市長及び市の他の執行機関の長をいう。	
	<u>府</u>	大阪府をいう。	
	<u>知事</u>	大阪府知事をいう。	
	<u>知事等</u>	大阪府の知事及び府の他の執行機関の長をいう。	
3 頁 1 行	<u>第五管区海上保安本部等</u>	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署をいう。	第五管区海上保安本部、大阪海上保安監部、関西空港海上保安航空基地、堺海上保安署及び岸和田海上保安署
6 頁 10 行	(2) 関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（日米物品役務相互提供改正協定）がある。		(2) 関連する条約としては、ジュネーヴ諸条約のほか、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の非国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第二追加議定書）がある。また、日本国とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定（日米物品役務相互提供改正協定）がある。

	<p><u>自衛隊・米軍の行動の円滑化に関する法制</u></p> <p>米軍行動関連措置法</p> <p>米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定</p> <p>地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力</p> <p><u>海上輸送規制法</u></p> <p>海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施</p> <p><u>改正自衛隊法</u></p> <p>災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設</p>	<p><u>米軍・自衛隊の行動の円滑化に関する法制</u></p> <p>米軍行動関連措置法</p> <p>米軍の行動に伴い国が実施する行動関連措置（自衛隊から米軍へ物品・役務の提供、米軍の行動等を国民へ情報提供など）について規定</p> <p>地方公共団体等は、要請を受け、措置に協力</p> <p><u>改正自衛隊法</u></p> <p>災害応急対策、在外邦人輸送等を行う米軍に対する物品・役務の提供権限を新設</p> <p><u>海上輸送規制法</u></p> <p>海上における外国の軍用品・軍隊の輸送を規制するため、自衛隊が停船検査、回航措置を実施</p>
7頁 15行	<p>6 <u>その他</u></p> <p><u>本計画のほか、武力攻撃事態発生後の体制確立及び国民保護措置の実施等の手順・内容については、「堺市国民保護措置実施マニュアル」によるものとする。</u></p>	<p>6 <u>実施マニュアル（仮称）の作成</u></p> <p><u>本計画に基づく措置を円滑に実施するため、府が作成する実施マニュアルとの整合性を考慮しながら、具体的な実施手順などを定める市の実施マニュアル（仮称）を作成する。</u></p> <p><u>その際、関係機関と十分協議するとともに、計画の見直し・変更に応じて適時修正を行う。</u></p> <p><u>なお、本計画や実施マニュアル（仮称）の作成に当たっては、（市）地域防災計画等に基づく取り組みの蓄積をできる限り適用する。</u></p>
13頁 13行	<p>近畿財務局</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の要請</p>	<p>近畿財務局</p> <p>2 金融機関に対する緊急措置の指示</p>
18頁 36行	<p>第1節 地勢</p> <p>堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市と、東南は和泉山地の流れをくむ丘陵地帯に寄りかかるような形で松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市及び河内長野市と、南は高石市及び和泉市と、西は大阪湾に接しており、平成18年（2006年）1月1日現在、東端（東経135°35'15"）、西端（東経135°24'08"）、南端（北緯34°25'48"）、北端（北緯34°36'31"）、面積149.99km<sup>2</sup>を有する。</p>	<p>第1節 地勢</p> <p>堺市は、大阪府のほぼ中央より南に位置し、北は大和川を隔てて大阪市と、東南は和泉山地の流れをくむ丘陵地帯に寄りかかるような形で松原市、羽曳野市、富田林市、大阪狭山市及び河内長野市と、南は高石市及び和泉市と、西は大阪湾に接しており、平成18年1月1日現在、東端（東経135°35'15"）、西端（東経135°24'08"）、南端（北緯34°25'48"）、北端（北緯34°36'31"）、面積149.99km<sup>2</sup>を有する。</p>

21 頁 38 行	<p>1 気象及び雨量</p> <p>市の区域は、大阪湾の海洋気象の影響を受けて全般的には安定型で、平均気温は17度前後であり、年間降水量は平均1,369ミリ程度である。</p> <p>&lt;&lt;表の内容も下記のとおり変更&gt;&gt;</p> <p>(2014年～2018年の平均気温と年間雨量)</p> <table border="1" data-bbox="400 496 1346 669"> <thead> <tr> <th>区分 年</th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th><th>平均</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平均気温 (度)</td><td>16.4</td><td>16.8</td><td>17.4</td><td>16.5</td><td>17.1</td><td>16.8</td></tr> <tr> <td>年間雨量 (mm)</td><td>1,216.5</td><td>1,493.5</td><td>1,311.0</td><td>1,209.5</td><td>1,616.0</td><td>1,369.3</td></tr> </tbody> </table>	区分 年	2014	2015	2016	2017	2018	平均	平均気温 (度)	16.4	16.8	17.4	16.5	17.1	16.8	年間雨量 (mm)	1,216.5	1,493.5	1,311.0	1,209.5	1,616.0	1,369.3	<p>1 気象及び雨量</p> <p>市の区域は、大阪湾の海洋気象の影響を受けて全般的には安定型で、平均気温は17度前後であり、年間降水量は平均1335ミリ程度である。</p>
区分 年	2014	2015	2016	2017	2018	平均																	
平均気温 (度)	16.4	16.8	17.4	16.5	17.1	16.8																	
年間雨量 (mm)	1,216.5	1,493.5	1,311.0	1,209.5	1,616.0	1,369.3																	
22 頁 11 行	<p>&lt;&lt;表の内容を下記のとおり変更&gt;&gt;</p> <p>(2014年～2018年の最多風向)</p> <table border="1" data-bbox="463 765 1283 848"> <thead> <tr> <th></th><th>2014</th><th>2015</th><th>2016</th><th>2017</th><th>2018</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最多風向</td><td>西</td><td>西</td><td>西</td><td>西</td><td>西</td></tr> </tbody> </table>		2014	2015	2016	2017	2018	最多風向	西	西	西	西	西										
	2014	2015	2016	2017	2018																		
最多風向	西	西	西	西	西																		
22 頁 29 行	<p>(1) 臨海部</p> <p>堺・泉北石油コンビナート地区を中心として、<u>南海電気鉄道（株）</u> <u>南海本線</u>以西～<u>堺駅</u> <u>（南海電気鉄道（株）</u> <u>南海本線</u>）～府道29号線以西の周辺市街地を含む地域</p> <p>(2) 都心市街地部</p> <p>堺東駅を中心として<u>西日本旅客鉄道（株）</u> <u>阪和線</u>以西～石津川以北の地域</p> <p>(3) 内陸部</p> <p>上記臨海部、都心市街地部及び美原区を除く<u>阪和自動車道</u>～<u>堺泉北道路</u>以北の地域</p> <p>(4) 丘陵部</p> <p><u>阪和自動車道</u>～<u>堺泉北道路</u>以南の地域</p>	<p>(1) 臨海部</p> <p>堺・泉北石油コンビナート地区を中心として、<u>南海線</u>以西～<u>堺駅</u>～府道29号線以西の周辺市街地を含む地域</p> <p>(2) 都心市街地部</p> <p>堺東駅を中心として<u>JR阪和線</u>以西～右津川以北の地域</p> <p>(3) 内陸部</p> <p>上記臨海部、都心市街地部及び美原区を除く<u>阪和道</u>～<u>堺・泉北有料道路</u>以北の地域</p> <p>(4) 丘陵部</p> <p><u>阪和道</u>～<u>堺・泉北有料道路</u>以南の地域</p>																					

	<p>2 人口</p> <p>(1) <u>平成 27 年（2015 年）</u> 国勢調査結果によると、堺市的人口は、<u>839,310 人</u>であり、約 60 が、内陸部に居住する。世帯数は<u>350,301 世帯</u>で、1 世帯当たり<u>2.35 人</u>となっている。また、65 歳以上の高齢単身者は、約<u>4.6 万人</u>である。</p> <p>(2) 堺市の昼夜人口比率は、<u>93.6%</u>であるが、都心市街地部においては、116% (+2.4 万人) 程度と推定され、また、臨海部には昼間約 1.4 万人程度の従業員が業務に従事している。</p> <p>(3) 外国人住民人口数  <u>平成 31 年（2019 年）</u> 3 月末現在、住民基本台帳人口における外国人住民人口は、<u>14,365 人</u>である。国籍（出身地）別人口は、以下のとおりである。  (市民人権局市民生活部戸籍住民課)</p>	<p>2 人口</p> <p>(1) <u>平成 22 年</u>国勢調査結果によると、堺市的人口は、<u>841,968 人</u>であり、約 60% が、内陸部に居住する。世帯数は<u>334,465 世帯</u>で、1 世帯当たり<u>2.40 人</u>となっている。また、65 歳以上の高齢単身者は、約<u>3.8 万人</u>である。</p> <p>(2) 堺市の昼夜人口比率は、<u>94.3%</u>であるが、都心市街地部においては、116% (+2.4 万人) 程度と推定され、また、臨海部には昼間約 1.4 万人程度の従業員が業務に従事している。</p> <p>(3) 外国人住民人口数  <u>平成 25 年 12 月</u>末現在、住民基本台帳人口における外国人住民人口は、<u>11,724 人</u>である。国籍（出身地）別人口は、以下のとおりである。  (市民人権局市民生活部戸籍住民課)</p>																		
23 頁 2 行	<<表の内容も下記のとおり修正>>																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>年月</th><th>総数</th><th>韓国及び朝鮮</th><th>中国</th><th>フィリピン</th><th>ベトナム</th><th>ブルジル</th><th>ペルー</th><th>その他</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 31 年 3 月</td><td><u>14,365</u></td><td><u>4,113</u></td><td><u>5,054</u></td><td><u>868</u></td><td><u>2,258</u></td><td><u>341</u></td><td><u>231</u></td><td><u>1,500</u></td></tr> </tbody> </table>		年月	総数	韓国及び朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブルジル	ペルー	その他	平成 31 年 3 月	<u>14,365</u>	<u>4,113</u>	<u>5,054</u>	<u>868</u>	<u>2,258</u>	<u>341</u>	<u>231</u>	<u>1,500</u>
年月	総数	韓国及び朝鮮	中国	フィリピン	ベトナム	ブルジル	ペルー	その他												
平成 31 年 3 月	<u>14,365</u>	<u>4,113</u>	<u>5,054</u>	<u>868</u>	<u>2,258</u>	<u>341</u>	<u>231</u>	<u>1,500</u>												
	<p>※「朝鮮」とは国籍ではなく、朝鮮半島出身者であることを示す。</p> <p>(昭和 40 年（1965 年）10 月 26 日法務省見解「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるいは『朝鮮』の記載について」)</p>	<p>※「朝鮮」とは国籍ではなく、朝鮮半島出身者であることを示す。</p> <p>(昭和 40 年 10 月 26 日法務省見解「外国人登録上の国籍欄の『韓国』あるいは『朝鮮』の記載について」)</p>																		
23 頁 29 行	<p>(2) 鉄道</p> <p><u>西日本旅客鉄道（株）</u> 阪和線及び<u>南海電気鉄道（株）</u> 南海本線が大阪及び和歌山に連絡しており、<u>南海電気鉄道（株）</u> 高野線が大阪狭山市、河内長野市を経て和歌山県橋本市へ、<u>泉北高速鉄道（株）</u> 泉北高速鉄道線が泉北ニュータウンを経由して和泉市に連絡する。</p> <p>また、市内の中心部には<u>大阪市高速電気軌道（株）</u> 御堂筋線及び<u>阪堺電気軌道</u> 阪堺線が走る。</p>	<p>(2) 鉄道</p> <p>JR 阪和線及び<u>南海線</u>が大阪及び和歌山に連絡しており、<u>高野線</u>が大阪狭山市、河内長野市を経て和歌山県橋本市へ、<u>泉北高速鉄道</u>が泉北ニュータウンを経由して和泉市に連絡する。</p> <p>また、市内の中心部には<u>大阪市営地下鉄</u>御堂筋線及び<u>阪堺電気軌道</u> 阪堺線が走る。</p>																		
25 頁 4 行	<p>(5) 自動車</p> <p><u>平成 30 年（2018 年）</u> 3 月末現在の自動車保有台数は、<u>390,660 台</u>、軽自動車数（<u>軽二輪車を除く</u>）は、<u>140,135 台</u>である。</p>	<p>(5) 自動車</p> <p><u>平成 25 年 3 月</u>末現在の自動車登録台数は、<u>251,906 台</u>、4 月 1 日現在の軽自動車数は、<u>199,812 台</u>である。</p>																		

25 頁 9 行	<p>(1) 地下施設</p> <p>都心市街地部は、特に堺駅（南海電氣鐵道（株）南海本線）、堺東駅（南海電氣鐵道（株）高野線）及び堺市駅（西日本旅客鐵道（株）阪和線）を中心とした地域に、比較的堅牢で地下構造を有する建築物が存在するが、地下街等の大規模な地下施設はない。</p>	<p>(1) 地下施設</p> <p>都心市街地部は、特に堺駅（南海線）、堺東駅（高野線）及び堺市駅（JR阪和線）を中心とした地域に、比較的堅牢で地下構造を有する建築物が存在するが、地下街等の大規模な地下施設はない。</p>
25 頁 18 行	<p>5 医療</p> <p>災害拠点病院である<u>堺市立総合医療センター</u>（地域災害医療センター）及び大阪労災病院（市町村災害医療センター）をはじめ、市の区域のほぼ全域に災害医療協力病院があり、また、その他の一般病院等も多く医療体制は比較的整っている。</p>	<p>5 医療</p> <p>災害拠点病院である<u>市立堺病院</u>（地域災害医療センター）及び大阪労災病院（市町村災害医療センター）をはじめ、市の区域のほぼ全域に災害医療協力病院があり、また、その他の一般病院等も多く医療体制は比較的整っている。</p>
25 頁 23 行	<p>6 避難地等</p> <p>市の区域には、広域避難地に指定された公園や緑地等が比較的整備されており、また、広域避難地に指定された場所以外にも<u>緊急時の避難場所</u>として活用できる公共的な用地を有する。</p> <p>また、広域避難地には指定されていないが、臨海部には広大な未活用の埋め立て地があり、これらの地域を活用することも可能である。</p>	<p>6 避難地等</p> <p>市の区域には、広域避難地に指定された公園や緑地等が比較的整備されており、また、広域避難地に指定された場所以外にも<u>公園、浄水場・配水場等緊急時の避難場所</u>として活用できる公共的な用地を有する。</p> <p>また、広域避難地には指定されていないが、臨海部には広大な未活用の埋め立て地があり、これらの地域を活用することも可能である。</p>
26 頁 13 行	<p>(4) 堺泉北港堺2区には、国土交通省近畿地方整備局の基幹的広域防災拠点が整備されており、救援物資等の集積機能があることから活用できる可能性がある。</p> <p>また、埋め立て地にある未活用地域は、救援を行う場合の仮設住宅の建設用地あるいは救援物資等の集積用地としての活用が期待される。</p>	<p>(4) 埋め立て地にある未活用地域は、救援を行う場合の仮設住宅の建設用地あるいは救援物資等の集積用地としての活用が期待される。</p>
29 頁 7 行	<p>オ 避難・救援・災害対処</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるとされているが、市の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受け入れ施設の確保の観点から、多数の市民等を短期間で遠方へ避難させることは極めて困難であることから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、(国) 対策本部及び(府) 対策本部の指示を踏まえ、適切に対応する必要があるとされている。</p>	<p>オ 避難・救援・災害対処</p> <p>事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるとされているが、市の人口規模に見合った避難のための交通手段及び受け入れ施設の確保の観点から、多数の市民等を短期間で遠方へ避難させることは極めて困難であることから、実際に避難させる必要が生じた場合においては、(国) 対策本部及び(府) 対策本部の指示を踏まえ、適切に対応する必要があるとされている。</p>

29 頁 29 行	<p>オ 避難・救援・災害対処</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が市民等に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要があり、武力攻撃災害の兆候を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>オ 避難・救援・災害対処</p> <p>ゲリラや特殊部隊の危害が市民等に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させるなど、適切な対応を行う必要があり、武力攻撃災害の兆候を覚知した場合には、速やかに関係機関に通知するとともに、必要に応じて、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等の必要な措置を講ずる必要があるとされている。</p>
30 頁 10 行	<p>ウ 被害の範囲・期間</p> <p>弾頭の種類（通常弾頭又は NBC 弾頭）を着弾前に特定することは困難であり、<u>弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なるとされている。</u></p>	<p>ウ 被害の範囲・期間</p> <p>弾頭の種類（通常弾頭又は NBC 弾頭）を着弾前に特定することは困難である。</p>
30 頁 16 行	<p>オ 避難・救援・災害対処</p> <p>発射後極めて短時間で着弾する予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。</p> <p>特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内への避難を指示するものとし、着弾後に被害状況を速やかに把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する必要があるとされている。</p> <p><u>また、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように平素から周知する。</u></p>	<p>オ 避難・救援・災害対処</p> <p>発射後極めて短時間で着弾する予想されるため、迅速な情報伝達と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、避難や消火活動が中心となる。</p> <p>特に避難については、当初は、近傍のコンクリート造等の堅牢な施設や地下街等の地下施設など屋内への避難を指示するものとし、着弾後に被害状況を速やかに把握した上で、事態の推移、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難を指示する必要があるとされている。</p>
32 頁 18 行	<p>ウ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<p>ウ 市街地におけるサリン等化学剤の大量散布</p>
33 頁 14 行	<p>ウ 放射線被害には、被ばくした個人の体細胞に生じる身体的障害と生殖細胞に生じる遺伝的障害があり、身体的障害には、短時間に大量の放射線を受けた場合に起こる急性障害と少量の放射線を長時間受けた場合に起こる<u>晚発性障害</u>が、更には全身に受けた場合と局所に受けた場合等でもその発症パターンが異なる等被害様相が極めて複雑である。</p>	<p>ウ 放射線被害には、被ばくした個人の体細胞に生じる身体的障害と生殖細胞に生じる遺伝的障害があり、身体的障害には、短時間に大量の放射線を受けた場合に起こる急性障害と少量の放射線を長時間受けた場合に起こる<u>晚発性障害</u>が、更には全身に受けた場合と局所に受けた場合等でもその発症パターンが異なる等被害様相が極めて複雑である。</p>

39 頁 15 行	<p>(2) 危機管理センターと各対策本部との関係</p> <p>危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、災害対策本部又は国民保護対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。</p>	<p>(2) 危機管理センターと各対策本部との関係</p> <p>危機管理センターは、情報収集に努める中で状況が判明していくに伴い、危機管理対策本部、災害対策本部、国民保護（緊急対処態）対策本部設置の必要性の検討や設置準備など、次の体制への円滑な移行を図る。</p>												
40 頁 7 行	<p>ア (市) 対策本部の組織</p> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長（危機管理室担任）、副市長（左記以外）、危機管理監</p> <p>本部員 教育長、上下水道局長、技監、市長公室長、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、区長、消防局長、会計管理者、教育次長、教育監、議会事務局長</p>	<p>ア (市) 対策本部の組織</p> <p>本部長 市長</p> <p>副本部長 副市長（危機管理室担任）、副市長（左記以外）、危機管理監</p> <p>本部員 教育長、技監、市長公室長、総務局長、財政局長、市民人権局長、文化観光局長、環境局長、健康福祉局長、子ども青少年局長、産業振興局長、建築都市局長、建設局長、区長、消防局長、会計管理者、上下水道局次長、教育次長（管理担当）、教育次長（指導担当）、議会事務局長</p>												
41 頁 18 行	<p>ア 対策本部員の参集</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。なお、勤務時間中の場合は府内放送を併用する。</p> <p>勤務時間外で、かつ危機管理センター又は災害対策本部が設置されていない場合において、設置の指定の通知を受けた当直は、直ちに市長に報告し、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。</p>	<p>ア 対策本部員の参集</p> <p>対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたときは、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。なお、勤務時間中の場合は府内放送を併用する。</p> <p>勤務時間外で、かつ危機管理センター、危機管理対策本部又は災害対策本部が設置されていない場合において、設置の指定の通知を受けた当直は、直ちに市長に報告し、職員招集システム等により、対策本部員を招集する。</p>												
42 頁 7 行	<table border="1" data-bbox="382 1567 874 2013"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条件 等</th> <th>配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全員配備</td> <td>2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていらないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。</td> <td>市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	条件 等	配備	全員配備	2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていらないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。	市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備	<table border="1" data-bbox="874 1567 1359 2013"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>条件 等</th> <th>配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全員配備</td> <td>2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていらないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。</td> <td>市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備</td> </tr> </tbody> </table>	区分	条件 等	配備	全員配備	2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていらないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。	市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備
区分	条件 等	配備												
全員配備	2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていらないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。	市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備												
区分	条件 等	配備												
全員配備	2 対策本部を設置すべき地方公共団体の指定の通知を受けたとき又は指定の通知は受けていらないが、市域において大規模な災害が発生し、指定の通知を受けることが予想されるとき。	市の総力を挙げて応急対策に取り組むため全員を配備												

42 頁 22 行	区分	条件 等	配備	区分	条件 等	配備
	警戒配備 (警 戒 配備 2)	1 <u>府域（市域を除く。）において緊急対処事態における災害が発生したとき。</u> 2 <u>国による事態認定がなされているが、上記の各項目には該当しない場合。</u>	情報収集及び伝達に必要な人員を配備	警戒配備 (警 戒 配備 2)	1 <u>府域（市域を除く。）において緊急対処事態における災害が発生したとき。</u> 2 <u>国による事態認定がなされているが、上記の各項目には該当しない場合。</u>	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
43 頁 4 行	(イ) 対策配備の場合	危機管理センター、 <u>危機管理対策本部</u> の要員は、危機管理センター長（危機管理監）が職員招集システムにより招集する。  その他の職員の招集は、危機管理センター、 <u>危機管理対策本部の長</u> の指示に基づき、各局等の長が招集する。	(イ) 対策配備の場合	危機管理センター、 <u>危機管理対策本部</u> の要員は、危機管理センター長（危機管理監）が職員招集システムにより招集する。  その他の職員の招集は、危機管理センター、 <u>危機管理対策本部の長</u> の指示に基づき、各局等の長が招集する。		
44 頁 19 行	1 国・府の対策本部との連携  市は、(府) 対策本部及び、府を通じ(国)対策本部と各種の調整や情報共有を行う。  また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部との密接な連携を図る。  さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、 <u>(市) 対策本部長</u> 又は <u>(市) 対策本部長</u> が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。	1 国・府の対策本部との連携  市は、(府) 対策本部及び、府を通じ(国)対策本部と各種の調整や情報共有を行う。  また、市は、国・府の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部との密接な連携を図る。  さらに、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合は、 <u>市対策本部長</u> 又は <u>市対策本部長</u> が指名する副本部長若しくは本部員が出席する。				
48 頁 14 行	(2) <u>都道府県知事等</u>  警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他関係機関に通知することとされている。	(2) <u>都道府県知事</u>  警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を市町村長、府の他の執行機関、指定地方公共機関、その他関係機関に通知することとされている。				
48 頁 31 行	(1) 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、 <u>インターネット（市のホームページ、SNS）</u> 、緊急連絡メール等、市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。	(1) 市長は、防災行政無線、広報車、電話、ファクシミリ、 <u>インターネット、携帯電話の一斉メール</u> 等市が保有するあらゆる手段を活用し、警報を伝達・通知する。				

51 頁 22 行	<p>避難所までの住民避難が必要な場合、町内会、自治会等ごとに居住地周辺の公園又は空き地等に集合し、集団で避難所まで避難する。</p>	<p>避難所までの住民避難が必要な場合、町内会、自治会等ごとに居住地周辺の公園又は空き地等に集合し、集団で避難所まで避難する。</p>
53 頁 13 行	<p>⑤ 輸送手段の確保の調整 府との役割分担、運送事業者との連絡網、<u>一時集合場所</u>の選定 ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（<u>避難行動要支援者名簿</u>、避難行動要支援者支援班の設置等）</p>	<p>⑤ 輸送手段の確保の調整 府との役割分担、運送事業者との連絡網、<u>一時避難場所</u>の選定 ⑥ 避難行動要支援者の避難方法の決定（<u>避難支援プラン</u>、避難行動要支援者支援班の設置等）</p>
53 頁 24 行	<p>ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（<u>市のホームページ</u>、<u>SNS</u>）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、市民等及び関係ある公私の団体に伝達する。</p>	<p>ア 市長は、避難実施要領を定めたときは、防災行政無線やインターネット（<u>ホームページへの掲載</u>）、広報車などを活用するほか、自主防災組織、自治会等の自発的な協力を得て、市民等及び関係ある公私の団体に伝達する。</p>
53 頁 33 行	<p>(1) <u>基本パターンの作成</u> 市は、避難実施要領を迅速に作成するため、以下の4パターンを想定し、避難実施要領の基本パターンとしてあらかじめ作成する。</p>	<p>(1) <u>基本パターン</u> 市は、避難実施要領を迅速に作成するため、以下の4パターンを想定し、避難実施要領の基本パターンとしてあらかじめ作成する。</p>
54 頁 23 行	<p>イ 市長は、安全を十分に確認したうえで、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市職員等には、<u>防災服</u>、<u>腕章</u>を着用させ、旗、特殊標章等（<u>緊急対処事態においては特殊標章等を除く。</u>）を携行させる。</p>	<p>イ 市長は、安全を十分に確認したうえで、避難経路の要所要所に誘導要員を配置し、各種の連絡調整にあたらせるとともに、行政機関の車両、案内板、誘導ロープ等を設置し、誘導の円滑化を図る。避難住民の誘導を行う市職員等には、<u>防災服</u>、<u>腕章</u>、<u>旗</u>、<u>及び特殊標章等（緊急対処事態においては特殊標章等を除く。）</u>を携行させる。</p>
55 頁 11 行	<p>(イ) <u>市長は</u>、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。 (ウ) <u>市長は</u>、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。</p>	<p>(イ) <u>市長は</u>、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、避難先地域（避難経路を含む。）を管轄する市町村長に対し、避難住民の誘導の補助を依頼する。 (ウ) <u>市長は</u>、避難誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報を、避難先地域の避難施設を管理運営する市町村長等へ提供する。</p>
55 頁 32 行	<p>(5) <u>避難行動要支援者の避難誘導</u></p>	<p>(4) <u>避難行動要支援者の避難誘導</u></p>

56 頁 3 行	ウ 市は、病院、社会福祉施設、介護保険施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などを要請するなどして実施する。				ウ 市は、病院、社会福祉施設、介護保険施設等に入院・滞在している、自ら避難することが困難な者の避難誘導について、施設管理者に対し、当該施設職員による引率、保護者への連絡及び引き渡しなどのほか、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などを要請するなどして実施する。																																
56 頁 9 行	(6) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導				(5) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導																																
56 頁 25 行	(8) 避難住民の復帰のための措置				(7) 避難住民の復帰のための措置																																
59 頁 3 行	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難の特徴</th> <th>被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)</th> <th>予測の可否 →避難までの時間的余裕</th> <th>主な避難手段</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事態類型等</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>着上陸侵攻</td> <td>広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)</td> <td>予測は可能 →時間的余裕あり</td> <td>公共交通機関・借上バス</td> </tr> </tbody> </table>	避難の特徴		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段	事態類型等					武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 →時間的余裕あり	公共交通機関・借上バス	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">避難の特徴</th> <th>被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)</th> <th>予測の可否 →避難までの時間的余裕</th> <th>主な避難手段</th> </tr> <tr> <th colspan="2">事態類型等</th> <th></th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武力攻撃事態</td> <td>着上陸侵攻</td> <td>広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)</td> <td>予測は可能 時間的余裕あり</td> <td>公共交通機関・借上バス</td> </tr> </tbody> </table>	避難の特徴		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段	事態類型等					武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 時間的余裕あり	公共交通機関・借上バス					
避難の特徴		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段																																	
事態類型等																																					
武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 →時間的余裕あり	公共交通機関・借上バス																																	
避難の特徴		被害の範囲 →避難先までの距離 (主たる避難先)	予測の可否 →避難までの時間的余裕	主な避難手段																																	
事態類型等																																					
武力攻撃事態	着上陸侵攻	広い範囲 →遠くへ避難 (他市町村・他府県)	予測は可能 時間的余裕あり	公共交通機関・借上バス																																	
61 頁 16 行	<p>イ 他の市町村との連携</p> <p>市長は、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対して、府内の他の市町村との調整を行うよう要請するとともに、協定を締結している他の都道府県の市（指定都市）に応援を要請する。</p> <p>ウ 日本赤十字社大阪府支部との連携</p> <p>市長は、日本赤十字社大阪府支部がその業務に関し、知事又は指定都市の長が行う救援に協力するとともに、知事又は指定都市の長から委託を受けて救援又はその応援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。</p>				<p>イ 他の市町村との連携</p> <p>市長は、救援を実施するため必要と判断したときは、知事に対して、府内の他の市町村との調整を行うよう要請するとともに、協定を締結している他の都道府県の市（政令市）に応援を要請する。</p> <p>ウ 日本赤十字社大阪府支部との連携</p> <p>市長は、日本赤十字社大阪府支部がその業務に関し、知事又は政令指定都市の長が行う救援に協力するとともに、知事又は政令指定都市の長から委託を受けて救援又はその応援を実施することとされていることから、日本赤十字社大阪府支部と密接に連携する。</p>																																
62 頁 7 行	<p>① 医薬品 ② 食品 ③ 寝具</p> <p>④ 医療機器その他衛生用品及び再生医療等製品 ⑤ 飲料水</p>				<p>① 医薬品 ② 食品 ③ 寝具 ④ 医療機器その他衛生用品</p> <p>⑤ 飲料水</p>																																

	<p><u>基幹災害医療センター ：大阪急性期・総合医療センター</u></p> <p><u>地域災害医療センター（災害拠点病院） ：<u>堺市立総合医療センター</u></u></p> <p><u>特定診療災害医療センター ：大阪母子医療センター等</u></p>	<p>地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を実施</p> <p>1 <u>24時間緊急対応による救急患者の受入と高度医療の提供</u>      2 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整      3 <u>地域の医療機関への応急医療資器材の貸し出し等の支援</u></p> <p>循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を実施</p>	<p><u>基幹災害医療センター ：大阪府立急性期・総合医療センター</u></p> <p><u>地域災害医療センター（災害拠点病院） ：<u>市立堺病院</u></u></p> <p><u>特定診療災害医療センター ：府立母子総合医療センター等</u></p>	<p>地域災害医療センターとしての活動に加え、患者の広域搬送に係る地域災害医療センター間の調整を実施</p> <p>1 <u>24時間緊急対応による救急患者の受入と高度医療の提供</u>      2 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整      3 <u>地域の医療機関への応急医療資器材の貸し出し等の支援</u></p> <p>循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を実施</p>
69頁 15行		イ 安否情報の収集・提供を行う場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用し、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行うものとする。		イ 安否情報の収集・提供を行なう場合は、総務省（消防庁）が運用する安否情報システムを利用するなど、効率的かつ安定的な安否情報の収集・提供を行なうものとする。
72頁 11行		イ 知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村長、府の他の執行機関及び関係指定（地方）公共機関に通知することとされている。		イ 知事は、緊急通報を発令したときは、直ちにその内容を市町村長、府の他の執行機関並びに関係指定（地方）公共機関に通知することとされている。
82頁 5行	ウ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があったときは退避の指示を行うとされている。 <u>また、市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもが退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動を命ぜられた自衛官が行う</u> とされている。		ウ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による退避の指示を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があったときは退避の指示を行うとされている。 <u>又、市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもが退避の指示をすることができないと認める場合に限り、出動を命ぜられた自衛官も行う</u> とされている。	
82頁 22行				

84 頁 1 行	<p>エ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による措置を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があつたときは警戒区域の設定を行うとされている。<u>また、</u>市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもがその場にいない場合に限り、出動を命ぜられた自衛官が行うことができるとされている。</p>	<p>エ 警察官又は海上保安官は、市長若しくは知事による措置を待ついとまがないとき、又は市長若しくは知事からの要請があつたときは警戒区域の設定を行うとされている。<u>又、</u>市長、知事、警察官、海上保安官のいずれもがその場にいない場合に限り、出動を命ぜられた自衛官も行うとされている。</p>
85 頁 2 行	<p>b <u>延焼動態</u>から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧にあたる。</p>	<p>b <u>延焼形態</u>から、避難者に火災の危険が及ぶおそれのある場合、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧にあたる。</p>
86 頁 6 行	<p>エ 市長もしくは消防長又は水防管理者は、武力攻撃災害において特に現場で活動する市職員、<u>消防職員など</u>に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。</p>	<p>エ 市長もしくは消防長又は水防管理者は、武力攻撃災害において特に現場で活動する市職員、<u>消防職員等、水防団員など</u>に対し、必ず特殊標章を交付し着用させる。</p>
92 頁 35 行	<p>ア 内閣総理大臣は、NBC 攻撃による汚染が生じ、人の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれがあると認めるときは、対処基本方針等に基づき、関係大臣等を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならないとされている。また、この場合において国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置を講じなければならないとされている。</p> <p><u>また、</u>国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請することとされている。</p>	<p>ア 内閣総理大臣は、NBC 攻撃による汚染が生じ、人の生命、身体又は財産に危険が生じるおそれがあると認めるときは、対処基本方針等に基づき、関係大臣等を指揮し、汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を防止するための措置を講じなければならないとされている。また、この場合において国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助に関する措置を講じなければならないとされている。</p> <p><u>又、</u>国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請することとされている。</p>
96 頁 33 行	<p>4 避難住民等の健康維持活動</p> <p>市は、府と連携して、<u>避難住民等</u>の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、<u>加療等</u>、<u>避難住民等</u>の健康維持に必要な活動を行う。</p>	<p>4 避難住民等の健康維持活動</p> <p>市は、府と連携して、<u>被災者</u>の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、<u>加療等被災者</u>の健康維持に必要な活動を行う。</p>
97 頁 3 行	<p>ア 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び<u>応急仮設住宅等</u>において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。</p>	<p>ア 避難住民等の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、社会福祉施設及び<u>応急仮設住宅</u>において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。</p>

97 頁 20 行	(1) 福祉ニーズの把握  市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。  また、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。	(1) 福祉ニーズの把握  市は、被災した高齢者、障害者等に対して、必要な福祉サービスが組織的、継続的に提供できるよう、府と連携して、福祉ニーズの迅速な把握に努める。  また、被災により保護者を失う等の要保護児の迅速な発見、保護に努める。
97 頁 28 行	(3) 緊急入所等  市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難又は関係団体の自発的な協力を得て、 <u>社会福祉施設</u> への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。	(3) 緊急入所等  市は、府と連携して、被災により、居宅、避難所等で生活できない高齢者、障害者等について、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難又は関係団体の自発的な協力を得て、 <u>社会福祉施設及び介護保険施設</u> への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
98 頁 1 行	7 動物の保護等に関する配慮  市は、「動物の保護等に関する配慮事項について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の <u>保護収容</u> について、所要の措置を講ずるよう努める。	7 動物の保護等に関する配慮  市は、「動物の保護等に関する配慮事項について（平成 17 年 8 月 31 日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、危険動物等の逸走対策、要避難地域等において飼育又は保管されていた家庭動物等の <u>保護</u> について、所要の措置を講ずるよう努める。
98 頁 23 行	ア 速やかに、 <u>し尿の収集処理</u> 体制を確保する。	ア 速やかに、 <u>し尿処理</u> 体制を確保する。
102 頁 8 行	(1) 危機管理センター又は災害対策本部の設置	(1) 危機管理センター、危機管理対策本部又は災害対策本部の設置
102 頁 14 行	② 府が総合防災体制をとるときは、市は災害対策本部を開設し、 <u>災害対策本部</u> 室内に現地本部を併設する。	② 府が総合防災体制をとるときは、市は危機管理対策本部又は災害対策本部を開設し、 <u>危機管理対策本部</u> 又は <u>災害対策本部</u> 室内に現地本部を併設する。

102 頁 16 行	<p>(2) <u>災害対策本部と現地本部との関係</u></p> <p>ア <u>災害対策本部は、住民の避難、避難住民等の救援、災害の拡大防止等の措置を総合的に実施するとともに、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める市の役割分担に基づく措置を実施する。</u></p> <p>イ <u>現地本部は、防災本部からの指示に基づき、危険物質等による災害の拡大防止のための措置を行う。</u></p> <p>ウ <u>災害対策本部と現地本部は、災害に関する情報を共有し、災害への対処措置を行う場合は、措置の内容について相互に調整する。</u></p>	<p>(2) <u>危機管理対策本部又は災害対策本部と現地本部との関係</u></p> <p>ア <u>危機管理対策本部又は災害対策本部は、住民の避難、避難住民等の救援、災害の拡大防止等の措置を総合的に実施するとともに、「大阪府石油コンビナート等防災計画」に定める市の役割分担に基づく措置を実施する。</u></p> <p>イ <u>現地本部は、防災本部からの指示に基づき、危険物質等による災害の拡大防止のための措置を行う。</u></p> <p>ウ <u>危機管理対策本部又は災害対策本部と現地本部は、災害に関する情報を共有し、災害への対処措置を行う場合は、措置の内容について相互に調整する。</u></p>
102 頁 26 行	<p>(1) <u>(市) 対策本部の設置</u></p> <p>市長は、対策本部の設置の指定の通知を受けた場合は、直ちに(市)対策本部を設置し、<u>災害対策本部</u>を設置している場合はこれを廃止する。この場合において、現地本部が併設されている場合は(市)対策本部室内に引き続き併設する。</p>	<p>(1) <u>(市) 対策本部の設置</u></p> <p>市長は、対策本部の設置の指定の通知を受けた場合は、直ちに(市)対策本部を設置し、<u>危機管理対策本部又は災害対策本部</u>を設置している場合はこれを廃止する。この場合において、現地本部が併設されている場合は(市)対策本部室内に引き続き併設する。</p>
106 頁 3 行	<p>1 <u>生活関連物資等の価格安定</u></p> <p>市は、武力攻撃事態において、<u>国・府と連携し物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下、「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するための措置等を府等の関係機関と連携して実施する。</u></p>	<p>1 <u>生活関連物資等の価格安定</u></p> <p>市は、武力攻撃事態において、<u>物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下、「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するための措置等を府等の関係機関と連携して実施する。</u></p>
106 頁 16 行	<p>(2) <u>公的徴収金の減免等</u></p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、<u>市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の措置を災害の状況に応じて実施する。</u></p>	<p>(2) <u>公的徴収金の減免等</u></p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、<u>市税に関する申告及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。</u></p>

112 頁 22 行	(3) 関係機関との情報共有  市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を <u>設置する等</u> 、関係機関との情報の共有化を図る。	(3) 関係機関との情報共有  市は、関係機関との意見交換・情報交換の場を <u>設置する（又は設置されている場合は参加する）等</u> により、関係機関との情報の共有化を図る。
118 頁 5 行	1 基礎資料の整備  市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な <u>基礎的資料を継続的に作成・更新する</u> 。	1 基礎資料の整備  市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト、公共交通機関の輸送力のリスト等必要な <u>基礎資料を継続的に整備する</u> 。
119 頁 22 行	(8) 新たな伝達手段の検討  警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、 <u>複数の手段を確保する必要があり、的確かつ迅速な伝達に資する新たな伝達手段について</u> 検討する。	(8) 新たな伝達手段の検討  警報の伝達にあたっては、現在市が保有する伝達手段に基づき行うほか、 <u>携帯電話の一斉メールをはじめとした新たな伝達手段について</u> 検討する。
125 頁 14 行	(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル))	(日本工業規格 A7 (横 74 ミリメートル、たて 105 ミリメートル))
127 頁 21 行	(4) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。	(4) 市長、消防長及び水防管理者は、特殊表彰等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、特殊標章等の使用を許可する。
128 頁 8 行	1 復旧のための体制・資機材の整備  市長は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び <u>応急復旧</u> を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。	1 復旧のための体制・資機材の整備  市長は、所管する施設及び設備の被害状況の把握及び <u>復旧</u> を行うための体制及び資機材を整備するよう努める。
132 頁 12 行	損失補償 (法第 159 条第 1 項)	損失補償 (法第 159 条第 1 項)
132 頁 17 行	損害補償 (法第 160 条)	損害補償 (法第 160 条)  市民等への協力要請によるもの。(法第 70 条第 1・3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)
		損害補償 (法第 160 条)  市民等への協力要請によるもの。(法第 70 条第 1・3 項、第 80 条第 1 項、第 115 条第 1 項、第 123 条第 1 項)



## 地方自治法第 180 条の規定による市長専決処分の 報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定された事項について、次のとおり専決処分したので報告する。

### [根拠]

地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

# 1 市長の専決事項の指定第1項による専決処分

(健康部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
4	2.1.14	314,050	堺市中区 *** ***	*****	令和元年9月30日(月) 午後3時55分ごろ、堺市北区中長尾町2丁目5-2駐車場内において、感染症対策課の職員が本市車両を後進させた際、駐車区画に停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。
5	2.1.14	221,262	京都市 *** *****	*****	令和元年7月11日(木) 午後3時20分ごろ、堺市中区深井水池町457-9駐車場内において、食品衛生課の職員が本市車両を後進させた際、駐車区画に停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

(子ども相談所)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
7	2.1.14	150,425	兵庫県西宮市甲子園口3丁目 18-23	株式会社セイ エーサービス	令和元年11月1日(金) 午後4時10分ごろ、西宮市甲子園九番町交差点において、子ども相談所の職員が、右折待ちで停車していた前方車両を避けるため左に車線変更した際、左側車線を走行していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

## (住宅部)

専決番号	専 決 年月日	損害賠償の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
74	1.12.12	20,700	堺市西区*** ***** ***	*****	平成30年9月4日(火) 午後3時ごろ、堺市中区深井北町814番地1に所在する堺市営北深井住宅の屋根素材が台風による突風により飛散し、相手方の家屋を損傷させたもの。

## (南区役所)

専決番号	専 決 年月日	損害賠償の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
6.	2.1.14	207,190	埼玉県川口市末広3-14-20	有限会社サンライト工業	令和元年8月16日(金) 午後3時15分ごろ、堺市南区原山台1丁泉北1号線側道原山台北交差点手前において、南区市民課の職員が本市車両をわき見運転のまま前進させた際、信号待ちで停車していた相手方車両に接触し、損傷させたもの。

## (北区役所)

専決番号	専 決 年月日	損害賠償の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
75	1.12.26	200,000	堺市北区*** ***** ***** *****	*****	相手方は堺市自立支援教育訓練給付金の受給に当たって、受講講座の指定決定を受け、受講を開始した。受講修了前になって、指定対象講座でなかったことが判明し、教育訓練給付金の支給ができず、相手方に給付金相当額の200,000円の損害を与えたもの。

## (土木部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
8	2.1.22	18,851	堺市南区豊田 625番地	ヤマト運輸 株式会社 堺南支店 支店長 山中幸浩	令和元年7月31日(水) 午後4時30分ごろ、堺市南区城山台1丁19番地先において、相手方のトラックが市道城山台1号線の路肩に停車しようとしたところ、車道にはみ出した街路樹の枝に接触してトラックの荷台を損傷したもの。
9	2.1.22	293,112	大阪市中央区南本町4丁目2番 21号イヨビル ディング4階	株式会社 グロウイング 代表取締役 栗山茂也	令和元年8月3日(土) 午後2時50分ごろ、堺市堺区中三国ヶ丘町4丁1番18号地先において、相手方の車両が市道今池三国ヶ丘線で信号待ちをしていたところ、街路樹の枝が突然落下し、車両の天井及び左側面を損傷したも

## (学校教育部)

専決番号	専決年月日	損害賠償の額(円)	相手方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
18	2.1.29	5,775	堺市中区*** *****	*****	令和元年9月17日(火) 午後3時55分ごろ、堺市立東深井小学校において、児童が乗った車いすを当該校教諭が押していた時に、車いすの車輪部分(持ち手)を、スロープの手摺土台のセメント部分に接触させ、車いすの車輪部分(持ち手)を損傷させたもの。

専決 番号	専 決 年月日	損害賠償 の額(円)	相 手 方		事件の概要
			住所又は所在地	氏名又は名称	
3	2.1.14	874,945	大阪府堺市堺区 *****	*****	令和元年6月13日(木) 午後1時33分ごろ、堺市北区新金岡町5丁9番付近において、教育センター職員が信号待ちで停車中にブレーキペダルを離したことにより、本市車両が相手方の車両に接触し、損傷させたもの。

## 2 市長の専決事項の指定第3項

(住宅部)

専決番号	専決年月日	案 件	債権等及び目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
10	2.1.24	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 *****の住宅明渡し	堺市堺区***** *****堺市営 ***** *****	亡*****こと *****の 相 続 人
1	2.1.9	訴えの提起について	堺市堺区 ***** *****堺市営 *****の住宅明 渡し及び住宅使 用料相当損害金	堺市堺区***** *****堺市営 ***** *****	亡*****の 相 続 人
13	2.1.24	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 *****の住宅明渡し	堺市堺区***** *****堺市営 *****	亡*****こと ***の相続人
11	2.1.24	訴えの提起について	堺市堺区***** *****堺市営 *****の住宅明 渡し及び住宅使 用料 611,200 円並びに 住宅使用料相当損 害金	堺市堺区***** *****堺市営 ***** *****	*****

## 及び第4項による専決処分

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****こと、*****は、平成29年12月24日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 名義人死亡日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****こと、*****は、平成30年5月1日頃から10日頃までの間に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するとともに、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****こと、*****は、平成30年6月23日に死亡し、入居承認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがなされないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金611,200円及び入居承認取消しの日の翌日から明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営*****の入居名義人である*****は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料611,200円及び明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決 番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
12	2.1.24	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区*** *****堺市営***** ***** *	亡*****の相続人
2	2.1.9	訴えの提起に ついて	堺市堺区*** *****堺市営***** *****の住宅明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区*** *****堺市営***** ***** *	亡*****の相続人
14	2.1.24	訴えの提起に ついて	堺市堺区***** *****堺市営***** *****の住宅明渡し及び住宅使用料相当損害金	堺市堺区** *****堺市営***** ***** *	亡*****の相続人
15	2.1.24	訴えの提起に ついて	堺市中区***** *****堺市営***** *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料355,800円及び住宅使用料相当損害金	堺市中区*** *****堺市営***** ***** *	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅 の明渡しを求める。</p> <p>(2) 名義人死亡日の翌日から明渡しに 至るまでの住宅使用料相当額の損害 金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*** ***は、平成29年8月21日に死亡し、入居承 認は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがな されないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するととも に、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損 害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅 の明渡しを求める。</p> <p>(2) 名義人死亡日の翌日から明渡しに 至るまでの住宅使用料相当額の損害 金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*** ***は、平成29年5月14日に死亡し、入居承認 は当然に終了したにもかかわらず、明渡しがな されないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するととも に、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損 害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市堺区*****堺市 営*****の住宅 の明渡しを求める。</p> <p>(2) 名義人死亡日の翌日から明渡しに 至るまでの住宅使用料相当額の損害 金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市堺区*****堺市営***** *****の入居名義人である*** ***は、令和元年10月末頃に死亡し、入居承認は 当然に終了したにもかかわらず、明渡しがな されないまま現在に至っている。 このため、同住宅の明渡しを請求するととも に、明渡しに至るまでの住宅使用料相当額の損 害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>
<p>(1) 堺市中区*****堺市 営*****の住宅 の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金355,800円及び入 居承認取り消しの日の翌日から明渡 し済みに至るまでの住宅使用料相当 額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすること を求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件 堺市中区*****堺市営***** *****の入居名義人である*** ***は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。 このため、同住宅の入居承認を取り消し、同 住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 355,800円及び住宅使用料相当額の損害金の支 払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

専決番号	専 決 年月日	案 件	債権等及び 目的の価額	相 手 方	
				住所又は所在地	氏名又は名称
16	2.1.24	訴えの提起について	堺市西区.***** ***** * 堺市営 ***** *****の住宅の明渡し並びに住宅使用料 307,200 円及び住宅使用料相当損害金	堺市西区.*** ***** * *** 堺市営 * *****. **	*****

請求等の内容	事件名及び事件の概要
<p>(1) 堺市西区*****の住宅の明渡しを求める。</p> <p>(2) 住宅使用料 金 307,200 円及び入居承認取り消しの日の翌日から明渡し済みに至るまでの住宅使用料相当額の損害金の支払を求める。</p> <p>(3) 訴訟費用は被告の負担とすることを求める。</p>	<p>建物明渡等請求事件      堺市西区*****の入居名義人である**      **は、住宅使用料を長期間にわたって滞納している。      このため、同住宅の入居承認を取り消し、同住宅の明渡しを請求するとともに、住宅使用料 307,200 円及び住宅使用料相当額の損害金の支払を求める訴えの提起を行うもの。</p>

### 3 市長の専決事項の指定第5項

(道路部)

専決番号	専決年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
17	2.1.28	大浜高架橋 (P12-P17工区) 耐震対策ほか 工事	堺市堺区大浜中町3丁 7番11号	松尾・泉都・久栄建設工事共同企業体  代表構成員 株 式 会 社 松 尾 組 代 表 取 締 役 松 尾 啓 一  他の構成員 泉 都 興 業 株 式 会 社 代 表 取 締 役 関 口 謙 治  他の構成員 久 栄 建 設 株 式 会 社 代 表 取 締 役 永 山 久	変更前 743,040,000 円 (消費税額等 55,040,000 円)  変更後 817,056,800 円 (消費税額等 61,768,800 円)

## による専決処分

変更額（増）	変更する内容	変更理由
74,016,800 円 (消費税額等 6,728,800 円)	捨石撤去工（水中人力併用） 変更前 128m <sup>3</sup> 変更後 278m <sup>3</sup>	当初、港湾内にある橋脚番号12番のコンクリート橋脚を補強するに当たっては、竣工図面を参照した上で設計を行い、当該橋脚に近接する護岸の保護コンクリート及び土砂を撤去し、橋脚フーチング上にライナープレートで仮締切を行った後にコンクリートの巻立て補強を実施する予定であった。 しかし、工事着手後、港湾内の作業を開始したところ、保護コンクリートは存在せず、橋脚フーチング上まで捨石が積み上げられていることが判明したため、捨石撤去作業を追加して実施する必要が生じた。これにより、増額変更するもの。

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
19	2.1.30	大浜高架橋（Cランプ、P17-P22工区）耐震対策工事	堺市西区浜寺船尾町西2丁348	木下・利晃・隆栄建設工事共同企業体 代表構成員 木下建設株式会社 代表取締役 木下剛 他の構成員 利晃建設株式会社 代表取締役 西田友幸 他の構成員 株式会社 隆栄建設 代表取締役 嘉陽利明	変更前 315,424,800円 (消費税額等 23,364,800円) 変更後 327,696,400円 (消費税額等 24,480,400円)

(学校管理部)

専決 番号	専 決 年月日	契約の目的	契約の相手方		契約金額
			住 所	氏 名	
73	1.12.10	原山ひかり小学校再編整備工事	堺市西区宮下町12番1号	堺土建・藤木組建設工事共同企業体 代表構成員 堺土建株式会社 代表取締役 下川好隆 他の構成員 株式会社 藤木組 代表取締役 藤木幸生	変更前 1,809,673,405円 (消費税額等 134,224,855円) 変更後 1,849,610,005円 (消費税額等 137,855,455円)

変更額（増）	変更する内容	変更理由
12,271,600 円 (消費税額等 1,115,600 円)	鋼製受け台製作及び設置工  変更前 設置数 0 基 鋼材重量 0kg  変更後 設置数 3 基 鋼材重量 2,055kg	当初、橋台の支承取替工について、橋台上に設置するジャッキアップ装置で橋げたを持ち上げた後に、支承を取り替える予定であった。 工事着手後、橋台のコンクリート削孔を実施したところ、既設橋台の鉄筋が支障となり、削孔位置を変更する必要が生じたため、支承のベースプレートが大きくなつた。このことにより、ジャッキの設置スペースがなくなり、橋台上で橋げたを持ち上げることができないことが判明したため、ジャッキアップ用の鋼製受け台を設置する必要が生じた。よつて、その費用について増額変更を行うもの。

変更額（増）	変更する内容	変更理由
39,936,600 円 (消費税額等 3,630,600 円)	請負代金額の増額変更	内部のモルタルはつり後、躯体の現況調査を行つた結果、露筋部、躯体欠損部等の施工数量において、当初想定より増減が生じた。その他設計時に確認困難であった設計図書の施工条件と工事現場の不一致について現場にあわせて再検討を行つた結果、設計数量に増減が生じた。以上のことから、増減の差引の結果、増額変更を行うもの。



児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項に基づく  
返還金及び加算金の督促処分に係る  
審査請求の却下裁決の報告について

児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項に基づく返還金及び加算金の督促処分に係る審査請求について、次のとおり却下したので、地方自治法第 231 条の 3 第 9 項の規定により報告します。

[根 拠]

地方自治法第 231 条の 3 第 9 項の規定に基づき議会に報告する必要があるため。

## 児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項に基づく 返還金及び加算金の督促処分に係る 審査請求の却下裁決の報告について

1 審査請求の年月日

平成 29 年 7 月 10 日

2 審査請求人の住所及び氏名

堺市堺区香ヶ丘町 1 丁 9 番 19 号

株式会社 JUPITER

代表者 代表取締役 三宅 和哉

3 処分庁

堺市長

4 審査庁

堺市長

5 審査請求の内容

平成 29 年 5 月 8 日付で堺市長が審査請求人に対して行った、児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項に基づく返還金及び加算金の支払いを求める処分に係る督促処分の取消しを求めるもの。

6 却下の年月日

令和 2 年 1 月 10 日

7 却下の理由

令和元年 9 月 17 日付で処分庁が本件督促処分を取り消したことにより、本件督促処分の効果は失われ、本件督促処分の取消しを求ることにより回復すべき法律上の利益があることが認められないことから、本件審査請求は不適法となつたため。



令和2年第1回市議会（定例会）  
付議案件綴及び同説明資料綴（その2）

令和2年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号  
Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

印 刷 協和印刷株式会社

配架資料番号  
1-B2-19-0091



**リサイクル適性(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。